

三島市地域防災計画

資料編

令和7年3月
三島市防災会議

資料編 目次

資料番号	内容
1. 組織	
1-1	三島市防災会議条例
1-2	三島市防災会議委員編成表
1-3	三島市災害対策本部条例
1-4	三島市災害対策本部運営要領
1-5	三島市地震災害警戒本部条例
1-6	三島市地震災害警戒本部運営要領
1-7	災害時の配備体制一覧
1-8	三島市災害対策本部組織図
1-9	三島市災害対策本部室配置図
1-10	動員系統図＜勤務時間中・勤務時間外＞
1-11	部別被害調査担当地区一覧表
1-12	三島市オフロードバイク隊運営要領
2. 災害の危険度	
2-1	三島市の災害年表
2-2	河川氾濫区域及び避難場所一覧表
2-3	土砂災害危険予想区域及び避難場所一覧表
2-4	火災延焼予想危険区域
2-5	重要水防箇所
2-6	富士山噴火に伴う影響想定範囲図
2-7	東海地震に係る地震防災対策強化地城市町村一覧 南海トラフ地震防災対策推進地域県内市町一覧 首都直下地震緊急対策区域県内市町一覧
2-8	気象庁震度階級関連解説表
2-9	警報・注意報発表基準一覧表
2-10	原子力防災対策用管内図
2-11	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
3. 情報・通信・広報活動	
3-1	情報の収集・伝達通信系統図
3-2	情報伝達媒体一覧表
3-3	三島市防災行政無線等管理規程
3-4	三島市同報無線運営要領
3-5	同報無線屋外受信局一覧表
3-6	防災行政無線一覧表
3-7	I P無線一覧表
3-8	簡易無線一覧表
3-9	自主防災組織用簡易無線一覧表
3-12	衛星携帯電話一覧表
3-13	公用携帯電話一覧表
3-14	特設公衆電話一覧表
3-15	三島市情報及び広報活動等実施要領
3-16	災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針
4. 医療・救護・衛生	
4-1	非常災害時医療救護編成表
4-2	病院・診療所一覧表
4-3	歯科診療所一覧表
4-4	救護病院等位置図
4-5	災害用医療資機材一覧表
4-6	遺体安置所・協力事業者一覧表
4-7	ごみ処理施設・災害廃棄物仮置場一覧表
4-8	し尿処理施設・処理業者一覧表
4-9	マンホールトイレ設置場所一覧
5. 輸送・交通	
5-1	緊急輸送路一覧表
5-2	緊急輸送路図
5-3	緊急輸送路各種様式
5-4	緊急通行車両一覧表
5-5	水道課緊急車両一覧表
5-6	ヘリポート基地予定場所一覧表・自衛隊集結地

	資料番号	内容
6. 避難活動		
6-1	避難指示等の種類	
6-2	指定避難所一覧表	
6-3	指定避難所収容可能人数一覧表	
6-4	避難所避難対象自治会一覧表	
6-5	福祉避難所一覧表	
6-6	指定緊急避難場所一覧表	
6-7	避難対象の要配慮者利用施設一覧表	
6-8	応急仮設住宅建設予定地一覧表	
6-9	避難誘導標識設置箇所一覧表	
7. 消防		
7-1	富士山南東消防本部消防計画 抜粋	
7-3	消防本部・消防署・分署及び分遣所配置図	
7-4	消防団配置図	
7-5	消防団管轄区域一覧表	
7-6	危険物施設数一覧表	
8. 水道・貯水		
8-1	三島市水道災害対策本部組織図	
8-2	水道主要施設一覧表	
8-3	耐震性防火水槽一覧（公設）	
8-4	避難所別貯水状況一覧表	
8-5	水道施設災害復旧に必要な資機材の調達一覧表	
9. 協定		
9-1	地方公共団体災害協定締結先一覧表	
9-2	民間事業者災害協定締結先一覧表	
9-3	三島薬業会会員名簿	
9-4	静岡県石油商業組合三島支部給油店一覧表	
9-5	三島市建設産業連合会会員名簿	
9-6	三島市建設事業協同組合組合員名簿	
9-7	三島建設業協力会名簿	
9-8	三島市指定上下水道工事店協同組合名簿	
9-9	三島市旅館組合会員名簿	
9-10	静岡県電機商業組合三島支部名簿	
9-11	三島電設業協会会員名簿	
9-12	三島市一般廃棄物組合組合員名簿	
9-13	静岡県LPGガス協会三島地区会会員名簿	
10. 施設		
10-1	災害時の公共施設・民間施設活用予定一覧表	
10-2	災害時の公園活用予定一覧表	
10-3	三島市公共建築物耐震性能公表リスト	
10-4	学校・幼稚園一覧表	
10-5	保育園・児童養護施設一覧表	
10-6	社会福祉施設一覧表	
10-7	社会教育施設一覧表	
10-8	指定文化財一覧表	
11. 物資・資機材		
11-1	緊急物資集積場所	
11-2	資機材・備蓄品整備目標・実績	
11-3	防災倉庫防災資機材一覧表	
11-4	避難所運営用品一覧表	
12. 被害の認定基準・災害救助法関連		
12-1	被害の認定基準	
12-2	災害救助法適用基準	
12-3	災害救助法費用限度額（静岡県災害救助法施行細則）	
12-4	災害弔慰金の支給等に関する条例	
12-5	三島市被災者支援制度一覧表	
13. 自主防災組織関連		
13-1	地区防災計画策定地区一覧	

1. 組 織

三島市防災会議条例

昭和 37 年 11 月 1 日
 条例 第 5 号
 改正 昭和 53 年 7 月 3 日 条例第 5 号
 改正 平成 12 年 3 月 30 日 条例第 7 号
 改正 平成 24 年 10 月 5 日 条例第 34 号
 改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 28 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三島市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 三島市教育委員会の教育長
 - (6) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 三島市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第7項の規定は、平成25年4月1日以後に三島市防災会議の委員として委嘱された者について適用し、同日前に三島市防災会議の委員として委嘱された者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

三島市防災会議委員編成表

会長 三島市長

令和7年3月1日現在

三島市防災会議委員	
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長	(公社) 静岡県看護協会東部地区支部長
陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長	(株)エフエムみしま・かんなみ代表取締役社長
静岡県東部危機管理監	三島商工会議所会頭
静岡県沼津土木事務所長	富士伊豆農業協同組合三島函南地区本部長
三島警察署長	三島市防火協会会長
三島市消防団長	日本大学国際関係学部長の推薦する者
東海旅客鉄道(株)三島駅長	順天堂大学保健看護学部長の推薦する者
西日本電信電話(株)静岡支店長	三島市私立幼稚園・認定こども園協会会長
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社長	三島市民間保育園長会代表(防災担当)
静岡ガス(株)東部センター長	三島市自治会連合会代表(防災・水防担当)
(一社)静岡県LPGガス協会三島地区長	三島市社会福祉協議会会長
伊豆箱根鉄道(株)代表取締役社長	三島市消防団本部部長(女性団員)
三島市建設事業協同組合理事長	三島市防災指導員
三島建設業協力会会長	三島市民生委員・児童委員協議会理事
三島市指定上下水道工事店協同組合代表理事	三島市副市長
(一社)三島市医師会会長	三島市教育長
(一社)三島市歯科医師会会長	富士山南東消防本部三島消防署長
三島市薬剤師会会長	

三島市災害対策本部条例

昭和 37 年 11 月 1 日
条 例 第 6 号
改正 平成 8 年 7 月 1 日 条例第 19 号
改正 平成 24 年 10 月 5 日 条例第 35 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、三島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

三島市災害対策本部運営要領

昭和 59 年 8 月 8 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、三島市災害対策本部条例（昭和 37 年三島市条例第 6 号）第 4 条の規定に基づき、三島市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織及び分掌事務）

第 2 条 対策本部に、部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置き、その組織及び事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

（副本部長）

第 3 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

3 前項に規定する副本部長に事故があるときは、危機管理監がその職務を代理する。

（本部事務局長）

第 4 条 災害対策本部事務局長（以下「本部事務局長」という。）は危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局長は、本部長の命を受け、本部長に代わって、副本部長を除く災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮し、本部の事務を処理する。

（本部員）

第 5 条 本部員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

（部長及び班長）

第 6 条 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、部長を補佐し、班の所掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務処理にあたる。

（対策本部の設置）

第 7 条 本部長は、三島市地域防災計画の定めるところにより対策本部を設置する。

2 対策本部が設置されたときは、本部室を三島市総合防災センター災害対策本部室に置く。ただし、災害の状況により本部長が適当と認めたときは、他の会議室に置くことができるものとする。

3 本部室に、「三島市災害対策本部」の表示をする。

4 対策本部の庶務は、本部運営班が行う。

（本部員会議）

第 8 条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部事務局長及び本部員をもって構成し、必要に応じて防災関係機関の職員等の参加を求めることができる。

3 前項の防災関係機関とは、別表第 3 のとおりとする。

4 本部員は、それぞれの所掌事務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告

しなければならない。

(現地配備員)

第 9 条 災害救助活動を円滑に行うための地域拠点とするため、避難所に現地配備員を派遣する。

2 前項の規定により派遣する現地配備員については、別に定める。

(現地調査員)

第 10 条 対策本部が設置されたときは、別に定める配置計画により、現地調査員を置き、部長が所属部内の班員のうちから指名する。

2 現地調査員は、担当区域の自治会長等と連絡を密にし、災害の未然防止に努めるとともに、災害発生後は被害の調査に当たるものとする。

(国・県職員及び自衛隊の派遣要請)

第 11 条 本部長は、災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、必要に応じ、国・県の職員又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(防災関係機関との連絡)

第 12 条 本部長は、防災会議を構成する防災関係機関と常に密接な連絡を取り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

(対策本部の廃止)

第 13 条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第 14 条 本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに対して通知する。

(1) 県災害対策本部（県方面本部）

(2) 防災関係機関

(3) 報道関係機関等

(服務等)

第 15 条 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、三島市地域防災計画に定める配備体制に応じて参集するものとする。

2 職員が参集するための連絡方法は、別に定める。

3 職員は、対策本部が発し、又は受領する指令、指示及び報告等について記録を励行し、その受理及び伝達を確実に行わなければならない。

4 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。

5 職員は、災害応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

6 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は対策本部の活動に支障を生じないよう注意しなければならない。

7 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長がその都度

定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和 59 年 8 月 8 日から適用する。
- 2 三島市災害対策本部要綱（昭和 45 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 14 日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 3 日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日制定）

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日制定）

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日制定）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日制定）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日制定）

この要領は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日制定）

この要領は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 1 日制定）

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日制定）

この要領は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日制定）

この要領は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日制定）

この要領は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日制定）

この要領は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日制定）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日制定）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日制定）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日制定）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日制定）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

三島市災害対策本部の組織及び事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
共通			来庁者の避難誘導及び安全確保 来庁者の救出・救護活動 災害情報の収集及び本部への伝達 各部署の職員の安否確認 自治会・町内会等の被害調査
各施設管理の担当課			施設利用者等への情報伝達及び避難誘導 施設の災害防止措置 施設利用者等の安否情報の収集及び報告 防災拠点となる施設の活動準備及び従事 避難者の受け入れ保護 施設の被害状況調査及び本部への報告 施設の応急復旧措置 施設利用者及び関係者、近隣自主防災会等への協力要請
企画戦略部 議会事務局 監査委員事務局	本部運営班	危機管理課 秘書課 本部支援員(指定職員)	災害対策本部の設置及び運営 本部会議の開催 本部長の命令伝達 地震及び気象情報の掌握 災害情報の総括 防災関係機関との連絡調整 自衛隊、緊急消防援助隊及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動要請及び受け入れ 県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 安否情報の収集及び整理並びに県への報告 防災行政無線等の管理及び運営 オフロードバイク隊の活動指示 避難所運営支援システムの運用 県に対する被害状況等の定時報告 県に対する人員、物資等の支援要請 他機関応援職員等の受け入れの総括 避難所運営の調整 ヘリポート基地の設置 災害救助法の適用の申請 災害活動状況の記録 災害記録の整理保存 秘書課 本部長、副本部長の秘書 国及び県の関係者その他外来者の対応
	情報班	指定職員 政策企画課 デジタル戦略課 議会事務局 監査委員事務局	【電話受付係】 災害情報の電話受付 【システム監視係】 SNS自動収集解析システム等の監視 【情報処理係】 災害情報の整理及び分析 災害情報に対応する班、関係機関の決定 避難者情報の問い合わせの対応 本部運営班への情報の伝達 オフロードバイク隊からの情報収集 政策企画課 部内及び他部との連絡調整
	動員対策班	人事課	職員の非常招集及び解除 職員の配備状況の把握 職員等の安否確認及び対策 職員の動員調整及び健康保持 職員の勤務管理 職員の食料確保 派遣職員の受け入れ
	広報班	広報広聴課	市民等への気象情報、警報、予想される災害の事態等の伝達 災害状況、被災者支援等の広報活動 記者会見の実施 災害に関する記録写真等の撮影、収集及び整理
	避難所支援班	行政課	避難所及び在宅避難者の状況の取りまとめ 避難所及び在宅避難者の水・食料・生活必需品等の物資要請の対応 避難所との連絡調整
	オフロードバイク隊	指定職員	緊急輸送路、救護施設の被災状況の情報収集 本部からの指示による現地確認
	現地配備員	指定職員	避難所の開設及び閉鎖 避難所運営の支援 本部への避難所状況の報告 避難所等で必要な水・食料・生活必需品等の物資の要請 避難所及び在宅避難者の避難状況の取りまとめ
	作業班	指定職員	災害応急対策に関する各種応援業務

部	班	担当課	事務分掌
企画戦略部	情報システム班	デジタル戦略課	ネットワーク、電子機器等の被害状況調査 ネットワーク、電子機器等の応急復旧措置
	市民相談班	広報広聴課(市民生活相談センター) 国際交流室	被災者からの相談、問合せへの対応 外国籍市民への通訳等の支援 被災者支援総合窓口の開設
環境市民部	環境対策班	環境政策課	部内及び他部との連絡調整 災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止 工場・事業所の排水施設等の調査及び応急対策の指導 有害化学物質の取扱い施設に係る情報収集及び情報提供 被災動物及び飼主不明動物の保護
	災害廃棄物処理班	廃棄物対策課	ごみの緊急処理 災害廃棄物の仮置場及び仮処理地の設置及び管理 清掃防疫用資機材並びに薬剤の調達及び防疫
	遺体措置班	市民課 環境政策課 地域協働・安全課 北上公民館	遺体措置本部の設置 遺体の措置の実施及び支援 遺族の対応・相談窓口設置 関係機関への職員等の派遣要請 葬祭関係業者への応援要請 火葬場との連絡調整 遺体収容所での埋火葬許可証の発行 市民課
	防犯・交通対策班	地域協働・安全課	公共交通機関の被害状況及び運行状況の把握 自治会・町内会の集会所等の被害状況の把握 防犯対策及び警察署との連絡調整 防犯灯、カーフミラー等の被害状況の把握
こども・健幸 まちづくり部	保育施設班	こども未来課	部内及び他部との連絡調整
		こども保育課	保育施設の被害状況把握
		こども未来課	保育施設等の応急復旧措置
		本町子育て支援センター	保育園児・幼稚園児等の安全確認調査の取りまとめ
		保育園(7園)	保育園・幼稚園等との連絡調整
		幼稚園(9園)	職員の安全確認調査の取りまとめ
		保育園(7園)	保育施設等の一時休止及び再開
		幼稚園(9園)	保育物品の確保
	保健・医療班	発達支援課	園児の安全確保、保護者への受け渡し 給食措置
		保健づくり課	園児の安全確保、保護者への受け渡し
	救援物資管理班 体育施設班	発達支援課	にこパル利用児の安全確保、保護者への受け渡し 施設利用者とその家族に対する応急措置
		保健づくり課	医療機関の被害状況の把握 医療救護対策本部の設置
			医師会、歯科医師会及び薬剤師会への医療救護活動の実施要請
			救護所の設置及び運営
			県本部等への保健師等派遣要請
			医療救護用資材及び緊急医薬品の確保
			国・県等からの応援医療チームの受け入れ
			保健所との連絡調整
			保健衛生活動及び感染症予防
			避難所生活等における健康被害の予防活動
社会福祉部	被災者支援班	スポーツまちづくり課 保険年金課	災害による被災者の心身のケア対策 医療の実施にかかる実費弁償
		スポーツまちづくり課	災害救援物資集積所の開設
			災害救援物資の受け入れ
	体育施設班		災害救援物資の管理
		スポーツまちづくり課	体育施設の利用者の安全確認及び被害調査
			体育施設の応急復旧措置
			社会体育関係団体との連絡調整
	災害ボランティア班	福祉総務課	部内及び他部との連絡調整 災害救助法に基づく事務の総括 社会福祉施設の被害状況の取りまとめ 日本赤十字社との連絡調整 被災者支援統合システムの運用 罹災低所得者に対する生活保護の適用 被災者生活再建支援金の申請受付及び支給 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付 罹災者に対する災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け 見舞金等の申請受付及び支給並びに義援金の配分検討
			社会福祉協議会との連絡調整 災害ボランティアセンターの設置 ボランティア活動の支援

部	班	担当課	事務分掌
社会福祉部	要配慮者班	介護保険課	福祉避難所の開設要請
		障がい福祉課	要配慮者の避難状況の把握及び福祉避難所での受け入れ調整
		長寿政策課	福祉避難所の開設及び運営
		保険年金課	
		こども保育課	
		こども未来課	
		発達支援課	
		福祉総務課	要配慮者の被災状況の取りまとめ
		障がい福祉課	聴覚障がい者等への情報伝達 障害者支援施設の被害状況把握及び県への報告 障がい者福祉関係施設の応急復旧措置 精神科病院の被害状況把握及び県への報告 災害時の障がい者の応急措置及び生活相談
		長寿政策課	各地域包括支援センターとの連絡調整
		介護保険課	民間の高齢者福祉関係施設の被害状況調査
		長寿政策課	高齢者福祉関係施設の応急復旧措置
		介護保険課	災害時の高齢者の応急措置及び生活相談
		保険年金課	災害による各種保険料、負担金等の減免
財政経営部	財政班	財政課	部内及び他部との連絡調整
		財政係	災害対策の予算措置 災害復旧資金の確保
		物資調達班	集中管理公用車の配車及び自動車燃料の確保 市役所庁舎等の被害状況調査 市役所庁舎等の応急復旧措置 臨時電話の設置 生活必需品等の確保及び斡旋 食料の確保及び斡旋 食料、生活必需品等の避難所への運搬 災害用車両の借り上げに係る契約 応急資機材、燃料等の確保 応急復旧工事等の契約
	罹災証明 家屋調査班	課税課	県土地家屋調査士会への応援要請
		市税収納課	罹災証明書に係る家屋等の被害状況の調査 罹災証明書(火災に係るものは除く。)の発行
		課税課	災害による市税の減免
産業文化部	農業班	農と食のまちづくり課	部内及び他部との連絡調整
		農業委員会事務局	農地、農業用施設等の被害状況調査 農地、農業用施設等の応急復旧措置 農林道及び治山施設の被害状況調査 農林道及び治山施設の応急復旧措置 農業協同組合等農業団体との連絡調整 家畜伝染病予防及び防疫における県との連携 県、農協等との死亡した獣畜処理に係る連絡調整
		商工班	観光関係団体への情報伝達及び連絡調整 商工会議所及び商店会との連絡調整 商工業の被害状況調査の取りまとめ 中小企業の経営相談 中小企業者、労働者等に対する災害資金の融資
		滞留旅客支援班	観光関係団体への情報伝達及び連絡調整 商工会議所及び商店会との連絡調整 商工業の被害状況調査の取りまとめ 中小企業の経営相談 中小企業者、労働者等に対する災害資金の融資
		商工観光まちづくり課 樂寿園	三島駅周辺帰宅困難者の避難誘導及び受け入れ
	滞留旅客支援班	文化のまちづくり課 まちなか賑わいづくり 推進室	帰宅困難観光客に対する避難施設等の情報提供 飼育動物の保護及び応急措置 市民文化会館の安全確認及び被害状況調査 市民文化会館の応急復旧措置 文化団体との連絡調整
		商工観光まちづくり課 樂寿園	
		文化のまちづくり課	
計画 まちづくり部	復興計画班	都市計画課	部内及び他部との連絡調整 緊急復興地区的抽出 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成
	公園施設班	みどりと水のまちづくり課	危険区域等への立入制限等の措置 街路樹及び公園施設の災害防止措置並びに被害状況調査 公園施設等の応急復旧措置 所管施設トイレの保全
	危険家屋調査班	住宅政策課 建築指導係 公共財産保全課(建築技師)	応急危険度判定実施本部の設置及び運営 被災建築物応急危険度判定の実施 応急危険度判定士との連絡調整及び支援の要請 民間建築物の災害復旧に係る指導・相談 建築基準法第39条による災害危険区域の指定及び同法第84条による建築制限に関する業務

部	班	担当課	事務分掌
計画 まちづくり部	被災者住宅班	住宅政策課 三島住まい推進室 公共財産保全課(機械・電気技師)	市営住宅入居者の安否情報確認及び安全確保 公共建築物の被害状況調査 公共建築物の応急修理 民間建築物の住宅応急修理及び障害物の除去 応急仮設住宅の管理及び入居 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の情報提供
都市基盤部	道路・河川班	都市整備課 土木課 都市整備課 都市計画課 三島駅周辺整備推進課 企業立地推進課 検査室	部内及び他部との連絡調整 事業中の都市計画道路等の安全確保 事業中の都市計画道路等の被害状況調査 道路、橋梁等の被害状況調査 建設関係団体への協力要請 道路、橋梁等の応急復旧措置 道路の障害物の除去 国、県等の関係機関との連絡調整 道路、橋梁等の災害防止措置 緊急輸送路及び幹線道路の確保 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置 道路及び橋梁の通行規制等の措置 交通規制の実施状況の把握 被災地危険度判定の実施及び要請 宅地及びがけ地の災害対策及び被害状況調査 河川、土砂災害等危険区域の情報収集 河川、土砂災害等の応急復旧措置 河川施設の巡視
	水道班	水道課	水道班の本部設置及び運営 上水道施設の被害状況調査 指定給水工事事業者に対する協力要請 上水道施設の応急復旧措置 上水道施設の資材の確保 飲料水の供給 県営駿豆水道、簡易水道組合等との連絡調整及び応急給水の相互協力 市民等に対する断水等の広報 日本水道協会への応援要請 水道事業の経理
	下水道班	下水道課 浄化センター 生活排水対策室	下水道班の本部設置・運営 下水道使用制限実施の報告 仮設トイレの手配 協定に基づく応援の要請 下水道管路施設の被害状況調査 中継ポンプ場、マンホールポンプ場、衛生プラント等の被害状況調査 し尿受入れ方法の調整 終末処理場の被害状況調査 復旧資機材の確保 汚水処理機能の確保 緊急輸送路の交通機能確保 防災拠点・避難所の排水機能の確保 汚水揚水機能の確保 可搬式発電機の調達 雨水排水機能の確保
会計管理者	出納班	会計課	義援金等の受付、受領及び保管
教育推進部	教育班	教育総務課 教育総務課 学校教育課 図書館 学校教育課 小学校(給食施設)	部内、他部及び関係機関との連絡調整 学校等施設の被害状況調査の取りまとめ 学校等施設の応急復旧措置 学校等施設の管理に係る連絡調整 応急教育計画の実施 小・中学校への安否確認実施の指示 小・中学校との連絡調整 教職員の安全確認の取りまとめ 児童・生徒等の安全確認の取りまとめ 給食施設運営の安全確認調査の取りまとめ 給食施設での炊き出しの支援 小・中学校の一時休校及び再開 教科書等の教材・学用品の確保 給食施設を活用した炊き出し
	生涯学習班	生涯学習課 公民館 箱根の里 図書館 中郷分館	社会教育施設の被害状況調査 社会教育施設の応急復旧措置 社会教育団体との連絡調整 図書館の被害状況調査 図書館の応急復旧措置

部	班	担当課	事務分掌
教育推進部	文化財班	文化財課 郷土資料館	郷土資料館の被害状況調査 郷土資料館の応急復旧措置 文化財の被害状況調査 文化財の応急復旧措置
議会事務局	議会班	議会事務局	議員との連絡調整 臨時議会
消防団	消防団	危機管理課 消防連携係	消防団員の安否確認 消防団施設の被害状況調査 消防団員の食料確保及び健康管理

別表第2(第5条関係)

災害対策本部員

区分	職
本部員	環境市民部長
本部員	こども・健幸まちづくり部長
本部員	社会福祉部長
本部員	財政経営部長
本部員	企画戦略部長
本部員	産業文化部長
本部員	計画まちづくり部長
本部員	都市基盤部長
本部員	会計管理者
本部員	富士山南東消防本部三島消防署副署長
本部員	消防団長
本部員	教育推進部長
本部員	議会事務局長
本部員	監査委員事務局長

別表第3（第8条関係）

防 災 関 係 機 関

区分	関 係 機 関
指定地方行政機関	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
県	静 岡 県 東 部 地 域 局
消 防	富 士 山 南 東 消 防 本 部
警 察	三 島 警 察 署
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊
指定公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社
指定公共機関	西日本電信電話株式会社静岡支店
指定公共機関	東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
指定地方公共機関	静 岡 ガ ス 株 式 会 社 東 部 支 社
指定地方公共機関	伊 豆 箱 根 鉄 道 株 式 会 社
指定地方公共機関	株 式 会 社 エ フ エ ム み し ま ・ か ん な み

※上記のほか、必要に応じて関係機関の出席を求めるものとする

三島市地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 12 月 19 日
条 例 第 15 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 29 号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、三島市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (2) 三島市教育委員会の教育長
- (3) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 三島市消防団長
- (5) 市長が市の職員のうちから任命する者
- (6) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
 - 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員が、これに当たる。
 - 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第29号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

三島市地震災害警戒本部運営要領

昭和 58 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三島市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年三島市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、三島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等及び三島市地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する情報発表時の組織等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第 2 条 警戒本部に、部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置き、その組織及び事務分掌は、別に定める。

(副本部長)

第 3 条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

3 前項に規定する副本部長に事故があるときは、危機管理監がその職務を代理する。

(本部事務局長)

第 4 条 地震災害警戒本部事務局長（以下「本部事務局長」という。）は危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局長は、本部長の命を受け、本部長に代わって、副本部長を除く災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮し本部の事務を処理する。

(本部員)

第 5 条 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(部長及び班長)

第 6 条 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、部長を補佐し、班の所掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務処理にあたる。

(警戒本部の設置)

第 7 条 本部長は、警戒宣言が発令されたときは、警戒本部を設置する。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を三島市総合防災センター災害対策本部室に置く。ただし、本部長が適当と認めたときは、他の会議室に置くことができるものとする。

3 本部室に、「三島市地震災害警戒本部」の表示をする。

4 警戒本部の庶務は、本部運営班が行う。

(本部員会議)

第 8 条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部事務局長及び本部員をもって構成し、必要に応じて防災関係機関の職員等の参加を求めることができる。

- 3 前項の防災関係機関とは、別表 2 のとおりとする。
- 4 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。
(現地配備員)

第 9 条 災害救助活動を円滑に行うための地域拠点とするため、避難所に現地配備員を派遣する。

- 2 前項の規定により派遣する現地配備員については、別に定める。
(警戒本部の廃止)

第 10 条 本部長は、次の場合には大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により警戒本部を廃止する。

- (1) 三島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたとき
- (2) 警戒宣言が解除されたとき
(関係機関への連絡)

第 11 条 本部長は、警戒本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認められるものに対して通知する。

- (1) 県地震災害警戒本部（県方面本部）
- (2) 防災関係機関
- (3) 報道関係機関等

- 2 前条第 1 号の規定により警戒本部が廃止されたときは、前項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

(東海地震注意情報発表時の体制及び事務)

第 12 条 東海地震注意情報が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制をとるものとする。

- 2 前項の規定に基づき配備についての本部長、副本部長及び本部員は、直ちに三島市総合防災センターに参集し、地震防災応急対策の準備等、必要に応じて協議を行う。
- 3 第 8 条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。
(東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制及び事務)

第 13 条 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

(服務等)

第 14 条 職員は、東海地震注意情報が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制に応じて参集し、さらに警戒宣言が発令されたときは、引き続き所定の場所において防災業務に従事するものとする。

- 2 職員が参集するための連絡方法は、別に定める。
- 3 職員は、警戒本部が発し、又は受領する指令、指示及び報告等について記録を励行し、その受理及び伝達を確実に行わなければならない。
- 4 前項の記録は、地震防災応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。
- 5 職員は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

- 6 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部若しくは避難所での活動に支障を生じないよう注意しなければならない。
- 7 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この要領は、昭和 58 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 14 日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 7 月 3 日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日制定)

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 29 日制定)

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 28 日制定)

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 28 日制定)

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 27 日制定)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日制定)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 1 日制定)

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日制定)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 28 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 29 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 31 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 6 年 3 月 21 日制定）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

別表第1(第5条関係)

警 戒 本 部 員

区 分	職
本 部 員	環 境 市 民 部 長
本 部 員	こども・健幸まちづくり部長
本 部 員	社 会 福 祉 部 長
本 部 員	財 政 経 営 部 長
本 部 員	企 画 戰 略 部 長
本 部 員	産 業 文 化 部 長
本 部 員	計 画 まちづくり部長
本 部 員	都 市 基 盤 部 長
本 部 員	会 計 管 理 者
本 部 員	富士山南東消防本部三島消防署副署長
本 部 員	消 防 団 長
本 部 員	教 育 推 進 部 長
本 部 員	議 会 事 務 局 長
本 部 員	監 査 委 員 事 務 局 長

別表第 2 (第 8 条関係)

防 災 関 係 機 関

区 分	関 係 機 関
指定地方行政機関	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
県	静 岡 県 東 部 地 域 局
消 防	富 士 山 南 東 消 防 本 部
警 察	三 島 警 察 署
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊
指 定 公 共 機 関	東京電力ハーモニーリッド株式会社静岡総支社
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社静岡支店
指 定 公 共 機 関	東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
指 定 地 方 公 共 機 関	静 岡 ガ ス 株 式 会 社 東 部 支 社
指 定 地 方 公 共 機 関	伊 豆 箱 根 鉄 道 株 式 会 社
指 定 地 方 公 共 機 関	株 式 会 社 エ フ エ ム み し ま ・ か ん な み

※上記のほか、必要に応じて関係機関の出席を求めるものとする

災害時の配備体制一覧

三島市地域防災計画・三島市水防計画(抜粋)

(1) 共 通

区分	配備基準	配備職員	配備内容	水防本部設置	災対本部設置
事前配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	防災担当各課の一部の職員	情報収集		
警戒準備	・水防本部設置の概ね1時間前 ・水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき	水防本部設置に必要な職員※	速やかに水防本部を設置できる体制		
警 戒	台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき	全職員の1/4程度の職員	・避難指示を遅滞なく発令できる体制 ・速やかに第1配備体制へ移行ができる体制	○	
第1配備	・市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ・気象等に関する特別警報が発表されたとき、もしくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき	全職員の2/5程度の職員	・災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なくできる体制 ・特別警報が発表されたとき第2・3配備に移行することもある	統合	○
第2配備	市内に相当数の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○
第3配備	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき	全 職 員	災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○

※：電話受付係、広報班、動員対策班、物資調達班、作業班、教育班、避難所支援班、要配慮者班の一部の職員

(2) 東海地震に関する情報の発表時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	警戒本部
事前配備	「東海地震に関する調査情報(臨時)」発表	防災担当各課の一部の職員	・情報収集及び連絡活動の実施	
第1配備	「東海地震注意情報」発表	全職員の1/4程度の職員	・地震災害警戒本部設置準備 ・第1配備体制要員は防災業務(応急対策準備) ・第2・3配備体制要員は通常業務従事 ・情報の内容によっては地震災害警戒本部設置	△
第3配備	「警戒宣言」発令	全職員	・地震災害警戒本部設置 ・分掌事務に基づく防災業務従事 ・直ちに災害対策本部へ移行できる体制	○
第3配備	東海地震発生	全職員	・地域防災計画に定める事務分掌に従い災害応急対策業務に従事 ・地震発生後、直ちに災害対策本部設置	災害対策本部

(3) 南海トラフ地震臨時情報の発表時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	警戒本部
事前配備	南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	防災担当各課の一部の職員	・情報収集及び連絡活動の実施	
警戒	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	全職員の1/4程度の職員	・情報収集及び連絡活動の実施 ・警戒活動等の実施 ・情報の伝達 ・その他必要な措置を速やかに対応できるよう準備・検討	△
第1配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	全職員の2/5程度の職員	・全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施 ・警戒宣言発令時に準じ、地震災害警戒本部員会議を開催し、必要な対応について検討 ・その他必要な措置を実施	○
第3配備	南海トラフ地震発生	全職員	・地域防災計画に定める事務分掌に従い災害応急対策業務に従事 ・地震発生後、直ちに災害対策本部設置	災害対策本部

(4) 地震発生時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	災対本部設置
情報収集	県内で震度5弱以上かつ市内で震度3以下	危機管理担当課の職員	情報収集	
事前配備	市内で震度4	・防災担当各課の一部の職員 ・オフロードバイク隊の職員	情報収集	
第1配備	市内で震度5弱	全職員の2/5程度の職員	災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なく遂行できる体制	○
第2配備	市内で震度5強	全職員の1/2程度の職員	・状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制 ・全避難所開設	○
第3配備	市内で震度6弱以上	全職員	・災害対策(救助)に万全を期す体制 ・全救護所開設	○

(5) 富士山の噴火警戒レベルに応じた配備体制

区分	配備基準	配備職員
情報収集	・噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））※1 ・火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））※2	危機管理担当課の職員
事前配備	火口周辺警報（レベル3（入山規制））	防災担当各課の一部の職員
警 戒	・噴火警報（レベル4（高齢者等避難）） ・噴火警報（レベル5（避難）） ※必要に応じて	全職員の1/4程度の職員
第3配備	噴火後（噴火速報発表後） ※必要に応じて	全職員

※1 協議会が「噴火警戒レベル1（活火山に留意（情報収集体制））をとったとき。

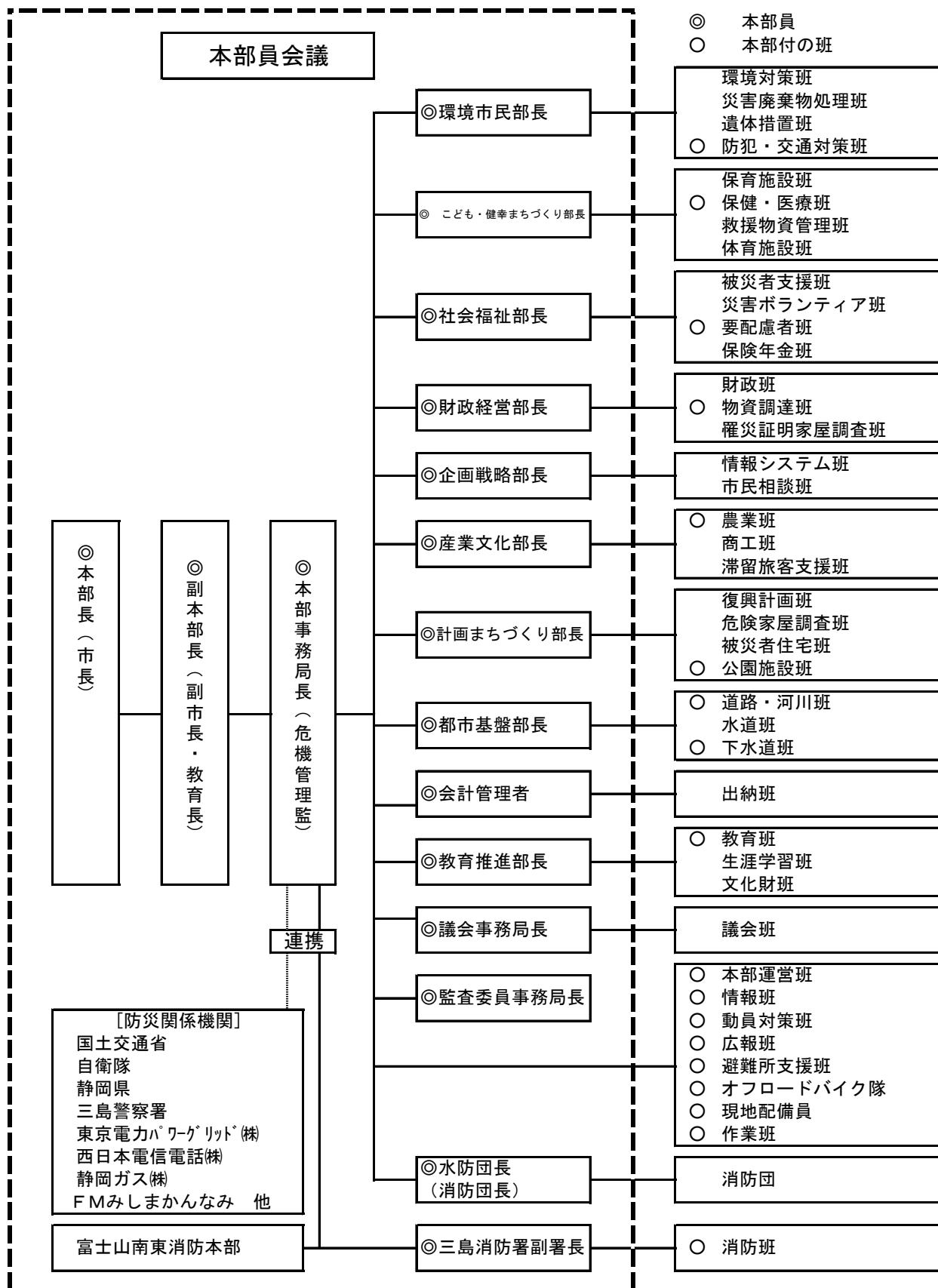
※2 噴火警戒レベル2は引き下げ時の記載。

(6) 水防対策の配備体制

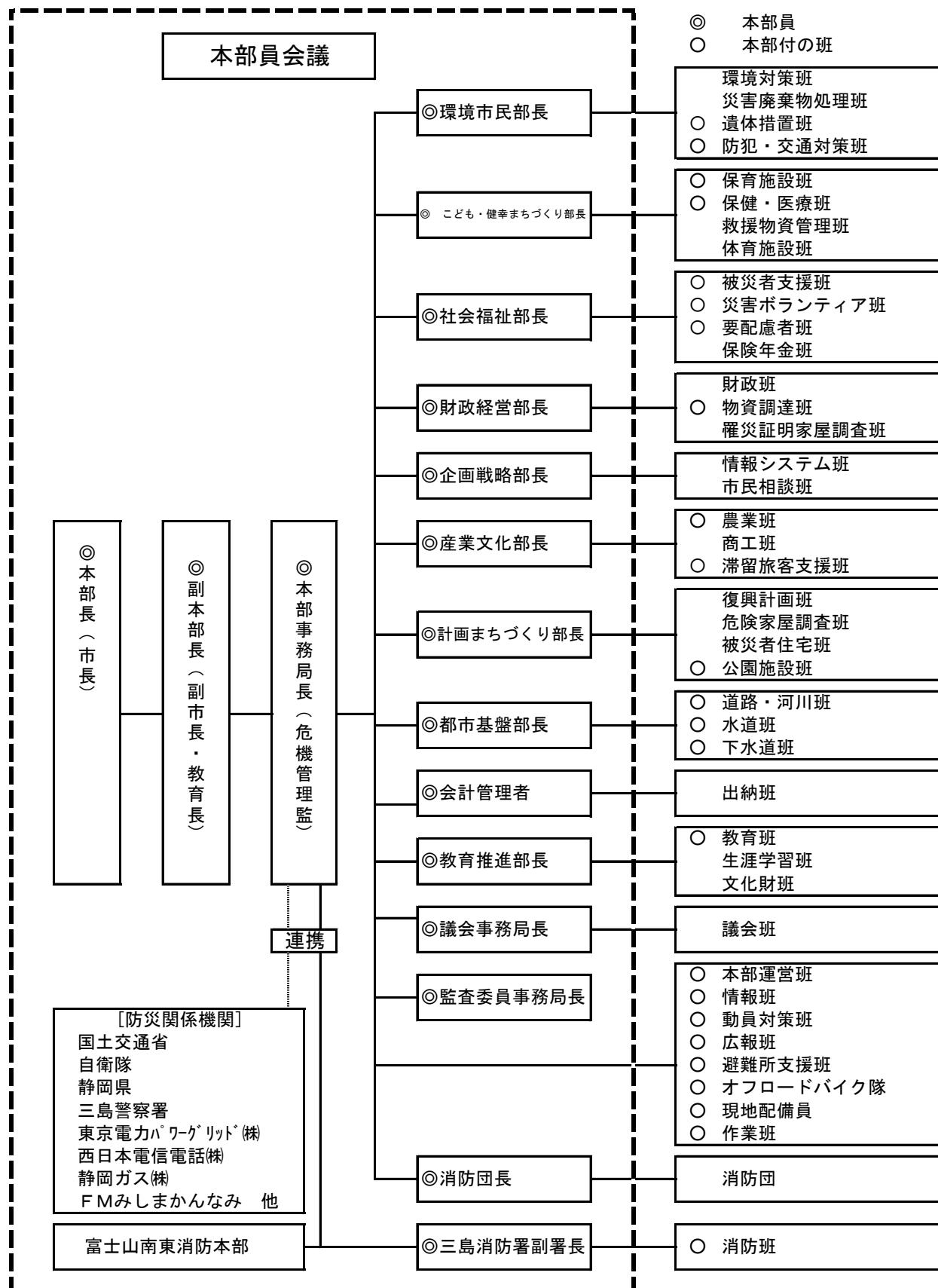
区分	配備基準	配備職員	配備内容	水防本部設置	災対本部設置
事前配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	防災担当 関係各課の一部の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・各担当課による道路、水門等の監視 ・水防団(消防団)による監視等を行い、状況により警戒体制に移行できる体制 		
警戒準備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部設置の概ね1時間前 ・水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき 	水防本部設置に必要な職員※	速やかに水防本部を設置できる体制		
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき ・狩野川又は大場川の水位が避難判断水位又は氾濫危険水位に達する見込みであるとき 	全職員の1/4程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示を遅滞なく発令できる体制 ・速やかに第1配備体制へ移行ができる体制 	○	
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ・気象等に関する特別警報が発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき 	全職員の2/5程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なくできる体制 ・特別警報が発表されたとき第2・3配備に移行することもある 	統合	○
第2配備	市内に相当数の被害が発生し、又は恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○
第3配備	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき	全職員	災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○

※：電話受付係、広報班、動員対策班、物資調達班、作業班、教育班、避難所支援班、要配慮者班の一部の職員

【三島市災害対策本部組織図（風水害対策）】



【三島市災害対策本部組織図（地震対策）】



災害対策本部班別担当課一覧

- 本部に常駐する班長
△ 本部会議のみ参加する班長(災害時は各課で指揮する)

本部員	班名	担当課・職員(※:班長)	地震対策		水防	
			本部付班長	本部付連絡員	本部付班長	本部付連絡員
危機管理監 監査委員事務 局長	本部運営班	危機管理課※、秘書課	○		○	
	情報班	情報処理係	○		○	
		電話受付係				
		システム監視係				
	動員対策班	人事課※	○		○	
	広報班	広報広聴課※	○		○	
	避難所支援班	行政課※	○		○	
	オフロードバイク隊	指定職員	○		○	
	現地配備員	指定職員				
	作業班	指定職員				
企画戦略部長	情報システム班	デジタル戦略課※				
	市民相談班	広報広聴課(市民生活相談センター)※、国際交流室				
環境市民部長	環境対策班	環境政策課※				
	災害廃棄物処理班	廃棄物対策課※				
	遺体措置班	市民課※、環境政策課、地域協働・安全課、北上公民館	△	○		
	防犯・交通対策班	地域協働・安全課※	○		○	○
こども・健幸 まちづくり部 長	保育施設班	こども保育課※、こども未来課、本町子育て支援センター、保育園(7園)、幼稚園(9園)、発達支援課		○		
		保健・医療班	健康づくり課※	△	○	
	救援物資管理班	スポーツまちづくり課※、保険年金課				
	体育施設班	スポーツまちづくり課※				
	被災者支援班	福祉総務課※	△	○		
社会福祉部長	災害ボランティア班	福祉総務課※	△	○		
	要配慮者班	介護保険課※、障がい福祉課、長寿政策課、保険年金課、こども保育課、こども未来課、発達支援課、	△	○	○	○
財政経営部長	財政班	財政課(財政係)※				
	物資調達班	公共財産保全課(事務職員)※、財政課(契約係)	○	○	○	○
	罹災証明家屋調査班	課税課※、市税収納課				
産業文化部長	農業班	農と食のまちづくり課※、農業委員会	○	○	○	○
	商工班	商工観光まちづくり課※				
	滞留旅客支援班	商工観光まちづくり課※、楽寿園、文化のまちづくり課、まちなか賑わいづくり推進室	○			

本部員	班名	担当課・職員（※：班長）	地震対策		水防	
			本部付班長	本部付連絡員	本部付班長	本部付連絡員
計画まちづくり部長	復興計画班	都市計画課※				
	公園施設班	みどりと水のまちづくり課※	○	○	○	
	危険家屋調査班	住宅政策課（建築指導係）※、 公共財産保全課（建築技師）				
	被災者住宅班	住宅政策課（三島住まい推進室）※、 公共財産保全課（機械・電気技師）				
都市基盤部長	道路・河川班	土木課※、都市整備課、都市計 画課、三島駅周辺整備推進課、 企業立地推進課、検査室	○	○	○	○
	水道班	水道課※	△	○		
	下水道班	下水道課※、浄化センター、生 活排水対策室	△	○		○
会計管理者	出納班	会計課※				
教育推進部長	教育班	教育総務課※、学校教育課、図 書館（中郷分館含む）、各給食施 設	△	○		○
	生涯学習班	生涯学習課※、箱根の里、公民 館3館、図書館（中郷分館含む）				
	文化財班	文化財課※、郷土資料館				
議会事務局長	議会班	議会事務局※				
消防団長	消防団	危機管理課消防連携係		○		○
三島消防署副署長	消防班	富士山南東消防本部	○	○	○	○
合計	○		13	15	13	9
	△		8	0	0	0

【本部（各部長）との各班との情報伝達の方法】

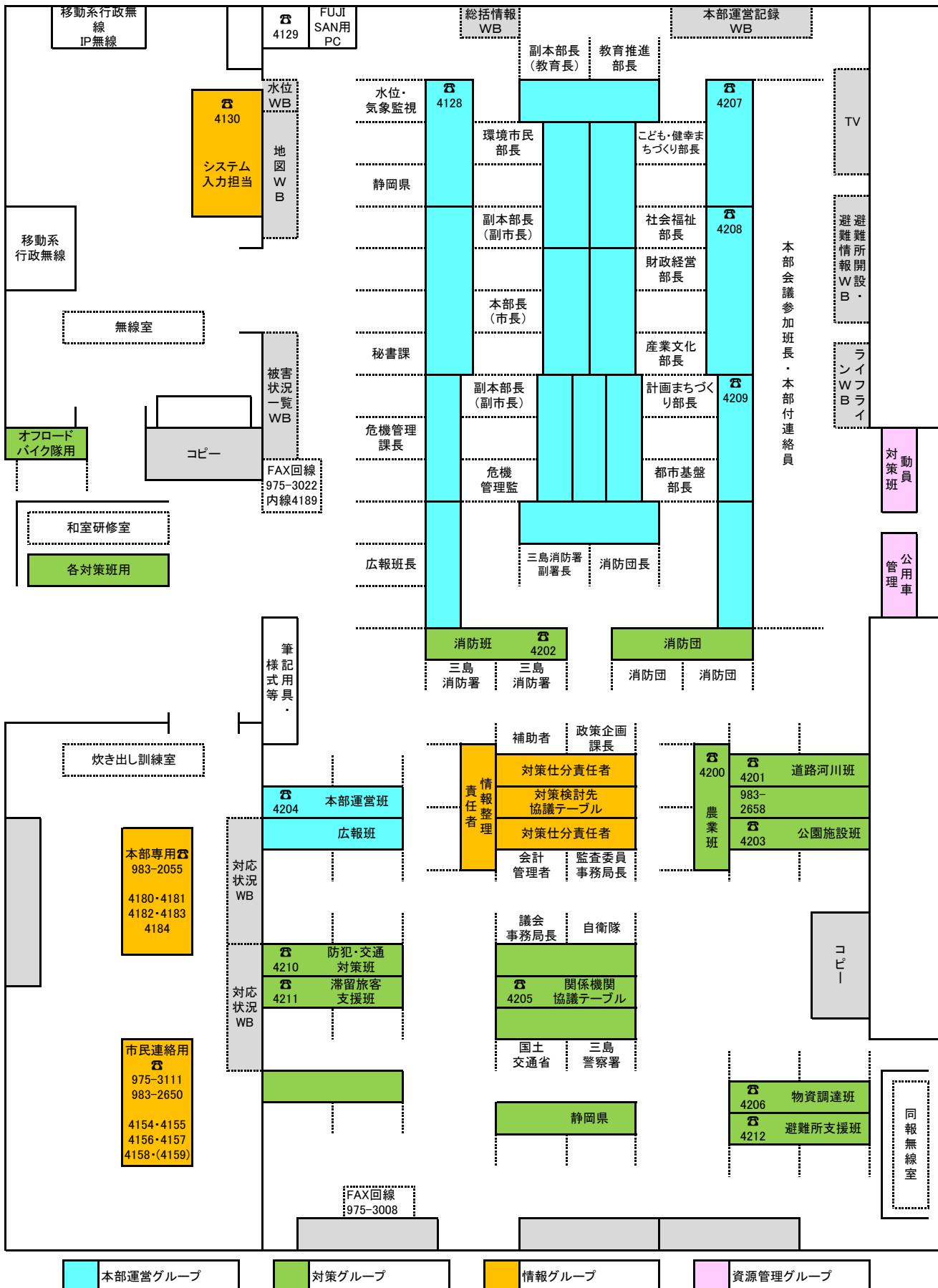
※本部付班長、連絡員のある班は、同職員を通じて伝達する。

※本部付の職員のない班は、部長、部内の連絡員が伝達する。

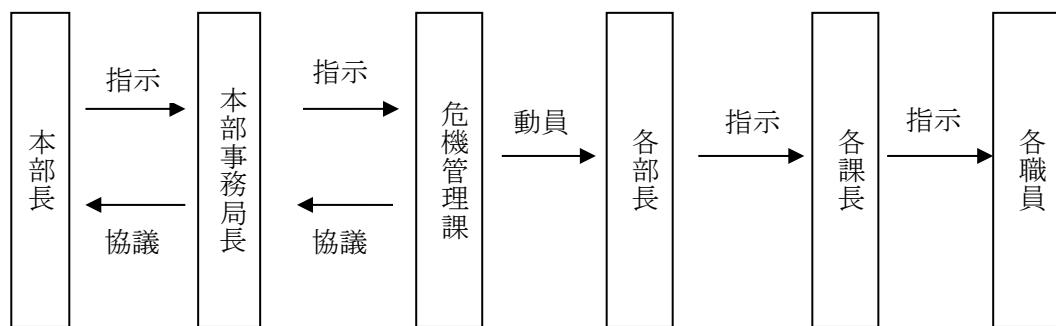
※本部付の職員は、対応状況を踏まえ部長の判断により隨時変更する。

三島市災害対策本部室配置図

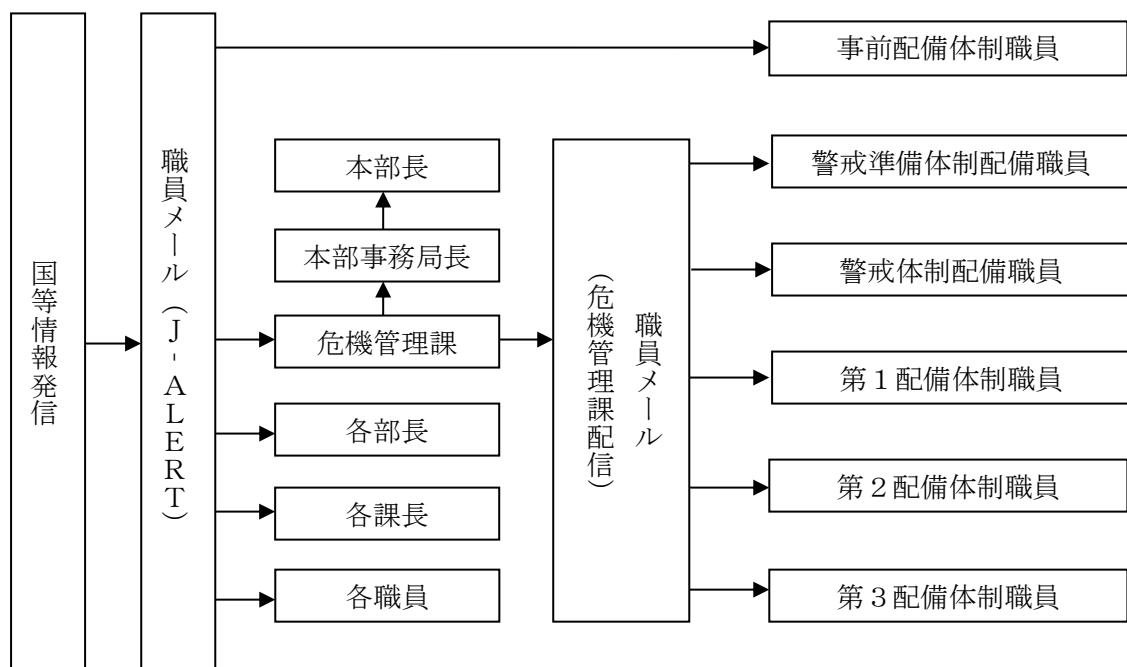
資料 1 – 9



勤務時間中における動員系統図



勤務時間外における動員系統図



※地震発生時は震度により自動で各配備体制職員にメールが配信される。

部別被害調査担当地区一覧表

令和7年4月1日

担当部	担当区域	地区数
環境市民部	加屋町・清住町・三好町・西本町・栄町・西若町・緑町・南町・広小路町・泉町・寿町・玉川・平田	13
こども・健幸 まちづくり部	本町大中島・本町小中島・芝本町・一番町・中央町・中央町2区・大宮町1丁目・大宮町2丁目・大宮町3丁目・加茂川町1区・加茂川町2区・シャルマンコーサ・愛宕・川原ヶ谷・緑ヶ丘・初音台・三恵台・初音	18
社会福祉部	小山中島・小山・御門・竹倉・押切・桜ヶ丘・東富士見・西富士見・並木・阿部野・塚の台・小山台・柳郷地・ヴァンヴェール遺伝坂・市営柳郷地住宅・シャリエ三島松が丘・松が丘	17
財政経営部	夏梅木・中・錦が丘・大場・多呂・北沢・鶴喰・青木・新谷・藤代町・三島パサディナ・東大場・モナーク三島・ウィスティリア三島青木・サンステージ向山王の郷・サンステージ向山はにまるタウン	16
企画戦略部	南本町御殿・南本町高台・北田町・中田町北・中田町南・南田町・富田町・南本町新御殿・大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南二日町・加茂・市営加茂住宅	16
産業文化部	佐野・見晴台・谷田・玉沢・台崎・谷田城の内・雪沢・山田・小沢・元山中・塚原・市山新田・三ツ谷・笹原・山中・山田住宅・塚原台・市営谷田住宅・箱根坂・塚原下原・桜郷里	21
計画まちづくり部	芙蓉台・萩・徳倉第3・徳倉第4・徳倉第5・徳倉第6・富士ビレッジ・沢地・富士見台・エンゼルハイム芙蓉台	10
都市基盤部	安久・松本・長伏・御園	4
議会事務局 監査事務局 会計課	梅名・中島・八反畠	3
教育推進部	文教町1丁目・合同宿舎文教住宅・幸町・文教町2丁目・文教町西・若松町・西旭ヶ丘・青葉台・文教町東岩崎・幸原町・徳倉第1・徳倉第2・千枚原・壱町田1丁目・壱町田2丁目・マルシオン・マルジュ壱町田・光ヶ丘1丁目・光ヶ丘3丁目・光ヶ丘県営住宅・光ヶ丘市営住宅・県営壱町田やまがみ団地・東壱町田・サンステージ壱町田・シャリエ三島壱町田・かわせみタウン壱町田・旭ヶ丘	26
合計		144

三島市オフロードバイク隊運営要領

平成 14 年 4 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 この運営要領は、三島市オフロードバイク隊（以下「バイク隊」という。）の組織及び活動について必要な事項を定め、災害応急活動又は災害防止活動に資することを目的とする。

(任務)

第 2 条 バイク隊は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の初期情報の収集及び伝達等を任務とする。

(編成)

第 3 条 バイク隊は、次の各号に掲げるバイク隊員（以下「バイク隊員」という。）をもって構成する。

- (1) 隊 長 1 人
- (2) 副 隊 長 1 人
- (3) 小 隊 長 4 人
- (4) 隊 員 25 人以内

(任命)

第 4 条 三島市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、職員に対し、バイク隊員の募集を行い、これに応じて隊員となることを希望する者のうち、適正があると認める者をバイク隊員として任命するものとする。

(任期)

第 5 条 バイク隊員の任期は、3 年とする。ただし、補欠のバイク隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 バイク隊員の再任は、妨げない。

(除隊の基準)

第 6 条 バイク隊員で次に掲げる者は、本部長の承認を得て除隊することができる。ただし、本人が希望し、任務を遂行することができると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 課長級以上の職になった者
- (2) その他本部長が特に必要があると認める者

(活動区域)

第 7 条 バイク隊員の活動区域は別に定めるもののほか、危機管理監の指令するところとする。

(隊長及び副隊長の任務)

第 8 条 隊長は、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

副隊長は、隊長が出動することができないときは、バイク隊を指揮監督し、所要の活動を行う。

(心得)

第 9 条 バイク隊員は、被災地等の特殊な環境下で活動することに鑑み、バイク操作等の慣熟に努め走行技術の向上に図るものとする。

(参考基準)

第 10 条 バイク隊の参考基準は次のとおりとする。

- (1) 市内で震度 4 の地震を観測したとき。
- (2) 県内で震度 5 弱の地震を観測したとき。
- (3) 危機管理監から参考の指示があったとき。

2 バイク隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意）が発表された場合、不要不急の外出を避け参考できる態勢を整えるものとする。

(出動)

第 11 条 バイク隊の全部又は一部は、次の各号に掲げる場合に出動するものとする。

- (1) 地震災害が発生したとき。
- (2) 前 1 号以外の災害が発生したとき。
- (3) 他の地方公共団体から応援要請があったとき。
- (4) 前各号以外の必要があったとき。

2 バイク隊は原則として危機管理監の出動指令により出動するものとする。

(解散)

第 12 条 バイク隊の全部又は一部は、危機管理監の解散指令により解散するものとする。

(訓練)

第 13 条 バイク隊は、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) バイク走行訓練
- (2) 通信確保訓練
- (3) 応急手当訓練
- (4) その他活動上必要な訓練

(安全管理)

第 14 条 バイクの安全管理については、三島市自動車等管理規程（平成 14 年三島市訓令第 4 号）の例による。

(補足)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、バイク隊の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

三島市災害対策本部、地震警戒本部のオフロードバイク隊の事務分掌

＜一般災害発生時＞（災害対策本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	所轄地域の情報の収集及び報告に関すること 本部との連絡調整に関すること 未確認情報の調査に関すること 避難勧告等に関すること 通信機器の管理に関すること

＜警戒宣言発令時＞（地震災害警戒本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	社会秩序状況の調査に関すること 避難対象地区住民等の情報に関すること 避難勧告等に関すること 通信機器の管理に関すること

＜発災後＞（災害対策本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること 隊員のジョブローテーション計画に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	所轄地域の情報の収集及び報告に関すること 本部との連絡調整に関すること 情報の空白域の調査に関すること 未確認情報の調査に関すること 救護病院及び一般病院並びに診療所等の状況調査に関すること 避難勧告等に関すること 被災者の避難場所調査に関すること 通信機器の管理に関すること

2. 災害の危険度

三島市の災害年表(抜粋)

区分	災害名	発生時期	人的被害		住宅被害(棟)			状況
			死者・行方不明	負傷	全壊(全潰)	半壊(半潰)	床上浸水	
火災	丑年の大火	貞享2年(1685)	不明	不明	不明	不明	-	三島宿内は全焼失、三嶋大社も社中残らず類焼。
		12月10日						
地震	安政東海大地震(M=8.4)	安政元年(1854)	不明	不明	1,033	不明	-	震度は、三島・塚原新田・徳倉で7、沢地・壱町田で6~7、玉川・平田で4と推定され、地域によってかなりの違いが認められる。 総家数1,078軒のうち、潰986軒、大破47軒とほとんど全滅に近い。
		11月4日 午前9時頃						
地震	関東大震災(M=7.9)	大正12年(1923)	4	不明	57	不明	-	東京・横浜を潰滅させた大地震であるが、当地では三島町で2人、中郷村で2人の死者がいた。
		9月1日 午前11時58分						
地震	北伊豆地震(M=7.3)	昭和5年(1930)	25	115	336	1,295	-	丹那断層を生じた地震で、伊豆北部を中心に大きい被害が出た。三島での震度は6であった。
		11月26日 午前4時2分						
台風	台風22号(狩野川台風)	昭和33年(1958)	不明	不明	0	10	218	伊豆半島一帯で被害甚大で、死者行方不明1,000人以上であった。
		9月26日						
台風	台風8号(七夕豪雨)	昭和49年(1974)	0	0	3	5	305	三島での8日の日雨量は268mmに達した。
		7月7日						
豪雨	秋雨前線による集中豪雨	平成2年(1990)	0	0	1	1	105	前線の通過に伴い、県内全般に雨が強く降った。特に三島市では、午後0時から1時間に73mmの時間雨量を記録した。市内を流れる大場川が氾濫し、護岸堤が崩れ家屋が流失するなどした。
		9月15日						
台風	静岡県東部・伊豆水害	平成10年(1998)	0	3	3	2	6	本州上に前線が停滞し、この前線に向かって中型で強い台風4号から暖かく湿った気流が流れ込み、南から次々と発達した雨雲が静岡県に入り、局地的に雷を伴った大雨が断続的に降った。大場川上流では総雨量261mm、30日の午前4時から9時の間に171mmを記録。
		8月30日						
台風	台風19号(令和元年東日本台風)	令和元年(2019)	0	1	0	0	4	大型で強い勢力(955hPa)のまま、伊豆半島を直撃。東日本各地に甚大な被害をもたらした。三島市の日降雨量として観測史上最大の362mmを記録した。狩野川が氾濫する恐れが生じたため、緊急避難場所に最大時1,408人が避難した。
		10月12日						

参考:「静岡県市町村災害史」静岡県地震防災センター

河川氾濫区域及び避難場所一覧表

【計画規模 (L1)】

市内全域 (中郷地区の狩野川・大場川流域、佐野)

区域名	世帯数	人数	指定緊急避難場所		要配慮者利用施設	説明
			地区公民館	市指定避難所		
【狩野川】						
長伏	570	1,311	長伏公民館	長伏小学校 南中学校	中郷西保育園	境川東側の区域
					高野内科	
	10	23			吉村眼科内科	
					長伏小学校	
松本	50	115	松本公民館	中郷西中学校 南中学校	清水町地域交流センター	境川西側の区域
					いづテラス	三島信用金庫前 市道の南側の区域
					ドリームケアふいる	
					松本幼稚園	
					まりあ保育園	
御園	450	1,035		中郷西中学校 南中学校	いづの里クリニック	
					御寿園	
					中島クリニック	
					デイサービスこころ三島御園	
小計	1,080	2,484				
【大場川】						
安久	300	690	安久公民館	中郷西中学校 南中学校	グループホーム富南の郷里	・国道136号西側 でケンコーハム南側の 区域 ・安久間宮の区画 整理施工区域
					中郷南保育園	
					ACE16三島安久	
大場	340	782	大場公会堂	三島南高等学校 中郷中学校	若葉保育園	・伊豆箱根鉄道 線路西側の区域 ・伊豆箱根鉄道線 路東側の区域の 一部
					齋藤医院	
					中郷中学校	
多呂	10	23	多呂公民館	三島南高等学校	飯塚クリニック	・伊豆箱根鉄道線 路東側の区域の 一部
					三島だいば第一クリニック	
北沢	5	12	北沢地区集会所	向山小学校	のびる作業所	多呂地区西側の 区域
中島	10	23	中島公民館	中郷小学校	パオポット	北沢地区南部の 区域の一部
梅名	5	12	梅名自治会館	中郷小学校	アスミール	県企業局水道施 設南側で大場川 西側区域 中郷西中南側道 路の南側の区域
					フラワー保育園	
					後藤医院	
					うめな内科	
					中郷小学校	
					中郷西中学校	
小計	670	1,541				
佐野	20	46	耕月寺	佐野小学校		大場川沿いの全 域
小計	20	46				
合計	1,770	4,071				

【想定最大規模（L2）】

市内全域（狩野川・大場川の全浸水想定区域）

区域名	世帯数	人数	指定緊急避難場所		要配慮者利用施設	説明
			地区公民館	市指定避難所		
【中部地区】						
中田町南	90	207	田町集会所	南小学校		
南田町	90	207	南田町集会所	南小学校		
富田町	140	322	富田町自治会集会所	南小学校		
幸町	10	23		北小学校		
小計	330	759				
【東部地区】						
東本町1丁目	100	230		東小学校	みんなのわが家	
東本町2丁目	660	1,518		東小学校	KONOMI	
					石井内科	
					関眼科胃腸科医院	
日の出町	410	943		東小学校		
東町	550	1,265	東町公民館	東小学校	東幼稚園	
					たけなか三島東町クリニック	
					東小学校	
					学習サポートscrumPLUS静岡三島教室	
南二日町	790	1,817	南二日町集会所	東小学校		伊豆箱根線路東側
				南小学校	南二日町 グループホームみのり	伊豆箱根線路西側
文教町1丁目	1	2		北小学校		
文教町2丁目	730	1,679		三島北高等学校	恵明キッズ サクセス レッジ	
					文教町クリニック	
文教町西	100	230		北中学校		
大宮町2丁目	140	322	大宮町二丁目公民館	東小学校		
大宮町3丁目	140	322	大宮町3丁目集会所	三島北高等学校	坂本胃腸・内科医院	
加茂川町1区	400	920	加茂川町1区公民館	北中学校	グループホームかもがわ	
					ケアステーションあさひ三島	
					加茂川町保育園	
加茂川町2区	30	69	加茂川町2区自治会館	北中学校		
文教町東岩崎	35	81		三島北高等学校		
小計	4,086	9,398				

【北上地区】					
佐野	280	644	耕月寺	佐野小学校	佐野小学校
萩	760	1,748	萩公民館	北上小学校	みしまケアセンターそよ風 渡辺整形外科
幸原町	720	1,656		北小学校	さくらキャンプ 芹沢病院
徳倉第1	600	1,380	徳倉公民館	徳倉小学校	シフティーン三島
徳倉第2	730	1,679	徳倉2丁目集会所	徳倉小学校	ニチイケアセンター三島 とくら山口医院
徳倉第4	380	874	徳倉公民館	徳倉小学校	East-one三島
徳倉第6	210	483	徳倉公民館	北上小学校	
壱町田1丁目	840	1,932	壱町田公民館	北中学校	三島えんどうクリニック グローアップ 壱町田園 ミモザ三島壱町田
壱町田2丁目	70	161		北中学校	
県営壱町田やまがみ	150	345		北中学校	
かわせみタウン壱町田	10	23		北中学校	
マルシオン・マルジュ壱町田	40	92		北中学校	
小計	4,790	11,017			
【錦田地区】					
小山中島	190	437	小山中島公民館	錦田小学校	岡本内科医院
小山	70	161	小山公民館	錦田小学校	
谷田	320	736		錦田小学校	谷田池田医院 錦田小学校
御門	540	1,242	御門公民館	錦田小学校	グルーフ ハウス三島谷田 ケアホートトキうき 桜ヶ丘幼稚園 ワインザーハウス
夏梅木	60	138	夏梅木公民館	向山小学校	すみれの郷
中	600	1,380	中公民館	向山小学校	デイサービスふれあい富士
竹倉	110	253		錦田小学校	
押切	10	23	押切公民館	錦田小学校	
谷田城ノ内	10	23		錦田小学校	
東富士見	100	230	東富士見公民館	錦田小学校	
西富士見	50	115	西富士見公民館	錦田小学校	
並木	50	115	並木自治会館	錦田小学校	
川原ヶ谷	270	621	川原ヶ谷集会所	東小学校	
雪沢	100	230		東小学校	
柳郷地	60	138		錦田小学校	
市営谷田住宅	30	69		錦田小学校	
小計	2,570	5,911			

【中郷地区】						
梅名	1,450	3,335	梅名自治会館	中郷小学校	梅名の里 共立福祉サービスセンターあおい インフルーザ 梅名の里 デイサービスこうめちゃん アスミール エシカファーム梅名園 共立福祉サービスセンターひだまり オリーブ梅名 フジワ-保育園 梅の実保育園 三島ようらんこども園 後藤医院 うめな内科循環器科クリニック 中郷小学校 中郷西中学校	
中島	710	1,633	中島公民館	中郷小学校	パオポット 三愛医院	
大場	1,000	2,300	大場公会堂	三島南高等学校 中郷中学校	若葉保育園 齋藤医院 中郷中学校	・伊豆箱根 鉄道線路西側の区域
					デイサービス・ダイバ 飯塚クリニック めぐみ保育園 三島だいば第一クリニック	・伊豆箱根 鉄道線路東側の区域
多呂	580	1,334	多呂公民館	三島南高等学校 中郷中学校		
北沢	140	322	北沢公民館	向山小学校	のびる作業所	
八反畠	240	552	八反畠公民館	中郷小学校	エシカファームNIHO八反畠園 三島共立病院	
鶴喰	160	368		中郷小学校		
青木	650	1,495	青木公民館	南中学校	樹楽団らんの家三島青木 青木保育園 南幼稚園 のびる幼稚園	
新谷	80	184		南中学校	道上医院	
平田	10	23	平田公民館	南中学校		

松本	740	1,702	松本公民館	中郷西中学校 南中学校	いづテラス	
					いづテラスアネックス	
					マ・メゾン三島エフ・リーブル	
					りは・かふえ	
					モアナテラス	
					ドリームケアふいるまつもと園	
					エシカファームNIHOアルテ	
					スタジオアルテ	
					まりあ保育園	
					松本幼稚園	
長伏	1,300	2,990	長伏公民館	長伏小学校 南中学校	いづの里クリニック	境川東側の区域
					まほら。	
					中郷西保育園	
					高野内科循環器科クリニック	
					吉村眼科内科医院	
					小山消化器・内科	
御園	410	943		清水町地域交流センター	長伏小学校	境川西側の区域
					御寿園	
					中島クリニック	
					ケアサービスこころ三島御園	
安久	830	1,909	安久公民館	中郷西中学校 南中学校	富南の郷里	
					Grand Person やすひさ	
					中郷南保育園	
					ACE16三島安久	
藤代町	310	713		南中学校		
ウイステリア三島青木	70	161		南中学校		
小計	8,690	19,987				
合計	20,466	47,072				

土砂災害警戒区域及び避難場所一覧表

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所	警戒区域
				地区公民館	指定避難所	指定日	
がけ崩れ							
1	103-I-0033	上之台	笹原新田	2	笹原	笹原会館、笹原 出荷場	坂公民館 H29.3.31
2	103-I-0034	三ツ谷新田横引	三ツ谷新田	9	三ツ谷	坂公民館	H30.12.4
3	103-I-0665	宮向	三ツ谷新田	4	三ツ谷	坂公民館	H29.3.31
4	103-I-2710	台崎	谷田(台崎)	13	台崎	坂公民館	H29.3.31
5	103-III-0116	笹原新田	笹原新田	0	笹原	笹原会館、笹原 出荷場	坂公民館 H29.3.31
6	103-I-0045	柳郷地	柳郷地	158	柳郷地	錦田小学校	H29.3.31
		柳郷地	柳郷地	158	市営柳郷地住 宅	錦田小学校	H29.3.31
		柳郷地	柳郷地	158	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校 H29.3.31
7	103-I-0046	谷田子の神A	谷田(小山中島)	1	小山中島	小山中島公民館	錦田小学校 H17.3.18
8	103-I-0047	五万坂	谷田(東富士見/ 小山)	10	東富士見	東富士見公民館	錦田小学校 H30.12.4
		五万坂	谷田(東富士見/ 小山)	10	小山	小山公民館	錦田小学校 H30.12.4
9	103-I-0048	花ノ木	谷田(並木)	7	並木	錦田小学校	H29.3.31
		花ノ木	谷田(並木)	7	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校 H29.3.31
10	103-I-0664	山中新田	山中新田	3	山中	山中公民館	坂公民館 H29.3.31
11	103-I-0666	塚原新田代官 林	塚原新田	19	塚原	塚原公民館	錦田中学校 H30.12.4
12	103-I-0676	川原ヶ谷	川原ヶ谷(愛宕)	4	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	東小学校 H17.12.26
13	103-I-0677	愛宕	川原ヶ谷(初音 台)	17	初音台	うぐいす会館	山田中学校 H29.3.31
		愛宕	川原ヶ谷(初音 台)	17	愛宕	錦田中学校	H29.3.31
14	103-I-0678	谷田押切	谷田(押切)	91	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校 H29.3.31
		谷田押切	谷田(押切)	91	押切	押切公民館	錦田中学校 H29.3.31
		谷田押切	谷田(押切)	91	小山中島	小山中島公民館	錦田小学校 H29.3.31
15	103-I-0679	西山A	玉沢	12	玉沢	県総合健康セン ター	錦田小学校 H29.3.31
16	103-I-0680	稻荷山	竹倉	12	竹倉	錦田小学校	H29.3.31

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所		警戒区域 指定日
						地区公民館	指定避難所	
17	103-I-0681	谷田眠り久保B	谷田(柳郷地)	41	柳郷地		錦田小学校	H29.3.31
			谷田(柳郷地)	41	並木		錦田小学校	H29.3.31
			谷田(柳郷地)	41	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H29.3.31
18	103-I-0682	谷田眠り久保	谷田(並木)	19	並木		錦田小学校	H17.3.18
19	103-I-0683	谷田品草山A	谷田(並木)	31	並木		錦田小学校	H29.3.31
			谷田(並木)	31	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H29.3.31
20	103-I-0684	谷田品草山B	谷田(並木)	45	並木		錦田小学校	H29.3.31
			谷田(並木)	45	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H29.3.31
			谷田(御門)	51	御門		錦田小学校	H29.3.31
21	103-I-0685	谷田花の木	谷田(御門)	51	並木		錦田小学校	H29.3.31
			谷田(御門)	51	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H29.3.31
22	103-I-0686	夏梅木	谷田(夏梅木)	13	夏梅木	夏梅木公民館	向山小学校	H30.12.4
23	103-I-3362	緑ヶ丘A	川原ヶ谷(緑ヶ丘)	8	緑ヶ丘		錦田中学校	H17.12.26
			川原ヶ谷(緑ヶ丘)	8	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	東小学校	H17.12.26
24	103-I-3363	谷田子の神B	谷田(小山中島)	2	小山中島	小山中島公民館	錦田小学校	H17.3.18
25	103-I-3364	緑ヶ丘B	谷田(小山中島)	2	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H17.3.18
			川原ヶ谷(緑ヶ丘)	9	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	東小学校	H17.12.26
			川原ヶ谷(緑ヶ丘)	9	緑ヶ丘		錦田中学校	H17.12.26
26	103-II-0478	谷田塚畠毛山	谷田(桜ヶ丘/塚の台)	2	塚の台	塚の台集会所	錦田中学校	H30.12.4
			谷田(桜ヶ丘/塚の台)	2	桜ヶ丘	桜ヶ丘公民館	錦田中学校	H30.12.4
27	103-II-0485	西山B	玉沢	1	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校	H29.3.31
28	103-II-0486	玉沢池の洞	玉沢	1	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校	H30.12.4
29	103-III-0117	山神所	塚原新田(阿部野)	0	塚原	塚原公民館	錦田中学校	H29.3.31
30	103-I-3353	和田前A	佐野	15	佐野		佐野小学校	H29.3.31
31	103-I-3354	佐野重根入	佐野	13	佐野		佐野小学校	H30.12.4
32	103-I-3355	佐野山崎後	佐野	6	佐野		佐野小学校	H30.12.4
33	103-II-0492	和田前B	佐野	3	佐野		佐野小学校	H29.3.31
34	103-II-0493	寺沢A	佐野	1	佐野		佐野小学校	H29.3.31

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所	警戒区域	
						地区公民館	指定避難所	指定日
35	103-II-5867	寺沢B	佐野	1	佐野	佐野小学校		H29.3.31
36	103-II-5868	寺沢後	佐野	1	佐野	佐野小学校		H29.3.31
37	103-I-0669	千枚原	千枚原	125	千枚原	沢地小学校		H29.3.31
		千枚原	千枚原	125	徳倉第2	徳倉2丁目集会所	徳倉小学校	H29.3.31
		千枚原	千枚原	125	壱町田1丁目	壱町田公民館	北中学校	H29.3.31
		千枚原	千枚原	125	富士ビレッジ	富士ビレッジ集会所	沢地小学校	H29.3.31
38	103-I-3356	沢地A	沢地	11	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H18.3.24
39	103-I-3357	光ヶ丘	光ヶ丘	1	光ヶ丘1丁目	光ヶ丘公民館	沢地小学校	H17.12.26
40	103-I-3358	沢地B	沢地	5	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H17.12.26
		沢地B	沢地	5	千枚原	沢地小学校		H17.12.26
41	103-II-0473	沢地C	沢地	4	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H17.12.26
42	103-II-0488	沢地D	沢地	5	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H17.12.26
43	103-I-0036	萩A	萩	8	萩	萩公民館	北上小学校	H17.12.26
44	103-I-0037	萩B	萩	5	萩	萩公民館	北上小学校	H17.12.26
45	103-I-0038	北の入	徳倉(5丁目)	5	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H29.3.31
46	103-I-0039	徳倉五丁目反 畑	徳倉(6丁目)	37	徳倉第6	県営北上団地	北上小学校	H17.3.29
		徳倉五丁目反 畑	徳倉(6丁目)	37	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H17.3.29
		徳倉五丁目反 畑	徳倉(6丁目)	37	徳倉第4	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
47	103-I-0040	徳倉三丁目谷 戸A	徳倉3丁目	33	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
48	103-I-3351	徳倉五丁目小 池	徳倉(5丁目)	11	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H17.3.29
49	103-I-3352	徳倉五丁目金 谷畑A	徳倉(5丁目)	7	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H17.3.29
50	103-II-0490	徳倉五丁目金 谷畑B	徳倉(5丁目)	3	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H17.3.29
52	103-I-0670	文教町	文教町二丁目	61	文教町2丁目	三島北高校		H29.3.31
53	103-I-0671	壱町田上掛B	壱町田(やまが み)	52	壱町田1丁目	壱町田公民館	北中学校	H17.3.18
		壱町田上掛B	壱町田(やまが み)	52	県営壱町田や まがみ団地	北中学校		H17.3.18
54	103-I-3359	壱町田上掛A	壱町田	23	壱町田1丁目	壱町田公民館	北中学校	H17.3.18

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所	警戒区域	
						地区公民館	指定避難所	指定日
55	103-I-3360	大宮町三丁目	大宮町三丁目	5	大宮町3丁目	大宮町3丁目集会所	三島北高校	H17.12.26
56	103-II-0474	壱町田上掛C	壱町田	1	壱町田1丁目	壱町田公民館	北中学校	H17.3.18
57	103-II-0487	壱町田上掛D	壱町田	3	壱町田1丁目	壱町田公民館	北中学校	H17.3.18
58	103-I-0041	徳倉富士ビレッジ	徳倉2丁目／富士ビレッジ	25	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.12.26
		徳倉富士ビレッジ	徳倉2丁目／富士ビレッジ	25	富士ビレッジ	富士ビレッジ集会所	沢地小学校	H17.12.26
59	103-I-0667	徳倉三丁目谷戸B	徳倉3丁目	11	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
		徳倉三丁目谷戸B	徳倉3丁目	11	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H17.3.29
60	103-I-0668	徳倉三丁目中村A	徳倉4丁目	16	徳倉第4	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
		徳倉三丁目中村A	徳倉4丁目	16	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
61	103-II-0489	徳倉三丁目	徳倉(3丁目)	0	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.12.26
62	103-II-0491	徳倉三丁目中村B	徳倉3丁目	2	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校	H17.3.29
63	103-I-0672	明泉洞A	川原ヶ谷(山田)	21	三恵台		錦田中学校	H29.3.31
64	103-I-0674	明泉洞B	川原ヶ谷(山田)	6	三恵台		錦田中学校	H29.3.31
65	103-I-3361	旭ヶ丘	旭ヶ丘	14	旭ヶ丘	旭ヶ丘集会所	山田小学校	H17.12.26
66	103-II-0479	五百司	川原ヶ谷(山田)	1	三恵台		錦田中学校	H29.3.31
67	103-II-0480	狸洞	川原ヶ谷(山田)	2	三恵台		錦田中学校	H29.3.31
68	103-II-0481	小沢	川原ヶ谷(小沢)	6	小沢		山田中学校	H30.12.4
69	103-II-0482	川原ヶ谷元屋敷	川原ヶ谷(小沢)	1	小沢		山田中学校	H30.12.4
70	103-II-0483	入ノ段	川原ヶ谷(小沢)	3	小沢		山田中学校	H29.3.31
71	103-II-0484	川原ヶ谷大洞	川原ヶ谷(小沢)	2	小沢		山田中学校	H30.12.4
72	103-I-0687	赤王	大場(赤王)	9	大場		三島南高校	H29.3.31
73	103-I-2711	多呂	多呂	1	多呂	多呂公民館	三島南高校	H29.3.31
74	103-I-3350	脇之田	大場(赤王)	5	大場		三島南高校	H29.3.31
75	103-II-0475	赤坂	大場(赤王)	0	大場		三島南高校	H29.3.31
76	103-II-0476	田頭山	大場(赤王)	1	大場		三島南高校	H29.3.31
77	103-I-0044	徳倉谷津	川原ヶ谷	7	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	東小学校	H29.3.31
78	103-I-0664-2	山中新田B	山中新田	4	山中	山中公民館	坂公民館	H30.12.4

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所	警戒区域	
						地区公民館	指定避難所	指定日
79	103-S-1001	諏訪台	字諏訪台	50	芦ノ湖高原別荘地	芦の湖カントリークラブ内	坂公民館	H30.12.4
80	103-S-1002	佐野源太ヶ入	佐野	0	佐野		佐野小学校	H30.12.4
81	103-S-1003	佐野日影林	佐野	3	佐野		佐野小学校	H30.12.4
82	103-S-1004	元山中	川原ヶ谷(元山中)	7	元山中	元山中公民館		H30.12.4
83	103-S-1005	沢地E	沢地	3	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H30.12.4
84	103-S-1007	富士見台	富士見台	37	富士見台	富士見台集会所	沢地小学校	H30.12.4
85	103-S-1008	加茂	加茂	146	加茂	加茂集会所	山田中学校	H30.12.4
		加茂	加茂	146	旭ヶ丘	旭ヶ丘集会所	山田小学校	H30.12.4
86	103-S-1009	阿部野上	塚原新田	3	阿部野		錦田中学校	H30.12.4
87	103-S-1010	三恵台	三恵台	69	三恵台		錦田中学校	H31.10.1
88	103-S-1011	川原ヶ谷滝ノ前	三恵台	17	三恵台		錦田中学校	H30.12.4
89	103-S-1014	柳郷地B	柳郷地	19	柳郷地		錦田小学校	H30.12.4
		柳郷地B	柳郷地	19	市営柳郷地住宅		錦田小学校	H30.12.4
90	103-S-1015	竹倉 平戸	竹倉	4	竹倉		錦田小学校	H30.12.4
91	103-S-1017	徳倉	徳倉(5丁目)	1	徳倉第5	徳倉公民館	北上小学校	H30.12.4
92	103-S-1018	墓ヶ沢	字墓ヶ沢	12	芦ノ湖高原別荘地	芦の湖カントリークラブ内	坂公民館	H30.12.4
93	103-S-1019	沢地 百八	沢地	7	沢地	沢地公民館	沢地小学校	H30.12.4
94	103-S-1021	川原ヶ谷薄久保	川原ヶ谷(山田)	1	三恵台		錦田中学校	H30.12.4
95	103-S-1022	阿部野	谷田(阿部野)	22	阿部野		錦田中学校	H30.12.4
96	103-I-0669-2	徳倉二丁目	徳倉2丁目	3	徳倉第2	徳倉2丁目集会所	徳倉小学校	H30.12.4
97	103-SS-1024	旭ヶ丘B	旭ヶ丘	24	旭ヶ丘	旭ヶ丘集会所	山田小学校	H34.1.7
98	103-SS-1025	旭ヶ丘C	旭ヶ丘	80	旭ヶ丘	旭ヶ丘集会所	山田小学校	H34.1.7

NO	箇所番号	警戒区域名	所在地	世帯数	関係自治会	指定緊急避難場所	警戒区域
				地区公民館	指定避難所	指定日	
土石流							
1	206-I-011	夏梅木川	谷田(台崎)	1	台崎	坂公民館	H28.9.30
2	206-I-012	田窪沢	谷田(台崎)	11	台崎	坂公民館	H28.9.30
3	206-I-013	玉沢A	玉沢	16	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校 H28.9.30
4	206-I-014	玉沢D	玉沢	20	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校 H28.9.30
5	206-I-015	玉沢E	玉沢	30	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校 H28.9.30
6	206-II-005	玉沢B	玉沢	0	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校 H28.9.30
7	206-II-006	玉沢C	玉沢	14	玉沢	県総合健康センター	錦田小学校 H28.9.30
8	206-I-001	佐野沢A	佐野	19	佐野	佐野小学校	H28.9.30
9	206-I-002	藍ノ沢	佐野	15	佐野	佐野小学校	H28.9.30
10	206-I-003	寺沢	佐野	16	佐野	佐野小学校	H28.9.30
11	206-I-004	古宿沢	佐野	23	佐野	佐野小学校	H28.9.30
12	206-I-005	梨坂沢	佐野	9	佐野	佐野小学校	H28.9.30
13	206-II-001	佐野沢B	佐野	4	佐野	佐野小学校	H28.9.30
14	206-II-002	沢地川右支川	沢地	2	沢地	沢地公民館	沢地小学校 H28.9.30
15	206-I-006	徳倉宮川右支川	徳倉3丁目	6	徳倉第3	徳倉公民館	徳倉小学校 H28.9.30
16	206-I-007	加茂川A	加茂	8	加茂	加茂集会所	山田中学校 H28.9.30
17	206-I-008	加茂川B	加茂	22	加茂	加茂集会所	山田中学校 H28.9.30
18	206-I-009	小沢A	川原ヶ谷(小沢)	10	小沢	山田中学校	H28.9.30
19	206-I-009-2	小沢B	川原ヶ谷(小沢)	10	小沢	山田中学校	H28.9.30
20	206-I-010	小沢C	川原ヶ谷(小沢)	2	小沢	山田中学校	H28.9.30
21	206-II-003	小沢D	川原ヶ谷(小沢)	6	小沢	山田中学校	H28.9.30
22	206-II-004	山田沢	川原ヶ谷(山田)	1	三恵台	錦田中学校	H28.9.30

火災延焼予想危険区域

No.	自治会・町内会名	避難地	No.	自治会・町内会名	避難地
1	加屋町	西小学校	22	南本町新御殿	南小学校
2	清住町	西小学校	23	大社町	東小学校
3	西本町	西小学校	24	東本町1丁目	東小学校
4	栄町	西小学校	25	東本町2丁目	東小学校
5	西若町	西小学校	26	日の出町	東小学校
6	緑町	西小学校	27	東町	東小学校
7	広小路町	西小学校	28	大宮町1丁目	三島北高校
8	泉町	西小学校	29	大宮町2丁目	東小学校
9	寿町	西小学校	30	加茂川町1区	北中学校
10	本町大中島	西小学校	31	若松町	山田小学校
11	本町小中島	西小学校	32	西旭ヶ丘	山田小学校
12	南本町御殿	南小学校	33	青葉台	山田小学校
13	南本町高台	南小学校	34	芙蓉台	北上中学校
14	芝本町	三島北高校	35	幸原町	北小学校
15	中央町	三島北高校	36	徳倉第4	徳倉小学校
16	中央町2区	三島北高校	37	富士ビレッジ	沢地小学校
17	北田町	南小学校	38	光ヶ丘3丁目	沢地小学校
18	中田町北	南小学校	39	東壱町田	北中学校
19	中田町南	南小学校	40	旭ヶ丘	山田小学校
20	南田町	南小学校	41	藤代町	南中学校
21	幸町	北小学校	42	東大場	三島南高校

静岡県第3次被害想定による「延焼危険度ランク5」を含む自治会・町内会

重要水防箇所

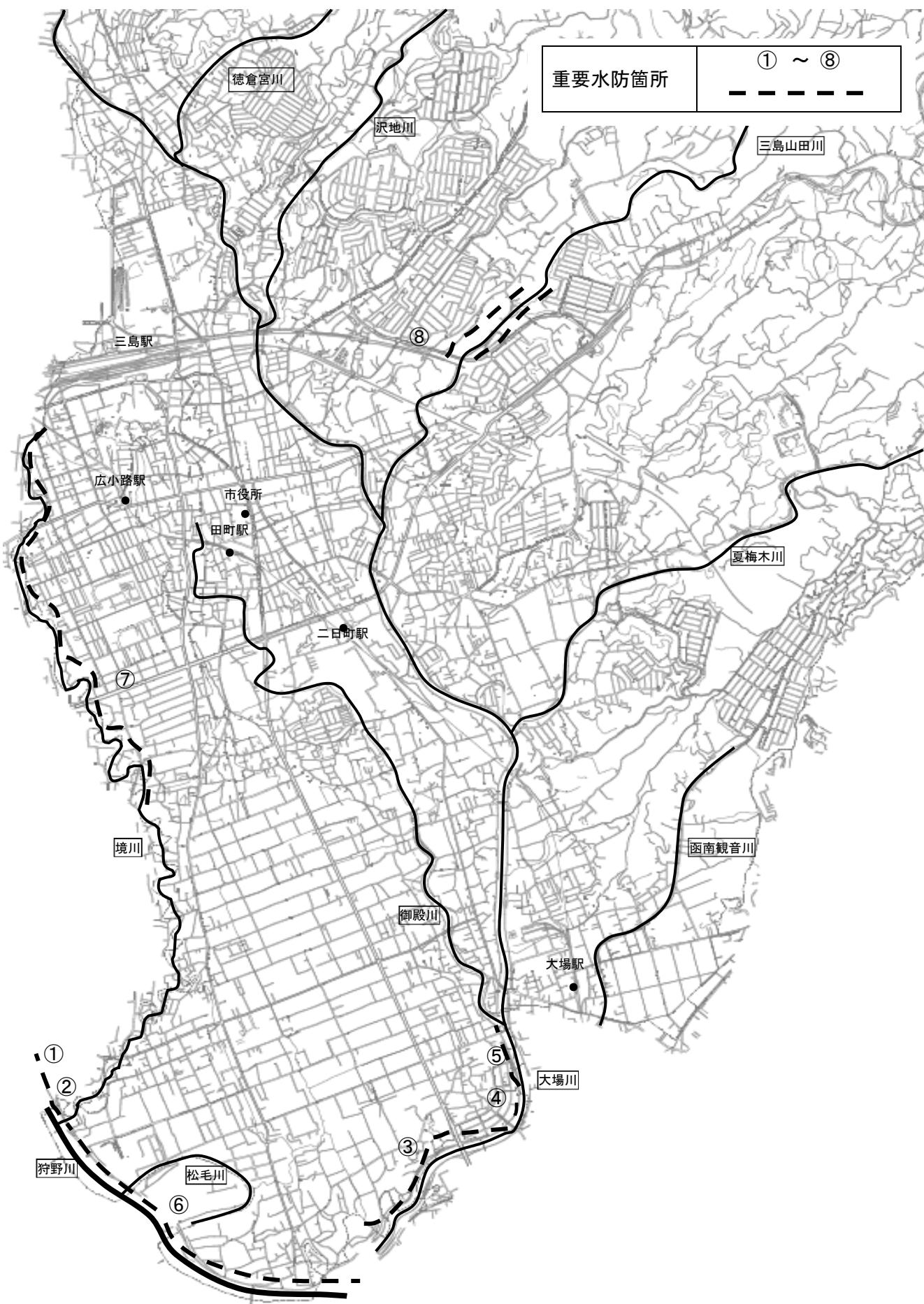
番号	河川名 (水系名)	市・町 (大字)	場所	重要度	延長 (m)	注意を 要する 理由	位置 (自～至) 国	水防工法	河川管理 団体 (水防管理 団体)	水防 倉庫
①	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (湯川)	徳倉橋上流	B	右 1,383	パイピング 破壊	8.0K+150m ～ 9.4K+ 102m	釜段工	国 (三島市) 清水町	長伏
②	狩野川 (狩野川)	三島 (長伏) 清水町 (的場)	的場樋管付 近 ～ 大場川合流 点	B	右 2,133	河積不足	8.4K+207m ～ 12.0K+50m	積土 のう工	国 (三島市) 清水町	長伏
③	大場川 (狩野川)	三島 (御園) 函南 (間宮)	狩野川合流 点 ～ 大場川橋	B	右 1,510	堤防の 脆弱性	0.0K ～ 1.4K+79m	月の 輪工	国 (三島市) 函南町	御園
④	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	安間樋管下 流	B	右 30	洗掘の暫 定施行	1.6K+22m ～ 1.6K+52m	木流し 工	国 (三島市)	御園
⑤	大場川 (狩野川)	三島 (安久)	函南觀音川 合流点 ～ 仲町樋管	B	右 345	堤防の 脆弱性	1.6K+76m ～ 2.0K+91m	月の 輪工	国 (三島市)	御園
⑥	狩野川 (狩野川)	三島 (御園)	松毛川樋管	要 注 意	右 410	旧川・破堤 履歴有	9.2K+190m ～ 9.6K+105m	月の 輪工	国 (三島市)	御園
⑦	境川 (狩野川)	三島 (平田) 清水町 (久米田)	平田橋上流 320m ～ 境橋	B	3,870	断面狭小	2.5K+20m ～ 6.3K+90m	積土 のう工	県 (三島市) 清水町	三島 市役 所
⑧	三島 山田川 (狩野川)	三島 (川原ヶ谷)	新幹線 ～ 山田橋上流 40m	B	600	堤防高不 足無堤	1.0K+60m ～ 1.6K+60m	積土 のう工	県 (三島市)	夏梅 木

※重要度区分 <①～⑥>国基準による区分

<⑦～⑧>県基準による区分

基準の詳細については三島市水防計画、計画編 P13 参照

重要水防箇所



富士山噴火に伴う影響想定範囲図

図 1

想定火口範囲、噴石、火碎流・火碎サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

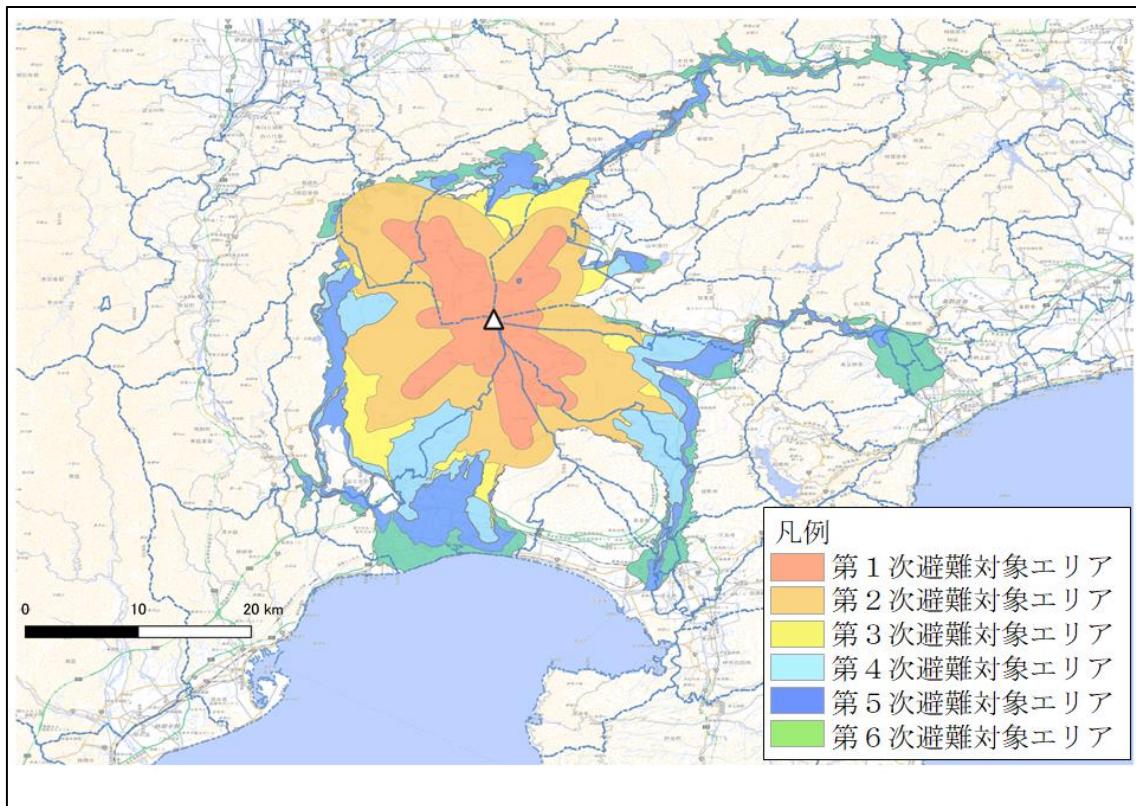


図2
降灰の影響想定範囲



図3
小さな噴石の影響想定範囲

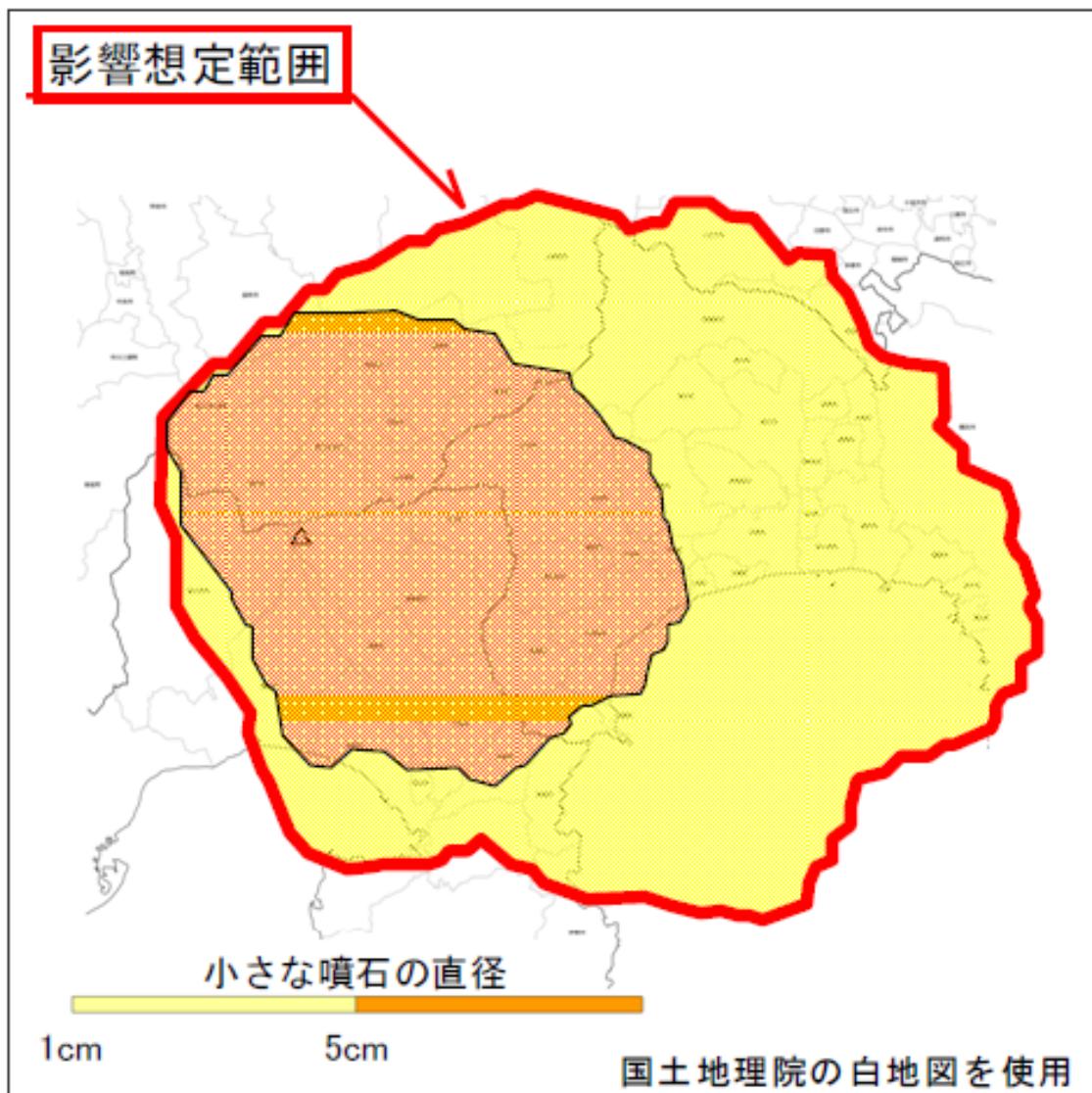


図 4
融雪型火山泥流の可能性マップ

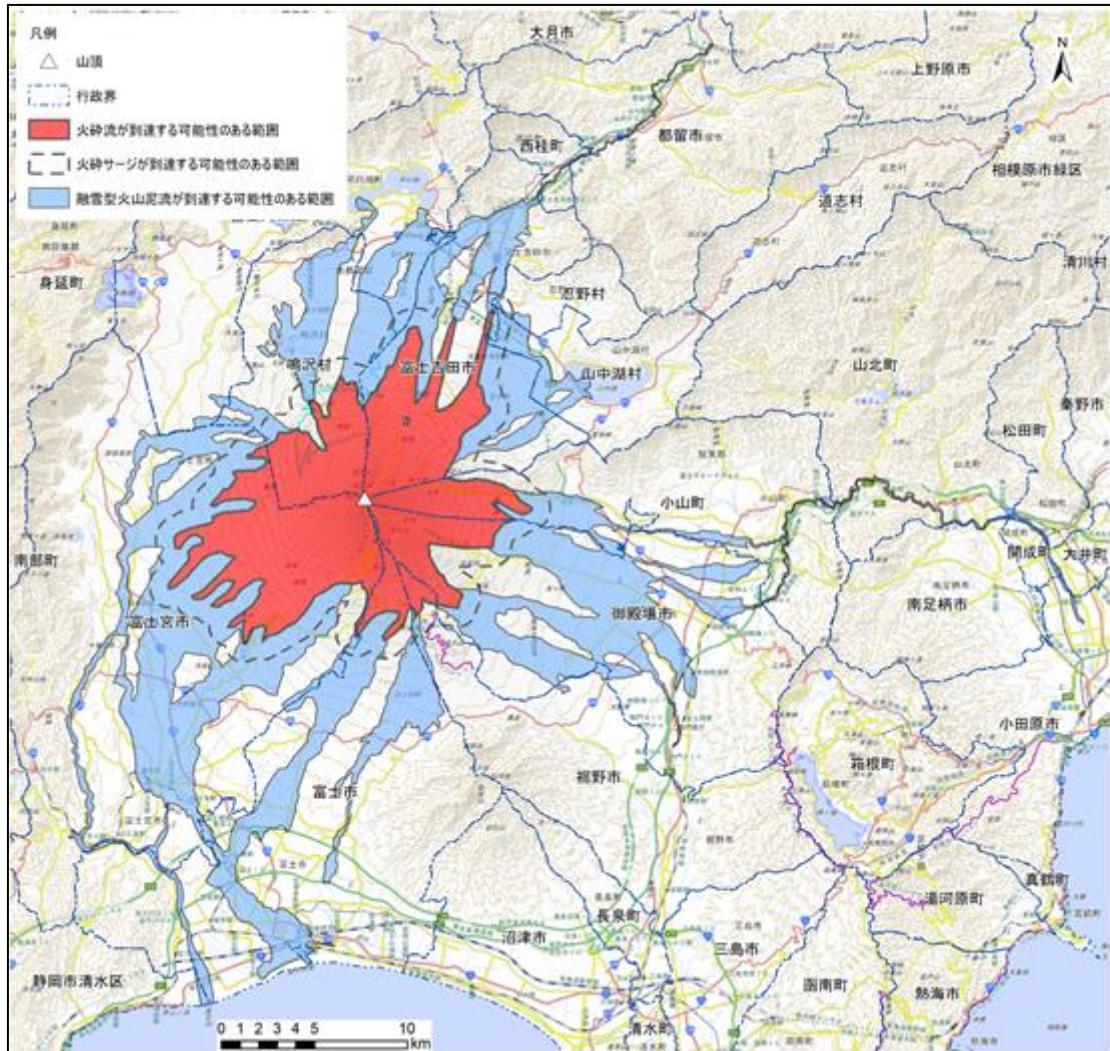


図 5

融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図（危険度区分）

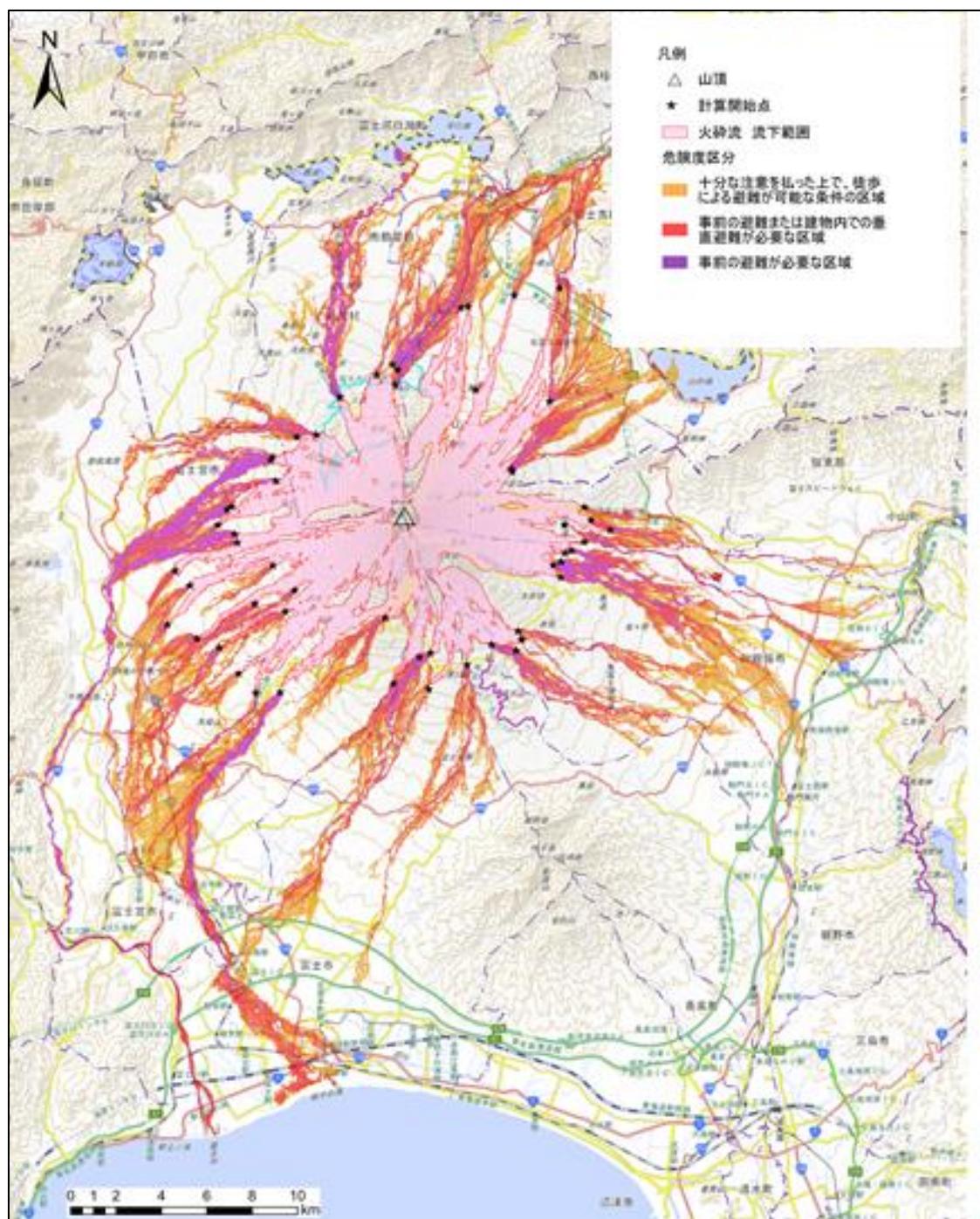
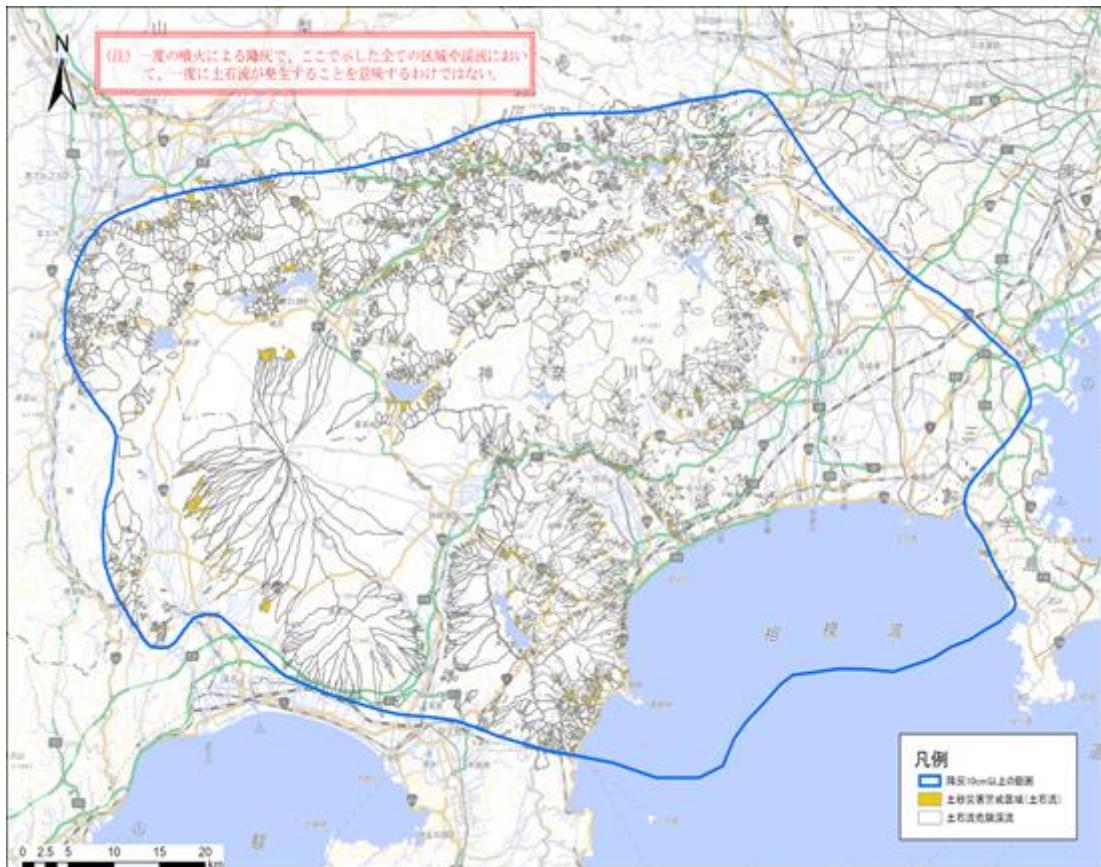


図 6
降灰後土石流の可能性マップ



東海地震に係る地震防災対策強化地域市町村一覧

1都7県157市町村（平成24年4月1日 更新）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県 (全域)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

南海トラフ地震防災対策推進地域県内市町一覧

1都2府26県707市町村（平成26年3月28日 更新）

静岡県対象市町(全35市町)
静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

首都直下地震緊急対策区域県内市町一覧

1都9県309市区町村（平成27年3月31日 更新）

静岡県対象市町(18市町)
沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、富士宮市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

気象庁震度階級関連解説表

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れことがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入るもの多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7	大きな地割れが生じることがある。	

※1亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水・停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート 造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺 れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定し ているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッキング	長周期地震動により石油タンクのスロッキング（タンク内溶液の液面が大き く揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生 したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構 造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたり して、破損、脱落することがある。

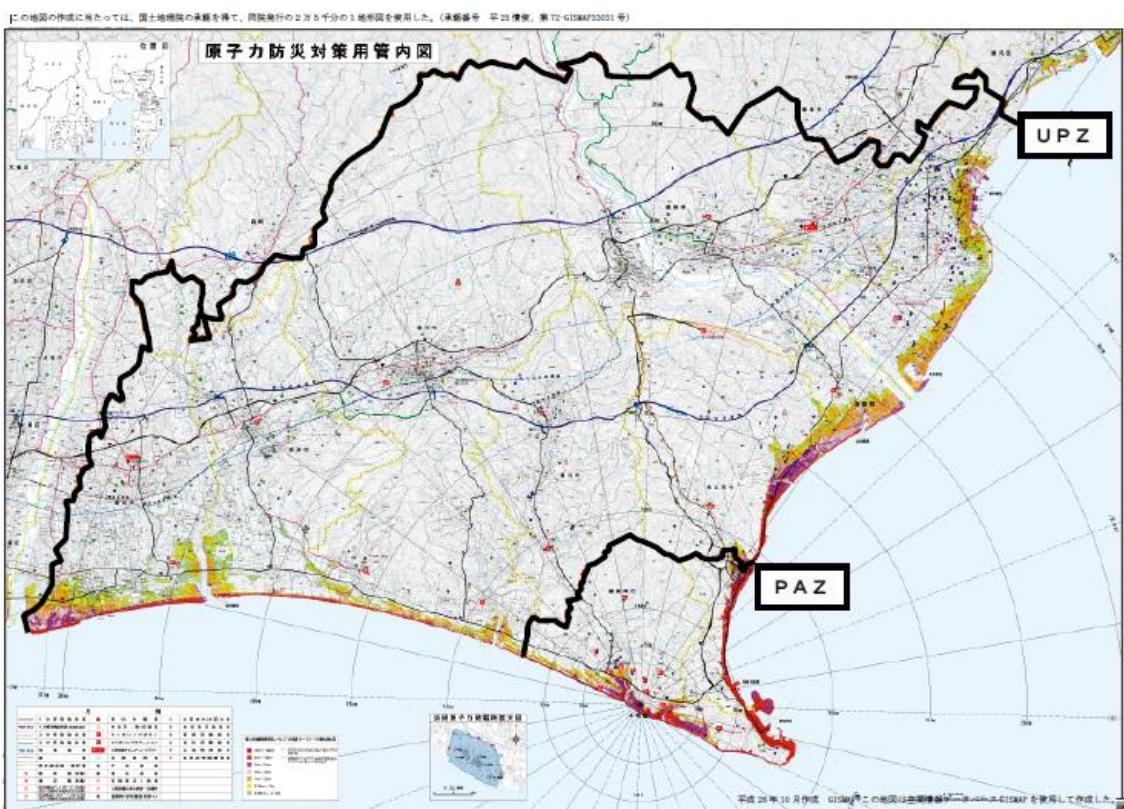
※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日発表
発表官署：静岡地方気象台

三島市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指基準 22
		(土砂災害)	土壤雨量指基準 157
	洪水	流域雨量指基準	境川流域=6.1、大場川流域=22.3、御殿川流域=5.6
		複合基準	— 大場川流域(19、14.9)、狩野川流域(9、55.6)
		指定河川洪水予報による基準	狩野川[徳倉]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 10cm
			山地 12時間降雪の深さ 20cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指基準	12
		土壤雨量指基準	103
	洪水	流域雨量指基準	境川流域=4.8、大場川流域=17.8、御殿川流域=4.4
		境川流域=(6, 4.8)、大場川流域=(17, 13.4)、御殿川流域=(6, 4.4)、狩野川流域(6, 47.7)	
		複合基準	
	強風	指定河川洪水予報による基準	狩野川[徳倉]
		平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 5cm
			山地 12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ	1. 降雪の深さが 30cm 以上あった場合	
		2. 積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15°C 以上の場合	
	低温	冬期：最低気温-4°C 以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4°C 以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

原子力防災対策用管内図



浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

静岡県防災計画において、原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）を、発電所から5km 及び31km を目安に定めている。

区域の種類	区域の範囲
PAZ (予防的防護措置を準備する区域)	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

【気象庁ホームページより：抜粋】

南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

○ 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

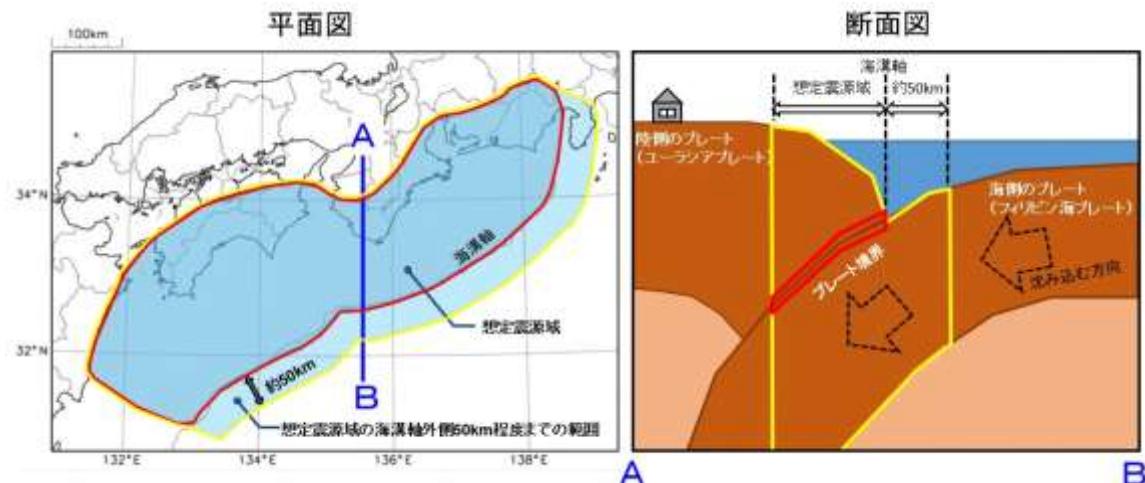
「南海トラフ地震に関する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上^{※1}の地震^{※2}が発生 ○1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※6} 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4} 7.0 以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

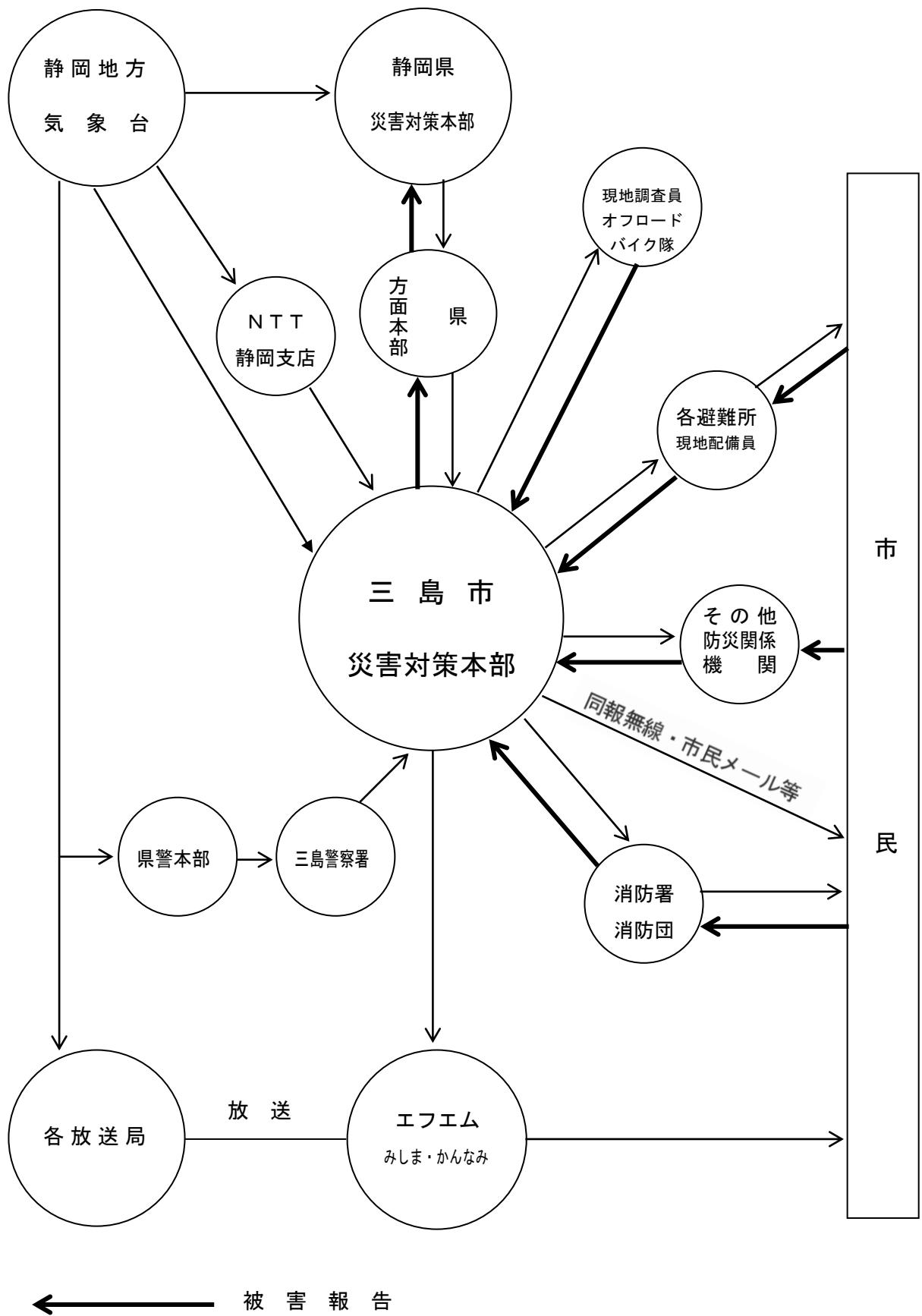


想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度[○]図中黄枠部）

- ※1 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。
- ※2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- ※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。
- ※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを 1 ~ 3 として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。
- 具体的には、
- レベル 1 ‥平常時のデータのゆらぎの中の 1 年に 1 ~ 2 回現れる程度の値に設定。
 - レベル 2 ‥レベル 1 の 1.5 ~ 1.8 倍に設定。
 - レベル 3 ‥レベル 1 の 2 倍に設定。
- 「有意な変化」とは上記、レベル 3 の変化を、
「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル 1 以上の変化を意味します。
- ※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。
- 南海トラフのプレート境界深部（30~40km）では数ヶ月から 1 年程度の間隔で、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。
- なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。
- ※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積 × ずれた量 × 岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

3. 情報・通信・広報活動

情報の収集・伝達通信系統図



情報伝達媒体一覧表

○情報伝達媒体

種類	保管場所	連絡先	備考
NTT電話		すべて	
メール		すべて	
インターネット		すべて	
同時通報用無線	市民	すべて	
NTT FAX		すべて	
衛星携帯電話	本部室	すべて	NTT回線が使用不可でも使用可
県防災行政無線電話	本部室・危機管理課事務室	国・県・全国市町村	県とのホットライン 衛星回線・地上回線
県防災行政無線FAX	危機管理課事務室	国・県・全国市町村	衛星回線・地上回線
市防災行政無線(移動系)	災害対策無線室・危機管理課事務室	市・防災関係機関	
IP無線	災害対策無線室・危機管理課事務室	防災関係機関	
簡易無線	災害対策無線室・危機管理課事務室	市・防災関係機関 ・自主防災組織	
Wi-Fi(デジタル戦略課貸与)	同報無線室	すべて	NTT回線が利用できないとき でもインターネットが使用可

○伝達手段・ソフト

種類	伝達対象者	備考
ふじのくに防災情報提供システム(FUJISAN)	県	災害時情報共有システム(Lアラート)と連携
災害時情報共有システム(Lアラート)	国・県・報道機関・ライフライン事業者・公共交通事業者	一斉に配信するシステム
同時通報用無線	市民	J-ALERTと連携
エフエムみしま・かんなみ	市民	
ケーブルテレビ	市民	
市民メール(みしまるホツとメール)	市民	
緊急速報メール	市民	・ふじのくに防災情報提供システム(FUJISAN)から配信 ・各キャリアから配信
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」	市民	静岡県で運用するスマートフォン向けアプリ
ホームページ	市民	
X(旧ツイッター)	市民	
フェイスブック	市民	
LINE	市民	

三島市防災行政無線等管理規程

平成 14 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三島市（以下「市」という。）の防災行政の責務を遂行するため、同報系防災行政無線（基地局、屋外受信局）、移動系防災行政無線（基地局、陸上移動局）、IP 無線及び簡易無線の適正な運用について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規程に基づく用語の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- (1) 防災行政無線とは、防災行政に関する無線設備をいう。
- (2) 無線局とは、電波による情報伝達を目的とする防災行政無線設備及び IP 無線設備並びにその操作を行う者の総体をいう。
- (3) 基地局とは、市役所に開設した固定局（送受信機と指令卓）をいう。
- (4) 屋外受信局とは、市内各所に設置され受信部、電源部、拡声スピーカーで構成される無線設備をいう。
- (5) 陸上移動局とは、車載又は、携帯する無線機をいう。
- (6) IP 無線とは、携帯電話網等のデータ通信機能を利用したプレストーク（PTT）方式の移動体通信をいう。
- (7) 簡易無線とは、150MHz 帯、400MHz 帯を利用する無線通信をいう。

(管理部課)

第 3 条 無線局の統括管理は、企画戦略部危機管理課があたるものとする。

(無線局の無線管理者)

第 4 条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、無線局の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。
- 3 無線管理者は、危機管理監をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 5 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。
- 3 通信取扱責任者は、危機管理課長があたるものとする。

(通信担当者)

第 6 条 通信担当者は、無線従事者（電波法第 40 条）のうち、無線管理者が認めたものとする。

- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行うものとし、無線業務日誌の記載を行うものとする。
- 3 通信担当者は、基地局及び陸上移動局の無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮監督する。
- 4 無線管理者は、通信者の適正配置に努めるものとする。

(通信者)

第 7 条 通信者は、通信担当者の管理のもとに、電波関係法令を遵守し、法令に基づき無線設備の操作を行うものとする。

2 通信者は、無線局に携わる一般職員とする。

(秘密の保持)

第 8 条 通信の業務に従事するものは、その職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(時間外勤務体制)

第 9 条 無線管理者は、日曜、休日等、その他勤務時間外に無線局運用の必要が生じた場合は、

通信担当者及び必要な通信者に時間外勤務を命じ、通信の運用にあたらせるものとする。

(無線局の構成等)

第 10 条 無線局の構成は、別に定める構成表のとおりとする。

2 無線局の呼出名称、設置場所等は、別に定める。

(通信の原則)

第 11 条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開局の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は非常通信を優先する。

(通信の種類)

第 12 条 通信の種類は、次のとおりとする。

(1) 非常通信とは、災害の発生等非常の場合の通信をいう。

(2) 普通通信とは、平常に行う通信をいう。

(3) 訓練通信とは、訓練の通信をいう。

(4) 他系通信とは、隣接他市町村との災害時相互応援協定に基づく非常通信及び訓練通信をいう。

(通信の統制)

第 13 条 無線管理者は、非常災害時及びその他通信の円滑な運用を確保するに必要と認めたときは、通信の統制を行うものとする。

(他無線局との関係)

第 14 条 無線管理者は、同一周波数を使用する他無線局及び関係無線局と連絡調整を行い、災害時等における通信の円滑な運用に万全を期するものとする。

(通信訓練)

第 15 条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年 1 回以上行うものとする。

(事故の場合)

第 16 条 通信担当者は、無線設備が事故のため、通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をするとともに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の報告を受けた場合、直ちに専門業者に修理させるとともに無線管理者に報告するものとする。

(指揮命令)

第 17 条 非常災害時における無線局運用は、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは、市長とし、以下同様とする。）の命を受け、無線管理者が通信担当者を指揮するものとする。

(要員体制)

第 18 条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、直ちに通信担当者を無線局に勤務させ、通信確保に必要な措置をとらなければならない。

2 通信担当者は、前項の命を受け、又は覚知したときは、勤務時間内外を問わず、直ちに無線局に勤務し、無線管理者の指揮を受け、通信の運用に万全を期する。

(陸上移動局の配備)

第 19 条 無線管理者は、非常災害が発生し、又はそのおそれがあると予想されるときは、必要な場所に移動局を配備する。

(職員の研修)

第 20 条 無線管理者は、通信者に対して電波法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(無線業務日誌)

第 21 条 通信担当者は、通信に関して必要に応じて、無線業務日誌に必要事項を記入し、通信取扱責任者に報告するものとする。

(報告等)

第 22 条 無線管理者は、電波法第 80 条に該当する場合は、総務大臣に報告する。

2 無線管理者は、通信担当者に異動があったときは、電波法第 51 条に定める防災行政無線選解任届を東海総合通信局長に提出するものとする。

(備付簿冊等)

第 23 条 無線局に備え付ける簿冊等は、次の各号に掲げるものとし(電波法第 60 条関連)、無線管理者は、これを管理保存するものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令等
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線業務日誌 使用を終わった日から 2 年間保存する。
- (6) 無線業務日誌抄録
- (7) 無線検査簿
- (8) 無線従事者選・解任届の写
- (9) 無線管理規程

(無線設備の保全)

第 24 条 無線管理者は、無線機保存のため、年 1 回以上定期点検をし、機器の保全に努めるものとする。

2 定期点検は、施行業者と保守委託契約を結び、点検の方法及び項目については、契約書によりとりきめるものとする。

3 通信担当者は、非常電源の機能試験を定期的に行うものとする。

(委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

三島市同報無線運営要領

平成 14 年 7 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三島市防災行政無線等管理規程第 25 条の規程に基づき必要な事項を定める。

(運用の範囲)

第 2 条 同報無線により通報できる範囲は次の各号に定めるものとする。

- (1) 各種災害情報及びその予報・注意報・警報・その他災害に関する必要な通報
- (2) 公害情報及びその予報・注意報・警報・その他公害に関する必要な通報
- (3) 人命・財産その他住民の生活に重大な影響を与える場合又はそのおそれがある場合の通報
- (4) 行政についての周知又は協力を必要とする事項
- (5) その他前項に準ずる事項で、市長が特に必要とする事項

(通報の種類)

第 3 条 通報の種類は次のとおりとする。

- (1) 緊急通報 非常災害時及びその発生が予測される場合、重要事項で緊急に多数の住民に伝達を必要とする場合に隨時行う通報。
- (2) 一般通報 一般的な行政事務に必要な通報で定時又は隨時行う。

(通報の方法)

第 4 条 通報の方法は次のとおりとする。

- (1) 一斉通報 全域に行う通報で全子局に通報する。
- (2) 地区別通報 地区別に行う通報で子局を選択して通報する。

(通報の順序)

第 5 条 通報の順位は、緊急通報を第一順位とし、その他は受付順序による。但し緊急通報が重なる場合は、無線管理者が内容を審査して順位を決めるものとする。

(通報の時間)

第 6 条 一般通報及びチャイム通報は、原則として毎日定時とし緊急通報はその必要が生じた場合隨時行うものとする。

(通報の依頼)

第 7 条 通報を希望する所属の長は、別紙様式第 1 号の依頼書により希望する日の 3 日前までに広報広聴課に提出しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(その他)

第 8 条 この要領以外の通報事項については、事前に無線管理者に連絡し、通報の許可を得るものとする

附 則

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

同報無線屋外受信局一覧表

(親局)

災害対策本部	呼出符号	周波数 68.895MHz
(市役所) 983-2650	こうほうみしま	出力 5W

(子局)

	設置地区	設置台数	選択呼出
屋外受信局	旧市内	東部 26台	1 · 11 · 21
		中部 12台	2 · 12 · 22
		西部 13台	3 · 13 · 23
	北上地区	35台	4 · 14 · 24
	錦田地区	44台	5 · 15 · 25
	中郷地区	43台	6 · 16 · 26
計		173台	

	設置地区	設置台数	選択呼出
戸別受信機	中学校	7台	37
	小学校	14台	38
	幼稚園	20台	39
	保育園	20台	39
	公共施設	40台	10 · 40
	障害者世帯	100台	20 · 35
計		201台	

同報無線屋外受信局一覧表

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	入ビーカー	受信機型式
1	東町NO.1	八幡神社	東町9-20	ダイボール	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
2	文教町2丁目NO.1	消防北分遣所	文教町2丁目 1-32	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
3	大社町NO.1	協立無線	大社町16-2	ダイボール	屋上(壁面)	1982/02	B	4	1710
4	日の出町NO.1	守綱八幡神社	日の出町6-10	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
5	東本町2丁目NO.1	ノジマ	東本町2丁目 1-55	三素子八木	エースマストS-18X	2014/03	A	3	1985
6	東町NO.2	東幼稚園	東町10-12	三素子八木	パンザマストR-312	1977/10	A	4	1710
7	大社町NO.2	日隅神社	大社町8-12	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	5	1710
9	東本町2丁目NO.2	間眠神社	東本町2丁目 11-38	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
10	南二日町NO.1	太田資源	南二日町7-4	三素子八木	パンザマストR-314	1982/02	B	4	1710
11	南二日町NO.2	横浜ゴムアパート	南二日町15	三素子八木	パンザマストR-315	1982/02	B	4	1710
12	大宮町2丁目NO.1	河野達夫宅	大宮町 2丁目 12-21	三素子八木	エースマストS-18X	1982/02	A	4	1703
13	大宮町2丁目NO.2	堀池敏夫子宅	大宮町2丁目 7-3	三素子八木	パンザマストR-317	1982/02	B	4	1710
14	大宮町3丁目NO.1	菰池公園	大宮町3丁目 20	ダイボール	パンザマストR-318	1982/02	A	4	1710
15	文教町1丁目	三島駅北口ポケットパーク	文教町1丁目 2794-3	三素子八木	エースマストS-18X	2018/03	A	4	1710
16	加茂川町NO.1	集会所	加茂川町18-4	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1703
17	若松町	かわせみ公園	若松町4369地先	ダイボール	エースマストS-18XM	1982/02	A	4	1710
18	富田町	旧消防署訓練場	富田町3-30	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	3	1710
19	長伏NO.4	長伏公園駐車場	長伏274-3	三素子八木	エースマストS-18X	2017/09	A	4	1985
20	中央町NO.1	市営駐車場	中央町1-8	三素子八木	鋼管柱	1982/02	A	4	1710
21	南田町NO.1	南田町広場	南田町4-36	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	6	1985
22	芝本町NO.2	ヒロセパーク	芝本町10-36	三素子八木	屋上	1982/02	B	5	1710
23	中央町NO.2	鈴木塗装店	中央町6-27	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	5	1710
24	一番町	三島商工会議所	一番町2-29	三素子八木	屋上ポール	2009/01	A	3	1985
25	南本町NO.1	柔道会館	南本町12-23	ダイボール	パンザマストR-313	1982/02	A	5	1710
26	南本町NO.2	社会福祉会館	南本町20-30	ダイボール	屋上(壁面)	1978/08	B	4	1703
27	南本町NO.3	共栄ビル	南本町3-26	ダイボール	屋上鉄塔(壁面)	1979/10	B	4	1703
28	北田町	市役所	北田町4-47	ダイボール	屋上ポール(壁面)	1982/02	B	6	1985
29	中田町NO.1	キリスト教会	中田町12-9	ダイボール	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
30	南田町NO.2	南中学校	富田町6-18	ダイポール	屋上(壁面)	1982/02	A	4	1710
31	西本町NO.2	佐藤文具店横	西本町8-10	ダイポール	パンサマストR-313	1979/02	A	4	1703
32	緑町NO.2	緑町佐野保育園	緑町12-12	ダイポール	パンサマストR-312	1979/02	B	4	1703
33	三好町	ハックドラック駐車場 三好町6-25		三素子八木	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1710
34	広小路町	大中島会館	広小路町13-1	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1710
36	加屋町	秋葉神社	加屋町4-6	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1710
37	清住町	電業社資材置場	清住町11	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	A	3	1710
38	緑町NO.1	電業社	緑町10-24	ダイポール	コンクリート柱	1982/02	A	7	1985
39	西本町NO.1	消防西分遣所跡	西本町3-37	ダイポール	火の見やぐら	1982/02	A	3	1710
40	泉町	富岡屋菓子店奥	泉町13-3	ダイポール	パンサマストR-312	1978/08	A	4	1703
41	寿町NO.1	楽寿園地内	一番町15-19	三素子八木	エースマストS-18X	1982/02	B	5	1710
42	西若町	若宮神社	西若町8-7	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	4	1710
43	壱町田NO.1	壱町田公民館	壱町田110	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	6	1710
44	佐野NO.1	高須鉄工所前	佐野172-7	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	4	1703
45	萩NO.1	萩公民館	萩320	ダイポール	パンサマストR-313	1978/08	A	5	1710
46	芙蓉台NO.1	芙蓉台公民館	芙蓉台2丁目15-1	ダイポール	パンサマストR-313	1979/02	A	4	1703
47	徳倉NO.1	徳倉晴山台公園	徳倉747-54	ダイポール	パンサマストR-313	1979/10	A	6	1735
48	徳倉NO.2	徳倉グラウンド	徳倉1丁目 4	ダイポール	パンサマストR-312	2010/02	A	5	1985
49	徳倉NO.3	八乙女神社	徳倉649	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	B	5	1710
50	徳倉NO.4	徳倉宮川河川敷	徳倉3丁目 16-16	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1735
51	徳倉NO.5	市道	徳倉1丁目 17-17	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1985
52	幸原	幸原公民館	幸原町 1丁目 10-39	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1710
53	壱町田NO.2	八幡神社	壱町田75-1	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	B	4	1710
54	千枚原	千枚原公園	千枚原8-14	ダイポール	パンサマストR-313	1982/02	A	4	1710
55	富士ビレッジNO.1	児童館	富士ビレッジ50	ダイポール	パンサマストR-312	2015/12	B	4	1985
56	光ヶ丘NO.1	光ヶ丘公民館	光ヶ丘19	三素子八木	パンサマストR-312	1982/02	B	4	1703
57	光ヶ丘NO.2	県営アパート	光ヶ丘23	三素子八木	パンサマストR-312	1982/03	B	4	1703
58	沢地NO.1	沢地公民館	沢地280-5	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	3	1710
59	加茂NO.1	かも公園	加茂167	三素子八木	パンサマストR-313	1979/10	A	5	1875
60	東富士見	東富士見公民館	東富士見251	ダイポール	パンサマストR-312	1982/02	A	4	1710
61	川原ヶ谷	川原ヶ谷公民館	川原ヶ谷85-4	三素子八木	パンサマストR-313	1982/02	B	4	1703

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
62	緑ヶ丘	緑ヶ丘公民館	緑ヶ丘270-20	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
63	初音	飯島自動車	川原ヶ谷548	三素子八木	パンサマスト R-312	1977/10	A	4	1710
64	小山	小山公民館	谷田(小山)54	ダイポール	パンサマスト R-312	1977/10	B	4	1735
65	塚原	塚原公民館	塚原新田14	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
66	市山	市山公民館	塚原新田405-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
67	三ツ谷NO.1	農協坂支所	三ツ谷新田25-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
68	笹原NO.1	笹原公民館	笹原新田195	三素子八木	パンサマスト R-313	2016/10	A	3	1985
69	山中	山中公民館	山中新田52	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
70	旭ヶ丘	旭ヶ丘公園	旭ヶ丘7-17	三素子八木	パンサマスト R-312	1978/08	B	4	1703
71	初音台	はつね公園	初音台4-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1979/10	A	5	1703
72	小山中島	小山中島公民館	谷田1240-1	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
73	桜ヶ丘	市道	谷田(桜ヶ丘)1124	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
74	中	中公民館	中84-6	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
75	谷田	谷田公民館	谷田352-3	三素子八木	パンサマスト R-313	2017/12	B	4	1985
76	御門NO.1	私有地	谷田(御門)495-1	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
77	夏梅木NO.1	夏梅木公民館	谷田(夏梅木)549-5	三素子八木	パンサマスト R-313	2016/10	A	4	1985
78	夏梅木NO.2	つつじヶ丘	谷田2023-6	三素子八木	パンサマスト R-313	1980/09	A	5	1703
79	並木	錦田公民館	谷田(並木)973-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	5	1710
80	竹倉NO.1	竹倉公民館	竹倉290	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
81	玉沢NO.1	公民館南	玉沢441-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
82	玉沢NO.2	長塚貞三宅	玉沢267-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1703
83	台崎	台崎公民館	谷田(台崎)2301-103	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	2	1875
84	山田NO.1	山田公民館	川原ヶ谷764-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	3	1710
85	小沢	公民館前用水路横	小沢1037	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	A	4	1710
86	元山中	元山中公民館	川原ヶ谷(元山中)1184	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710
87	青木	青木公民館	青木74-1	ダイポール	パンサマスト R-312	1982/02	B	4	1710
88	八反畠NO.2	鈴木工務店	八反畠117-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1979/10	B	5	1703
89	安久NO.1	瀬川ハイム南	安久283	三素子八木	パンサマスト R-312	1982/02	A	4	1710
90	玉川	玉川公民館	玉川98	三素子八木	パンサマスト R-313	1982/02	B	5	1710
91	新谷	新谷公民館	新谷157	ダイポール	パンサマスト R-312	1982/02	A	4	1710
92	藤代町NO.1	藤代町公民館	藤代町13-10	ダイポール	パンサマスト R-313	1982/02	B	4	1710

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
93	藤代町NO.2	市営藤代住宅	藤代町6-2	三素子八木	エースマストS-18X	1978/08	A	4	1703
94	平田NO.1	平田公民館	平田46-3	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1703
95	松本NO.1	松本公民館	松本295-1	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	5	1710
96	長伏NO.1	長伏公民館	長伏619	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	B	4	1710
97	御園NO.1	御園公民館	御園489-1	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1710
98	鶴喰	鶴喰公民館	鶴喰28-3	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1703
99	八反畠NO.1	八反畠公民館	八反畠36	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
100	中島NO.1	中島公民館	中島313-14	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710
101	梅名NO.1	ポテト横馬頭観音	梅名108-1	三素子八木	パンザマストR-313	1982/02	A	4	1710
102	北沢	北沢公民館	北沢27	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	4	1710
103	多呂	多呂公民館	多呂137	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	B	4	1710
104	大場NO.1	大場公会堂	大場20	三素子八木	パンザマストR-312	2010/06	B	4	1985
105	大場NO.2	稲荷神社	大場102	三素子八木	パンザマストR-313	1979/10	A	4	1703
106	大場NO.3	ディサービスダイバ	大場392-2	三素子八木	パンザマストR-312	1977/10	B	4	1875
107	大場NO.4	赤王集会所	大場833	三素子八木	パンザマストR-312	1982/02	A	5	1710
108	寿町NO.2	三島信用金庫本部	長泉町下土狩96-3	ダイボール	屋上(壁面)	1982/03	A	3	1703
109	大宮町3丁目NO.2	順天堂大学キャンパス	大宮町3丁目7-33	三素子八木	エースマストS-18X	2019/03	B	4	1985
110	芙蓉台NO.2	ふよう公園	芙蓉台2丁目1-11	三素子八木	パンザマストR-313	1982/03	B	4	1703
111	加茂NO.2	きじ公園	加茂61-1	三素子八木	パンザマストR-313	2019/03	B	4	1703
112	小山押切	緑地	小山押切1348-4	ダイボール	パンザマストR-313	1982/03	B	4	1703
113	パサディナタウンNO.1	赤王山公園	大場1086-115	三素子八木	パンザマストR-313	1982/03	A	4	1703
114	南二日町NO.3	市営南二日町住宅	南二日町21-12	ダイボール	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
115	徳倉NO.6	ヴァンヘル92番館横	徳倉925-9	三素子八木	パンザマストR-313	1982/11	A	5	1703
116	平田NO.2	芹沢紀孝宅	平田126-5	三素子八木	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
117	幸町	清水秀男宅	幸原町1丁目 7-7	ダイボール	パンザマストR-313	1982/11	B	4	1703
118	安久NO.2	安久区管理地	安久456-22	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
119	栄町NO.2	栄町墓地公園	栄町10-53	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	A	4	1735
120	パサディナタウンNO.2	水道管理地	大場1086-214	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
121	萩NO.2	市道	萩166	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	4	1735
122	文教町2丁目NO.2	体育館第2駐車場	文教町2丁目 10	三素子八木	パンザマストR-312	1983/12	B	5	1735
123	佐野NO.2	本間勇次宅	佐野547-1	三素子八木	パンザマストR-313	1984/12	B	4	1735

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
124	佐野NO.3	長戸呂橋	佐野14-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	A	4	1735
125	塚の台	錦田グラウンド	谷田(塚の台)1665-142	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	B	4	1735
126	西旭ヶ丘	公園	西旭ヶ丘4041-10	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	B	6	1735
127	富士見台NO.1	富士見台自治会館	富士見台39-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1984/12	A	4	1735
128	幸原NO.2	耳石神社	幸原町2丁目 13-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
129	梅名NO.2	梅名自治会館	梅名230-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
130	梅名NO.3	佐藤倉庫	梅名417	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	A	4	1735
131	梅名NO.4	稲荷神社	梅名719	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
132	谷田NO.2	ポテト南側	谷田335-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1985/07	B	4	1735
133	御園NO.2	日大グラウンド 西側	御園649-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
134	御門NO.2	別命神社	御門290-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
135	沢地NO.2	沢地大橋	沢地120-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	A	4	1735
136	松本NO.2	松本南交差点東側	松本239	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	A	5	1735
137	徳倉NO.7	公園	徳倉2丁目 19-29	三素子八木	パンサマスト R-313	1986/09	B	4	1735
138	山田NO.2	出荷所	山田742	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
139	南町	東芝テック	南町6-78	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	B	4	1735
140	三ツ谷NO.2	宮沢勝宅	三ツ谷新田161	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
141	三ツ谷NO.3	三ツ谷公民館	三ツ谷新田434-3	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	A	4	1735
142	富士見台NO.2	水道タンク	富士見台10	三素子八木	パンサマスト R-313	1987/09	B	4	1735
143	松本NO.3	マイホームセンター 入口	松本315	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	5	1735
144	松本NO.4	片岡屋三島営業所	松本280-1	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	5	1735
145	富士ビレッジNO.2	市営千枚原住宅	千枚原3	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	4	1735
146	長伏NO.2	長伏小学校	長伏226-5	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	5	1735
147	加茂川町NO.2	近藤喜久雄宅	加茂川町11-10	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	5	1735
148	柳郷地	柳郷地集会所	柳郷地136	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
149	玉沢NO.3	石渡君夫宅	玉沢9	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
150	中島NO.2	県企業局中島浄水場 中島141-8		三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	4	1735
151	安久NO.3	安久区管理地	安久28-8	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	A	6	1735
152	芙蓉台NO.3	芙蓉台南交差点	徳倉838-55	三素子八木	パンサマスト R-313	1989/01	B	4	1735
153	三恵台NO.1	公園	三恵台16-8	三素子八木	パンサマスト R-313	1990/12	A	5	1735
154	加茂NO.3	もず公園	加茂32-2	三素子八木	パンサマスト R-313	1990/12	B	4	1735

NO	受信局名	設置場所	所在地	空中線	空中線柱	製造年月	コール	スピーカー	受信機型式
155	夏梅木NO.3	大川工務店	夏梅木658-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	A	4	1735
156	御園NO.3	新城橋東側	御園392-2	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	A	4	1735
157	東大場NO.1	東大場集会所	東大場1丁目 33-9	三素子八木	パンザマスト R-313	1990/12	B	4	1735
158	笹原NO.2	今井多賀志宅	笹原新田1934-3	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
159	バサティカタウンNO.3	バサティカタウン集会所 横	大場1086-644	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
160	竹倉NO.2	八王子神社	竹倉20-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1992/02	B	4	1735
161	大場NO.5	セブンイレブン三島 大場駅前店	大場92-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1993/02	A	4	1860
162	大場NO.6	取上川処橋東	大場409-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1993/02	B	4	1860
163	長伏NO.3	長伏工業団地	長伏155-9	三素子八木	エースマストS- 18X	1993/02	B	4	1860
164	芙蓉台NO.4	自然公園	芙蓉台3丁目 4-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1994/02	A	4	1860
165	大場NO.7	加藤照夫宅	大場660-2	三素子八木	パンザマスト R-313	1994/02	B	4	1860
167	富士ビレッジNO.3	公園	富士ビレッジ50-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
168	沢地NO.3	中沢地橋南側	沢地(富士見台)789-1	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
169	東大場NO.2	グラウンド	東大場1丁目 33	三素子八木	パンザマスト R-313	1995/01	A	4	1860
170	佐野見晴台	やまばと公園	佐野見晴台1丁目9番地	三素子八木	パンザマスト R-313	1996/03	A	4	1875
172	安久No.4	新川橋	安久654-1	三素子八木	パンザマスト R-313	2002/03	B	4	1875
173	錦が丘	調整池西側	錦が丘1	三素子八木	パンザマスト R-313	2003/02	B	4	1875
174	松が丘	松が丘公園	松が丘1-7	三素子八木	パンザマスト R-313	2004/02	A	4	1875
175	東壱町田	東壱町田町内会館	東壱町田6-7	三素子八木	パンザマスト R-313	2004/08	A	4	1875
176	佐野見晴台NO.2	佐野見晴台2丁目広 場	佐野見晴台2-35	三素子八木	パンザマスト R-313	2006/02	B	4	1875
177	若松町NO.2	若松公園	若松町4252-4	三素子八木	パンザマスト R-313B	2007/02	B	4	1875

防災行政無線一覧表

車載型				避難所				市役所	
				常設		現地配備員			
呼出番号	管理課	車両名	ナンバー	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所
1	土木課	ダイナダンプ	3323	148	東小学校	172	東小学校	101	無線室
2	土木課	HR-V	40	149	西小学校	173	西小学校	108	土木課
3	公共財産保全課	プロボックス	2098	150	南小学校	174	南小学校	109	水と緑の課
4	公共財産保全課	トヨタノアX2	9420	151	北小学校	175	北小学校	111	農政課
5	公共財産保全課	プロボックス	7807	152	錦田小学校	176	錦田小学校	117	下水道課
6	水と緑の課	イスズエルフ	5148	153	徳倉小学校	177	徳倉小学校	118	郷土資料館
7	水と緑の課	ダイナトラック	69	154	坂小学校	178	坂小学校	120	北上公民館
8	公共財産保全課	プロボックス	7808	155	佐野小学校	179	佐野小学校	127	中郷公民館
9	土木課	ダイナトラック	41	156	中郷小学校	180	中郷小学校	128	消防団本部
12	公共財産保全課	EKワゴン	7250	157	沢地小学校	181	沢地小学校	129	老人ホーム
13	公共財産保全課	ワゴンR	7537	158	向山小学校	182	向山小学校	130	坂公民館
14	公共財産保全課	EKワゴン	7251	159	北上小学校	183	北上小学校	131	錦田公民館
15	公共財産保全課	ワゴンR	7736	160	山田小学校	184	山田小学校	133	三島消防署
16	公共財産保全課	ワゴンR	7737	161	長伏小学校	185	長伏小学校	139	水道課
17	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5764	162	錦田中学校	186	錦田中学校	140	危機管理課
18	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	54	163	南中学校	187	南中学校	141	箱根の里
19	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5518	164	北中学校	188	北中学校	142	樂寿園
20	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5516	165	中郷中学校	189	中郷中学校	143	生涯学習課
22	公共財産保全課	ワゴンR	7455	166	北上中学校	190	北上中学校	144	スポーツ推進課
23	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	55	167	中郷西中学校	191	中郷西中学校	145	廃棄物対策課
24	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	5517	168	山田中学校	192	山田中学校	146	みしま聖苑
25	公共財産保全課	アルト	9236	169	三島北高校	193	三島北高校	147	健康づくり課
26	土木課	エクストレイル	39	170	三島南高校	194	三島南高校	195	社会福祉会館
27	土木課	ハイゼット	239	171	三島長陵高校			201	教育総務課
31	危機管理課	スバルフォレスター	3552	作業班		バイク隊		202	北分署
32	公共財産保全課	プロボックス	2099					203	中郷分遣所
33	環境政策課	ハイゼット	128	呼出番号	設置場所	呼出番号	設置場所	204	錦田分遣所
34	健康づくり課	ハイゼットカーゴ	3609					123	無線室(予備)
35	農政課	ハイゼット	130	102	作業班①	301	バイク隊①	126	無線室(予備)
42	土木課	RAV4	6845	103	作業班②	302	バイク隊②	その他	
43	公共財産保全課	プロボックス	7809	104	作業班③	303	バイク隊③		
44	地域協働・安全課	ワゴンR	3446	106	作業班④	304	バイク隊④	呼出番号	設置場所
51	公共財産保全課	ハイゼットカーゴ	56	107	作業班⑤	305	バイク隊⑤		
53	教育総務課	エブリイ	390	110	作業班⑥	306	バイク隊⑥	132	元山中
54	公共財産保全課	アルト	200	112	作業班⑦	307	バイク隊⑦	135	沼津河川国道事務所
61	公共財産保全課	ワゴンR	7536	113	作業班⑧	308	バイク隊⑧	136	無線室(予備)
62	下水道課	プロボックス	1608	116	作業班⑨	309	バイク隊⑨	137	無線室(予備)
64	下水道課	ハイゼット	2834	119	作業班⑩	310	バイク隊⑩	138	無線室(予備)
				124	作業班⑪	311	バイク隊⑪		
						312	バイク隊⑫		

(免許有効期間:令和8年(2026年)5月31日まで)

令和4年2月現在

IP 無線一覧表

No.	種別	機関名	個別番号	No.	種別	機関名	個別番号
1	市	災害対策本部	IP1	20	医	山口医院	IP9
2	市	危機管理課	IP31	21	医	辻林内科	IP10
3	市	健康づくり課（救護所本部）	IP2	22	医	川崎内科医院	IP11
4	ラ	東京電力パワーグリッド	IP32	23	医	高野内科循環器科クリニック	IP12
5	ラ	JR東海三島駅	IP33	24	医	川島胃腸科・外科クリニック	IP13
6	ラ	伊豆箱根鉄道	IP34	25	医	斎藤医院	IP14
7	ラ	NTT	IP35	26	医	渡辺整形外科	IP15
8	ラ	静岡ガス東部支社	IP36	27	医	がくとう整形外科クリニック	IP16
9	警	三島警察署	IP37	28	医	鈴木整形外科医院	IP17
10	救	西小救護所	IP27	29	医	三愛医院	IP18
11	救	錦田小救護所	IP28	30	医	後藤医院	IP19
12	救	中郷西中救護所	IP29	31	医	とくら山口医院	IP20
13	救	順天堂大学救護所	IP30	32	医	三島共立病院	IP21
14	医	医本部	IP3	33	医	みしま勝和クリニック	IP22
15	医	三島メディカルセンター	IP4	34	医	関野医院	IP23
16	医	三島中央病院	IP5	35	医	岡田じんクリニック	IP24
17	医	三島総合病院	IP6	36	医	安達産婦人科クリニック	IP25
18	医	三島東海病院	IP7	37	医	田中産婦人科医院	IP26
19	医	芹沢病院	IP8				

※【種別】…「市」：市役所、「ラ」：ライフライン事業者、「警」：警察署、
「救」：救護所、「医」：医療団体

三島市簡易無線一覧表

令和6年2月現在

チャンネル	個別番号	市担当課	個別番号	関係機関	チャンネル	個別番号	市担当課	個別番号	関係機関
1	1-1	災害対策本部(固定型)						8-2	白道こども園
2	2-1	危機管理課						8-3	梅の実保育園
3	3-1	災害対策本部(予備)						8-4	中郷南保育園
4								8-5	三島ようらんこども園
5	5-1	災害対策本部	5-3	東小学校	8	8-1	子ども保育課	8-6	恵明キッズフヨウビレッジ
			5-4	西小学校				8-7	中郷西保育園
			5-5	南小学校				8-8	加茂保育園
			5-6	北小学校				8-9	北上保育園
			5-7	錦田小学校				8-10	恵明保育園 静岡恵明学園乳児部
			5-8	徳倉小学校				8-11	恵明キッズコスモスピレッジ
			5-9	坂小学校				8-12	恵明キッズサクラビレッジ
			5-10	佐野小学校				8-13	若葉保育園
			5-11	中郷小学校				8-14	静岡恵明学園児童部
			5-12	沢地小学校				8-15	加茂川町保育園
			5-13	向山小学校				8-16	伊豆佐野保育園
			5-14	北上小学校				8-17	緑町佐野保育園
			5-15	山田小学校				8-18	錦田保育園
			5-16	長伏小学校				8-19	青木保育園
			5-17	錦田中学校				8-20	光ヶ丘保育園
			5-18	南中学校				8-21	東幼稚園
			5-19	北中学校				8-23	南幼稚園
			5-20	中郷中学校				8-24	北幼稚園
			5-21	北上中学校				8-25	錦田幼稚園
			5-22	中郷西中学校				8-26	徳倉幼稚園
			5-23	山田中学校				8-27	坂幼稚園
			5-24	三島北高校				8-28	松本幼稚園
			5-25	三島南高校				8-29	大場幼稚園
			5-26	三島長陵高校				8-30	旭ヶ丘幼稚園
6	6-1	市民課	6-2	北上公民館				8-31	沢地幼稚園
7	7-1	介護保険課 障がい福祉課 福祉総務課	7-2	玉渕園				8-32	まりあ保育園
			7-3	御寿園				9-2	建設事業協同組合
			7-4	あかなすの里	9	9-1	土木課	9-3	建設業協力会
			7-5	北上の郷				10-2	指定上下水道工事店協同組合
			7-6	ふるさとの丘	10	10-1	水道課	11-2	浄化センター
			7-7	いづテラス	11	11-1	下水道課		
			7-8	南二日町					
			7-9	玉沢昭寿園					
			7-10	ケアハウストマト館					
			7-11	佐野あゆみの里					
			7-12	みはらしの丘					
			7-13	みはらしの里					
			7-14	梅名の里					
			7-15	ラ・サンテふよう	8-22	危機管理課(予備)			

※85台のグループで秘話機能設定済

合計 85 台

自主防災組織用簡易無線一覧表

令和4年2月現在

チャンネル	個別番号	指定避難所	個別番号	貸与自治会	貸与年度
16	16-1	東小学校	16-3	大社町	R1
			16-4	東本町1丁目	R1
			16-5	東本町2丁目	R1
			16-6	日の出町	R1
			16-7	東町	R1
			16-8	南二日町※南小分と兼用	R1
			16-9	大宮町2丁目	R1
			16-10	川原ヶ谷	H30
			16-11	雪沢	H30
			16-12	南本町御殿	R1
17	16-2	南小学校	16-13	南本町高台	R1
			16-14	北田町	R1
			16-15	中田町北	R1
			16-16	中田町南	R1
			16-17	南田町	R1
			16-18	富田町	R1
			16-19	南本町新御殿	R1
			17-3	加屋町	R1
			17-4	清住町	R1
			17-5	三好町	R1
17	17-1	西小学校	17-6	西本町	R1
			17-7	栄町	R1
			17-8	西若町	R1
			17-9	緑町	R1
			17-10	南町	R1
			17-11	広小路町	R1
			17-12	泉町	R1
			17-13	寿町	R1
			17-14	本町大中島	R1
			17-15	本町小中島	R1
17	17-2	南中学校	17-16	青木	R1
			17-17	新谷	R1
			17-18	玉川	R1
			17-19	平田	R1
			17-20	藤代町	R1
			17-21	モナーク三島	R1
			17-22	ウィステリア三島青木	R1

18	18-1	北小学校	18-4	文教町1丁目	H30
			18-5	合同宿舎文教住宅	H30
			18-6	幸町	H30
			18-7	幸原町	H30
			18-8	サンステージ壱町田	H30
	18-2	北中学校	18-9	文教町西	R1
			18-10	加茂川町1区	R1
			18-11	加茂川町2区	R1
			18-12	シャルマンコーポ	R1
			18-13	壱町田1丁目	R1
			18-14	壱町田2丁目	R1
			18-15	県営壱町田やまがみ団地	R1
			18-16	マルシオン・マルジュ	R1
			18-17	東壱町田	R1
			18-18	シャリエ三島壱町田	R1
			18-19	かわせみタウン壱町田	R1
	18-3	三島北高校	18-20	芝本町	R1
			18-21	一番町	R1
			18-22	中央町	R1
			18-23	中央町2区	R1
			18-24	文教町2丁目	R1
			18-25	大宮町1丁目	R1
			18-26	大宮町3丁目	R1
			18-27	文教町東岩崎	R1
19	19-1	錦田小学校	19-3	小山中島	H30
			19-4	小山	H30
			19-5	谷田	H30
			19-6	御門	H30
			19-7	竹倉	H30
			19-8	玉沢※坂小分と兼用	H30
			19-9	谷田城の内	H30
			19-10	東富士見	H30
			19-11	西富士見	H30
			19-12	並木	H30
			19-13	柳郷地	H30
			19-14	ヴァンヴェール遺伝坂	H30
			19-15	市営柳郷地住宅	H30
			19-16	市営谷田住宅	H30
	19-2	坂小学校	19-17	台崎	H30
			19-18	元山中	H30
			19-19	市山新田	H30
			19-20	三ツ谷	H30
			19-21	笹原	H30
			19-22	山中	H30
			19-23	箱根坂	H30

20	20-1	佐野小学校	20-3	佐野	H30
			20-4	見晴台	H30
	20-2	錦田中学校	20-5	押切	H30
			20-6	桜ヶ丘	H30
			20-8	愛宕	H30
			20-9	緑ヶ丘	H30
			20-10	塚原	H30
			20-11	阿部野	H30
			20-12	塚の台	H30
			20-13	小山台	H30
			20-14	塚原台	H30
			20-15	シャリエ三島松が丘	H30
			20-16	松が丘	H30
			20-17	塚原下原	H30
21	21-1	徳倉小学校	21-3	徳倉第1	H29
			21-4	徳倉第2	H29
			21-5	徳倉第3	H29
			21-6	徳倉第4	H29
	21-2	沢地小学校	21-7	富士ビレッジ	H29
			21-8	沢地	H29
			21-9	千枚原	H29
			21-10	光ヶ丘1丁目	H29
			21-11	光ヶ丘3丁目	H29
			21-12	光ヶ丘県営住宅	H29
			21-13	光ヶ丘市営住宅	H29
			21-14	富士見台	H29
22	22-1	向山小学校	22-3	夏梅木	H29
			22-4	中	H29
			22-5	錦が丘	H29
			22-6	北沢	H29
			22-11	サンステージ向山王の郷	R1
			22-12	サンステージ向山はにまるタウン	R1
	22-2	中郷小学校	22-7	梅名	H29
			22-8	中島	H29
			22-9	八反畠	H29
			22-10	鶴喰	H29
23	23-1	中郷中学校	23-3	大場※南高分と兼用	H29
			23-4	多呂	H29
	23-2	三島南高校	23-5	パサディナ	H29
			23-6	東大場	H29

24	24-1	北上小学校	24-3	萩	H29
			24-4	徳倉第5	H29
			24-5	徳倉第6	H29
			24-6	エンゼルハイム芙蓉台	H29
	24-2	北上中学校	24-7	芙蓉台	H29
25	25-1	山田小学校	25-3	若松町	H30
			25-4	西旭ヶ丘	H30
			25-5	青葉台	H30
			25-6	山田	H30
			25-7	旭ヶ丘	H30
			25-8	山田住宅	H30
	25-2	山田中学校	25-9	加茂	H30
			25-10	市営加茂住宅	H30
			25-11	小沢	H30
			25-12	初音台	H30
			25-13	三恵台	H30
			25-14	初音	H30
26	26-1	長伏小学校	26-3	長伏	H29
			26-4	御園	H29
	26-2	中郷西中学校	26-5	松本	H29
			26-6	安久	H29
-	-	-		三島市自治会連合会長	R2
				東部地区自治会連合会長	R2
				中部地区自治会連合会長	R2
				西部地区自治会連合会長	R2
				北上地区自治会連合会長	R2
				錦田地区自治会連合会長	R2
				中郷地区自治会連合会長	R2

衛星携帯電話一覧表

令和6年3月現在

No.	所属名	電話番号	機種	型式	契約先
1	市長				
2	災害対策本部				
3	危機管理課				
4	健康づくり課				
5	消防本部司令室				

公用携帯電話一覧表

令和4年2月現在

所 有 課	番 号	メールアドレス（使用場所）	災害 優先	防水 仕様	備考
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	
危機管理課			○	○	スマホ
危機管理課				○	スマホ
危機管理課				○	スマホ
危機管理課				○	
危機管理課				○	
危機管理課			○	○	スマホ
危機管理課				○	

特設公衆電話一覧表

令和4年2月現在

No	避難所名	台数	電話番号①	電話番号②	電話番号③	電話番号④	電話番号⑤	電話番号⑥
1	東小学校	2						
2	西小学校	3						
3	南小学校	2						
4	北小学校	2						
5	錦田小学校	1						
6	向山小学校	3						
7	山田小学校	3						
8	坂小学校	1						
9	徳倉小学校	2						
10	沢地小学校	4						
11	北上小学校	1						
12	佐野小学校	2						
13	中郷小学校	3						
14	長伏小学校	1						
15	錦田中学校	2						
16	南中学校	2						
17	北中学校	6						
18	北上中学校	1						
19	中郷中学校	3						
20	中郷西中学校	3						
21	山田中学校	3						
22	三島北高等学校	3						
23	三島南高等学校	2						
24	南二日町広場	1						
25	市役所本館	3						
合計		59						

※電話番号については非公開情報

※発信専用

※訓練で使用する場合は、NTT静岡支店災害対応窓口（054-205-9122）に連絡が必要

三島市情報及び広報活動等実施要領

昭和 58 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、市が東海地震に係る地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）の招集、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法について必要な事項を定める。

(判定会の招集に係る情報処理及び職員の動員等)

第 2 条 判定会の招集に係る情報処理及び職員の動員等は別表 1 の方法によるものとする。

2 本部室員は前項以外の方法により判定会の招集を知ったときは、出動指示を待つことなく参集するものとする。

(動員方法)

第 3 条 前条の規定により勤務時間外に職員の動員を行う場合、その伝達方法については、迅速かつ、正確を期するため次により行うものとする。

(1) 「判定会の招集がありました。出動してください。」

この通報を受けた場合、本部室員は直ちに参集する。

(2) 「判定会の招集がありました。自宅で待機して下さい。」

この通報を受けた場合、本部職員及び現地配備員は直ちに出動できる体制をととのえ、テレビ・ラジオによる報道並びに同報無線等による情報を聴取し、警戒宣言の発令を確認次第所定の場所へ出動する。

2 前条の規定により勤務時間中に、職員の動員を庁内放送又は電話で連絡する場合は次により行う。

(1) 判定会の招集の場合

「判定会の招集がありました。本部室員は直ちに総合防災センターに集まって下さい。」

(2) 警戒宣言発令の場合

「警戒宣言発令、本部職員及び現地配備員は直ちに所定の場所に出動して下さい。」

3 本部所属以外の職員の動員は次により行う。

(1) 勤務時間中にあっては、所属の班長の指示により待機する。

(2) 勤務時間外の場合にあっては、特に所属の班長からの指示がない限り、動員要請に応ずることができるよう準備し、自宅待機するものとする。

4 地震予知情報がなく、地震が発生した場合、男子職員（一部の女子職員を含む。）は直ちに所定の場所に出動するものとする。

(動員の例外)

第 4 条 第 2 条、第 3 条の規定に基づき、動員する職員のうち病気等により加療中の者及び所属長があらかじめ動員することが困難と認められる者については、この限りでない。

(警戒宣言、地震予知情報等の受理、伝達等)

第 5 条 県から伝達される警戒宣言及び地震予知情報を受理した場合、その情報処理のうち、情

報収集については、防災担当課が行い、警戒宣言その他情報等を市民に対し、普遍的に伝達する場合については、広報担当課及び消防本部が担当し、同報無線・サイレン等により行うものとする。

(応急対策に必要な情報の収集、伝達)

第 6 条 警戒宣言の発令又は地震発生に伴い、市内における流言飛語、民心の動搖及び治安の乱れ等、各種の混乱を防止するため、応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう情報の種類、収集及び伝達の方法を別表 2 により行うものとする。

(収集及び伝達すべき情報の調達)

第 7 条 警戒宣言発令後及び地震発生後の情報の収集、伝達は主に広域避難場所を通じ、防災行政無線で行う。

このため警戒本部又は三島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。

(広報媒体)

第 8 条 市民が応急対策を実施するために必要な情報等の伝達は、次の広報媒体により行うものとする。

- (1) 同報無線
- (2) 防災行政無線（広域避難場所、孤立地区）
- (3) 広報車、消防車等
- (4) サイレン
- (5) テレビ、ラジオ
- (6) 市民メール、インターネット、SNS等

(県警戒本部又は県災害対策本部への報告)

第 9 条 警戒本部又は災害対策本部は、次の各項を確認したときは、県防災行政無線により、静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）又は静岡県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）の東部方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へ、そのつど状況を報告する。

- (1) 避難対象地域又は要避難地区の市民等が避難を完了したとき。
- (2) 避難における混乱が発生したとき。
- (3) 各種の被害状況及びその対応状況を把握したとき。
- (4) その他必要な事態が生じたとき。

(指令・指示)

第 10 条 本部長は第 6 条に掲げる事項を的確かつ円滑に実施するため、各部長に警戒（災害）本部指令書（様式第 1 号）により必要な事項を指令するものとする。

2 各部長は前項による指令を受理したときは、担当班長に指示書（様式第 2 号）により、必要な事項を指示するものとする。

3 各部長は第 6 条に掲げる事項以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集及び伝達を指示するものとする。

(上司への報告)

第 11 条 各班長は前条の指令・指示に基づく処置、その他地震防災応急対策等に係る必要な情報

の収集及び確認をしたときは、次により直ちに上司に報告するものとする。

- (1) 状況報告書（様式第3号）
- (2) 応急対策実施状況報告書（様式第4号）
- (3) 避難状況報告書（様式第5号）
- (4) 被害報告書（様式第6号）
- (5) 救護所開設状況報告書（様式第7号）

附 則

この要領は昭和58年6月1日から適用する。

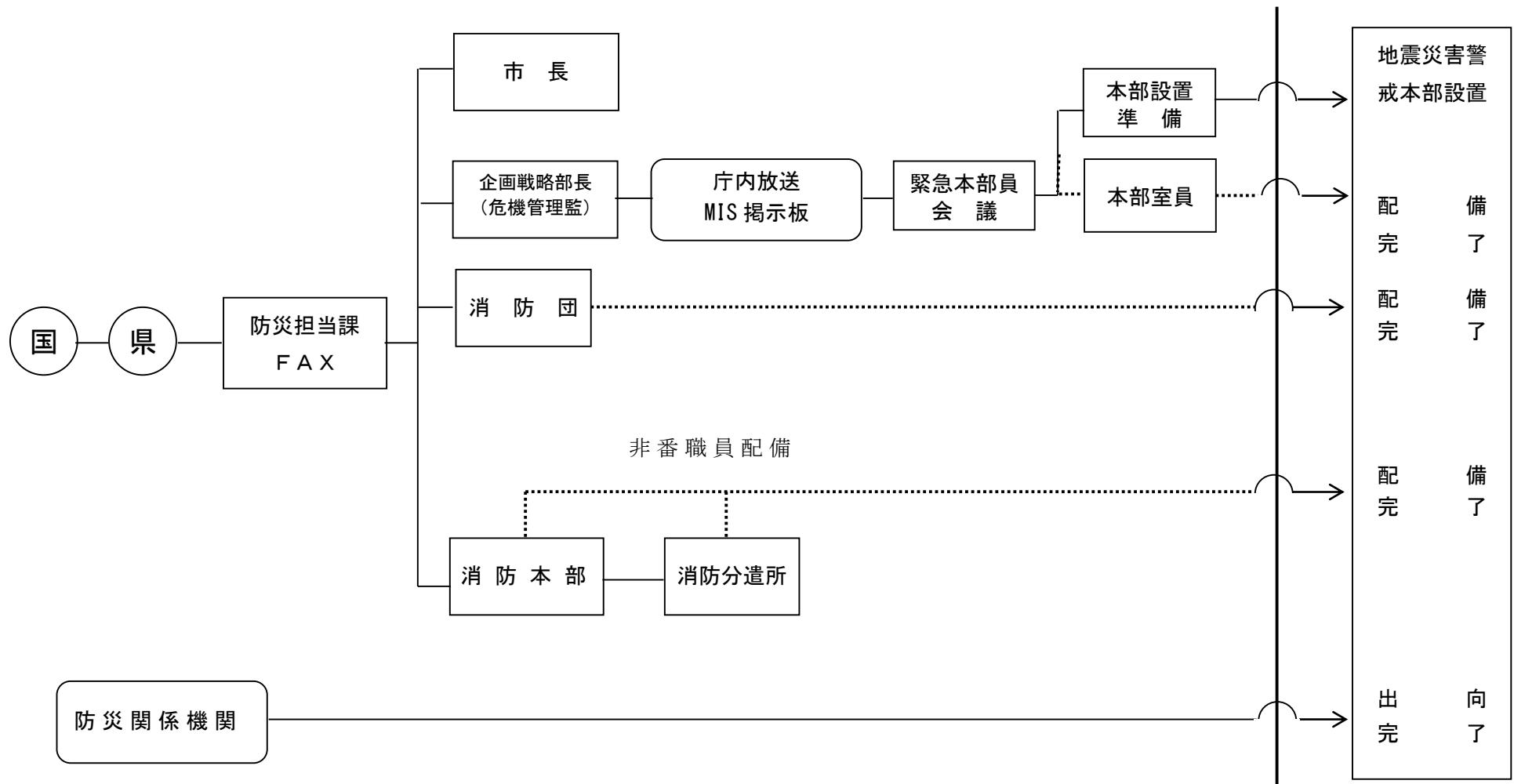
別 表 1

情報伝達ルート（勤務時間中の場合）

—— 電 話
..... 人の動き

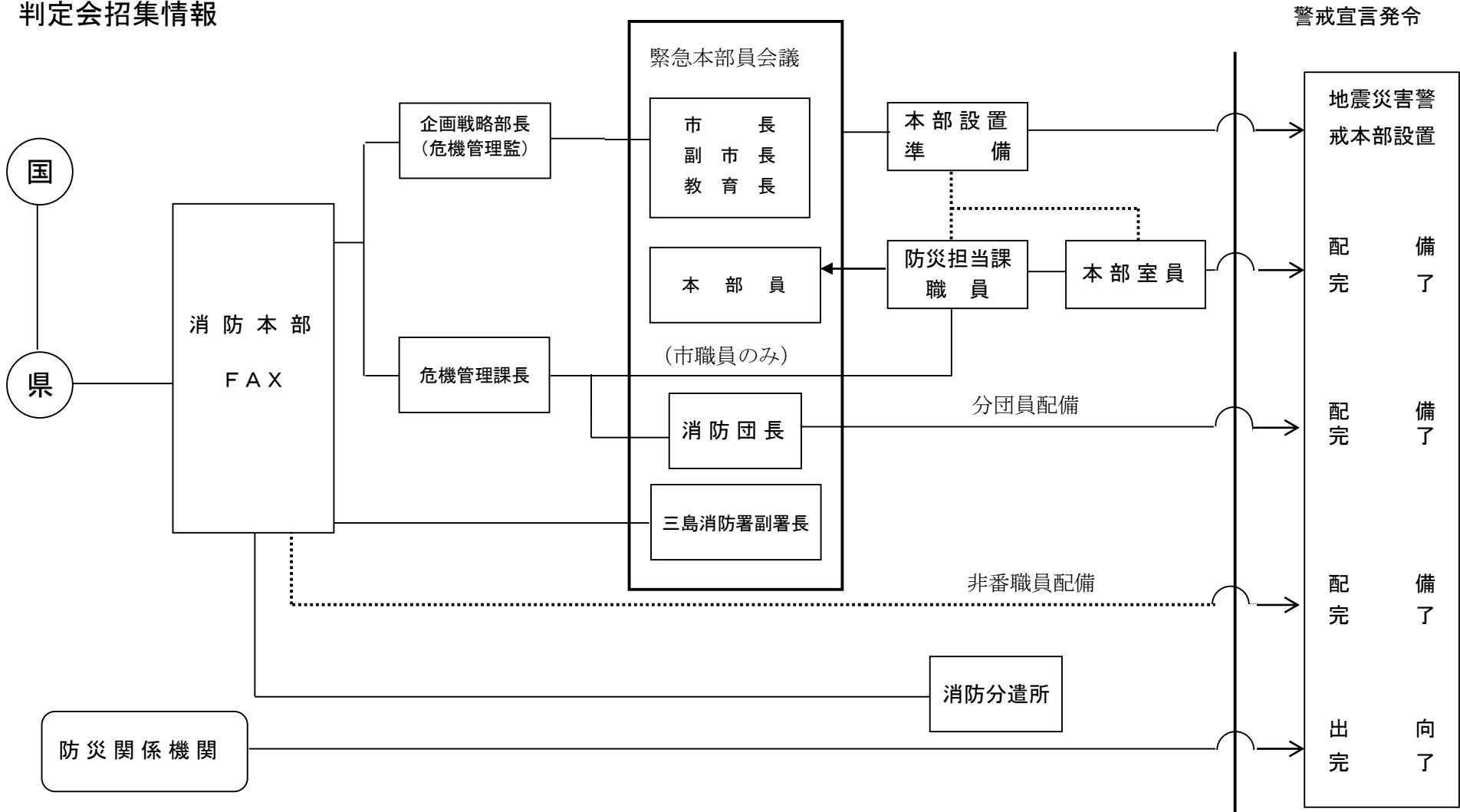
判定会招集情報

警戒宣言発令



情報伝達ルート（勤務時間外の場合）

判定会招集情報



別表2

情報・広報の種類及び収集・伝達ルート一覧表

区分 A 情報を得た場合直ちに
 B 可及的速やかに
 C 必要の生じたとき

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	判定会招集 連絡報 警戒宣言 (地震予知情報) 大規模地震 関連情報	規模、時期 震源域	<pre> graph LR 国[国] --> 県本部[県本部] 県本部 --> 市本部[市本部] 県本部 --> 県出先[県出先] 県本部 --> 各防災[各防災] 県本部 --> 報道[報道] 市本部 --> 住民[住民] 県本部 --> 県警備[県警備] 県警備 --> 三島[三島] 三島 --> 駐在所[駐在所派出所] </pre>	文案1 文案2
A	気象情報	気象象 水象 地象	<pre> graph LR 気象台[気象台] --> 県本部[県本部] 測候所[測候所] --> 県本部 県本部 --> 東部[東部] 県本部 --> 市本部[市本部] </pre>	

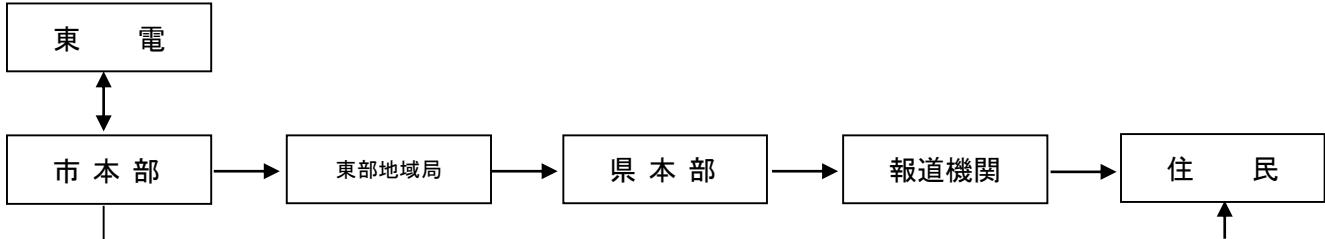
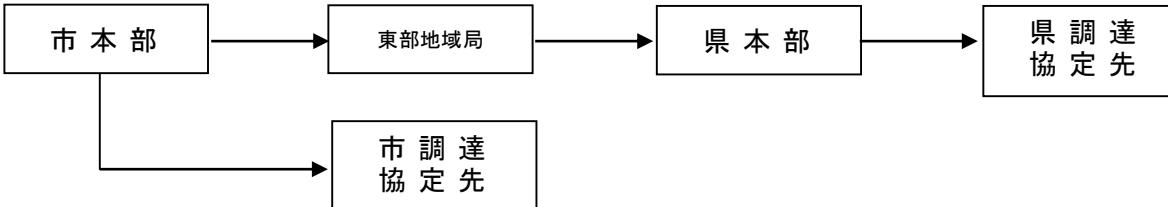
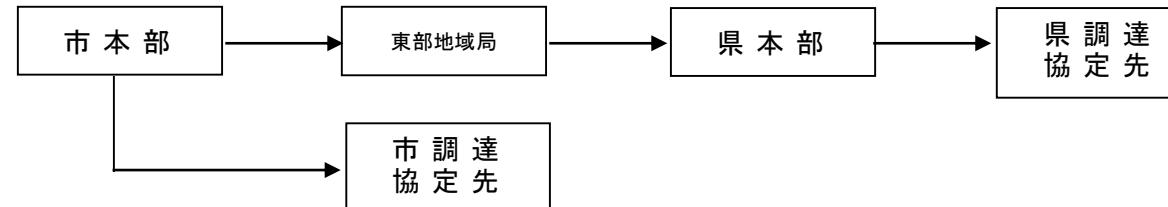
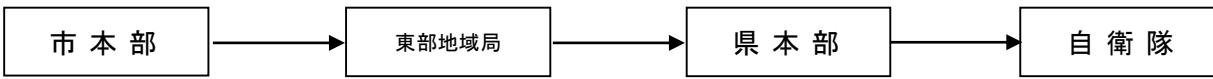
区分	項目	細目	ルート図	備考
A	避難指示 警戒区域の設定	1. 時期 2. 設定箇所	<pre> graph LR A[市本部] --> B[東部地域局] A --> C[三島警察署] B --> D[県本部] C --> E[県警備本部] D --> E </pre>	文案 3
A	避難における混乱状況	1. 危険・異常の事態 2. 応急措置実施状況	<pre> graph TD A[市本部] <--> B[東部地域局] A <--> C[県本部] A <--> D[国] B <--> C B <--> E[現地配備員] C <--> D C <--> F[駐在所派出所] C <--> G[三島警察署] E <--> F E <--> G G --> H[県警備本部] </pre>	
B	避難状況(完了)報告	1. 避難場所 2. 避難者数 3. 救護を要する者の数 4. 救護の保護措置	<pre> graph TD A[市本部] --> B[東部地域局] B --> C[県本部] C --> D[国] D --> E[現地配備員] E --> A </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	社会秩序の状況	1. デマの発生状況 2. 犯罪の発生状況		
B	交通機関の運行状況 国鉄・私鉄 バス	1. 運行の停止 2. 乗客に対する措置		文案2 ②
A	交通状況	道路交通の混乱状況 (主要国道県道)		文案2 ③
A	交通対策の実施状況	広域交通規制の実施状況		文案2 ③

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	観光客等の状況	1. 場所・人数 2. 帰宅希望者の行き先と人數	<pre> graph LR A[旅館業] --> B[市本部] C[交通機関等] --> B B --> D[東部地域局] D --> E[県本部] </pre>	
A	都市ガス等 地震防災 応急対策 実施状況	供給状況 と災害応急 対策の準備 状況	<pre> graph TD A[ガス会社] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] F --> E B --> F </pre>	
B	水道の応急 対策準備 状況	準備している資機材 配備体制	<pre> graph TD A[市営水道] <--> B[簡易水道] B --> C[市本部] C --> D[東部地域局] D --> E[県本部] E --> F[報道機関] F --> G[住民] G --> F C --> G </pre>	
B	消防・水防 の活動準備 状況	配備体制	<pre> graph TD C[市本部] --> D[東部地域局] D --> E[県本部] E --> F[報道機関] F --> G[住民] G --> F C --> G H[三島警察署] --> C </pre>	文案2 ①

区分	項目	細目	ルート図	備考
B	福祉施設の対応状況	引渡し避難状況	<pre> graph LR A[福祉施設] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] </pre>	
B	主要病院の対策状況	1. 診療の状況 2. 避難状況	<pre> graph LR A[病院] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] </pre>	文案2 ⑤
B	私立学校の対応概況	生徒の引渡し	<pre> graph TD A[学校] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] F --> B </pre>	文案2 ④
B	公立学校の対応概況	生徒の引渡し	<pre> graph TD A[学校] --> B[市本部] B --> C[東部地域局] C --> D[県本部] D --> E[報道機関] E --> F[住民] A --> G[県教育事務所] F --> B </pre>	文案2 ④

区分	項目	細目	ルート図	備考
A	救護所の開設状況	設置場所	<pre> graph TD 民[民] --> 市本部[市本部] 市本部 --> 市医師会[市医師会] 市本部 --> 東部地域局[東部地域局] 東部地域局 --> 県本部[県本部] 県本部 --> 県医師会[県医師会] 三島警察署[三島警察署] --> 市本部 </pre>	文案2 ⑤
B	復旧用重機の把握	業社名・場所 品目・数量	<pre> graph TD 建設業者[建設業者] --> 市本部[市本部] 市本部 --> 東部地域局[東部地域局] 市本部 --> 土木事務所[土木事務所] </pre>	
B	電話の地震防災応急対策実施状況	利用状況と災害応急対策の準備状況	<pre> graph TD 民[民] --> 報道機関[報道機関] 報道機関 --> 県本部[県本部] 県本部 --> 東部地域局[東部地域局] 東部地域局 --> 市本部[市本部] 市本部 --> NTT[NTT] NTT <--> 市本部 </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
B	電力の地震防災応急対策実施状況	供給状況と災害応急対策の準備状況	 <pre> graph TD TE[東電] <--> MB[市本部] MB --> ER[東部地域局] ER --> PR[県本部] PR --> MA[報道機関] MA --> RI[住民] RI -- feedback --> MB </pre>	
C	主要食糧のあっ旋の要請	品目・数量 場所・時期	 <pre> graph TD MB[市本部] --> ER[東部地域局] ER --> PR[県本部] PR --> MA[市調達協定先] MA -- feedback --> MB </pre>	
C	物品のあっ旋の要請	品目・数量 場所・時期	 <pre> graph TD MB[市本部] --> ER[東部地域局] ER --> PR[県本部] PR --> MA[市調達協定先] MA -- feedback --> MB </pre>	
C	災害派遣要請	1. 災害状況 2. 派遣を必要とする理由 3. 派遣を必要とする期間 4. 派遣を必要とする人員 5. 区域	 <pre> graph TD MB[市本部] --> ER[東部地域局] ER --> PR[県本部] PR --> SD[自衛隊] </pre>	

区分	項目	細目	ルート図	備考
C	緊急事態に 伴う対策要 請	地震防災 応急対策に 伴う事態		
C	緊急広報の 要請	避難等		
C	緊急患者 輸送の要請	場所・病状		
C	緊急輸送 の要請	燃料・輸送 手段・要員		

警戒宣言等の文案一覧表

文 案 1

警戒宣言発令情報の伝達及び住民への呼びかけ

市民のみなさん、三島市長の〇〇〇〇です。ただいまのサイレン・半鐘は東海地震の警戒宣言の発令を知らせるものです。この地震が発生すると市内では震度 6 弱以上の激しい揺れが予想されますので、市民のみなさんは、各家庭や職場で次の防災対策を実施して下さい。

- 1 火の始末、消火器の点検、消火の準備をして下さい。
- 2 飲料水、消火用水の汲みおきをして下さい。
- 3 身軽で安全な服装に着替えて下さい。
- 4 非常持出品の点検と準備をして下さい。
- 5 テレビ・ラジオからの正しい情報をつかんで下さい。

文 案 2

市内各機関の対応状況と住民への呼びかけ

三島市役所からお知らせします。東海地域で（2～3日、数時間）以内に大地震が発生する恐れが強くなり、内閣総理大臣は本日〇〇時〇〇分東海地域に警戒宣言を出しました。

三島市ではただちに地震災害警戒本部を設置し、防災体制を固めました。

ここで、市内の各機関の対応状況をお知らせします。

① 消 防

消防署では、地震発生に備えて消防自動車がいつでも出動できる態勢をとっています。市民のみなさんは火の始末を確認し、ガスの元栓は必ずしめて下さい。また消火の準備や、倒れ易い家具などの整理も忘れずに行って下さい。

② 交通機関

市内の交通機関の対応についてお知らせします。

警戒宣言が発令されたため市内のバスと鉄道はすべて運転をとりやめています。

また、運行中の列車・バスは最寄りの安全な駅または営業所で運転を打ち切りました。

警戒宣言発令中は市内のバスや鉄道は一切動きませんのでご注意下さい。

③ 道路交通

道路交通情報です。市内の道路は〇〇〇なので渋滞のため通行できません。〇〇線も〇〇で交通事故多発のため渋滞しています。次の地区では〇〇のため交通規制がしかれています。現在、警戒宣言が発令されています。自動車の運転はやめて下さい。現在走行中の車はただちに路肩に停止し、警察官等の指示に従って下さい。

④ 学校・幼稚園・保育園

市内の保育園・幼稚園・小中学校・高校で幼児・児童・生徒の父兄引き渡しと集団下校が順調に行われています。

父兄の方が迎えに来られない幼児・児童・生徒や遠距離通学の生徒は、学校などで安全に保護しておりますのでご安心下さい。

警戒宣言発令中は、市内のすべての保育園・幼稚園・小中学校・高校はお休みです。
(適宜くり返す。)

⑤ 救急医療

病院等の診療状況についてお知らせします。

市内の病院・医師などでは、新たな外来患者の受付を中止しているところがあります。
救急患者につきましては、救護病院をはじめとして、仮設救護病院で受け入れ体制がで
きております。

文 案 3

避難指示

三島市役所よりお知らせします。市長は〇〇（避難対象地域）に対して避難指示を出しま
した。

要避難対象地域のみなさん、速やかに指定の避難場所へ避難して下さい。

災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針

災害時における安否不明者等の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からぬ者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者等の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による捜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながることとなる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
- ・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失って連絡が取れない者
- ・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

(参考) 府政防第972号、消防災第132号（令和3年9月）
 通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」
 「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。
 「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
 - ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。
- 市町は県が公表した情報を共有する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

ア 被災したことが明らかであり、捜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からぬ者の捜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、捜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者情報の情報を提供するよう依頼する。

- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

（1）公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

（2）情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例(条例第58号)

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条(取得の制限) 第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条(利用及び提供の制限) 第2項 第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15(安否情報の提供等) 第1項

「(抜粋) 知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝(災害発生から約44時間後)、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった(同意)

を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難)が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した(警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため)。

7月5日20:30(災害発生から約58時間後)、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15(約74時間後)、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱(輻輳)することなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備(あらかじめの備え)

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話(番号・回線)やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのでなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。

年齢は原則として公表対象とせず、可能の場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することができないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、隨時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)について
は、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、
関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁
へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際
には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領(平成24年3月消防応第49号)

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

- ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの
- イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの
- ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの
- エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定
- オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの
- カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則(平成21年12月国家公安委員会規則13号)

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、
その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなけ

ればならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第82号）

第4条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項 第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な捜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成24年3月消防応第49号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できなが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）

からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

(注) 国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護の考え方にはじめ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

(2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検査及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】**1 防災基本計画（国）**

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡**（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡**

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例（条例第58号）による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。（県法務文書課）

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

4. 医療・救護・衛生

非常災害時医療救護編成表

令和 7 年 4 月

1 参集基準

- (1) 三島市内で震度 6 弱以上の震度を計測したと気象庁が発表したとき
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され市長の指示があったとき
- (3) 市内の被害が甚大で医療救護対象者が多数発生していると予想される場合
- (4) 自然災害で災害救助法が適用になるような被害又は、同法の適用がみこまれるときで、市長の指示があったとき
- (5) 多数の死傷者が発生し、通常の対応では困難と思われる事故が発生したとき、その状況により市長が指示したとき
- (6) 多くの医療機関が被害を受け、市長が救護所の設置が必要であると判断したとき

2 対象期間

災害発生後概ね 4 日間程度を対象とする。

3 三島市災害対策本部

施設名	電話	所在地	IP 無線No.	行政無線No.
三島市総合防災センター	983-2650	大社町 1-10	1	ぎょうせいみしま

4 三島市医療救護対策本部

施設名	電話	FAX	所在地	IP 無線No.	行政無線No.
三島市立保健センター	973-3700	976-8896	南二日町 8-35	2	147

【体制】

所属	役職	名前
医師会	会長	
	災害対策理事	
	議長	
歯科医師会	会長	
薬剤師会	会長	
	薬事コーディネーター	
健康づくり課	課長	
	主幹	
	係長	
	主任	
	事務	

5 災害拠点病院

受付・トリアージ後、重症患者・中等症患者の処置及び収容

医療機関名	電話	所在地	IP 無線No.
JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276	6

※ 医師等の応援要請は、県災害対策本部に要請する。

6 救護病院

受付・トリアージ後、重症患者・中等症患者の処置及び収容、更に広域救護病院への転送

医療機関名	電話	所在地	IP 無線No.
JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276	6
三島東海病院	972-9111	川原ヶ谷 264-12	7
三島中央病院	971-4133	緑町 1-3	5

※ 病床数不足の場合は「仮設病棟」を開設し、重症患者・中等症患者を収容する。

※ 応援医師を要する場合は医師会本部に派遣要請するほか、三島市災害対策本部に要請を行う。

市は、状況により静岡県方面本部に応援班の派遣を要請する。

7 救護医院

受付・トリアージ後、軽症患者処置、重症患者・中等症患者応急処置、振り分け搬送指示

医療機関名	所在地	電話番号	代表者	担当	IP 無線No.
芹沢病院	幸原町 2-3-1	986-1075			8
後藤医院	梅名 442-3	977-3115			19
三愛医院	中島 67	977-3770			18
鈴木整形外科医院	泉町 12-35	971-3653			17
とくら山口医院	徳倉 2-4-13	986-8690			20
渡辺整形外科	萩 188	987-1550			15
三島メディカルセンター	南本町 4-31	972-0711			4
山口医院	栄町 1-23	975-0559			9
辻林内科	加茂川町 22-14	981-3211			10
川崎内科医院	北田町 4-14	972-8811			11
高野内科循環器科クリニック	長伏 226-1	977-0030			12
川島胃腸科外科クリニック	松本 4-6	976-2555			13
斎藤医院	大場 82-2	977-1413			14
がくとう整形外科クリニック	南町 8-8	975-0785			16
三島共立病院	八反畠 120-7	973-0882			21

8 救護所

対象地区	東部地区	西部地区	南部地区	北部地区
設置場所	錦田小学校	西小学校	中郷西中学校	順天堂大学保健看護学部
住 所	谷田 966	緑町 7-7	梅名 854-1	大宮町 3-7-33
電 話	975-0054	975-0416	977-4707	991-3111
I P 無線	28	27	29	30
管理者 (医師)				
医 師				
歯科医師				
薬剤師				
市職員	チーフ			
事 務				
現地配備員				
避難所 班長				

9 三島地区人工透析医療機関ネットワーク

会長：みしま勝和クリニック

事務局：JCHO 三島総合病院

医療機関名	電話	所在地	IP 無線 No.	ベッド数
JCHO 三島総合病院	975-3031	谷田字藤久保 2276	6	
みしま勝和クリニック	972-7751	南田町 4-65	22	
関野医院	972-5585	寿町 9-23	23	

10 妊産婦助産ネットワーク

医療機関名	電話	所在地	IP 無線 No.
安達産婦人科クリニック	976-0341	寿町 2-26	25
田中産婦人科医院	971-3541	中央町 6-23	26

11 精神科対応医療機関

医療機関名	電話	所在地
三島森田病院	986-3337	徳倉 1195-793
文教町クリニック	988-7531	文教町 2-1-29
三島心療内科クリニック	973-5234	寿町 3-39

病院・診療所一覧表(歯科診療所を除く)

令和7年3月1日現在

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	三島市医師会 三島メディカルセンター	411-0841	南本町4-31	972-0711
2	JCHO三島総合病院	411-0801	谷田字藤久保2276	975-3031
3	三島中央病院	411-0848	緑町1-3	971-4133
4	芹沢病院	411-0031	幸原町2-3-1	986-1075
5	三島東海病院	411-0022	川原ヶ谷字今井坂264-12	972-9111
6	三島森田病院	411-0044	徳倉1195-793	986-3337
7	三島共立病院	411-0817	八反畠120-7	973-0882
8	安達産婦人科クリニック	411-0039	寿町2-26	976-0341
9	あなたのクリニック三島	411-0039	寿町2-16あなたのビル4F・5F	939-7033
10	胃と腸のクリニックあおいスクエア	411-0036	一番町18-22アーサーファーストビル1F	991-2038
11	飯塚クリニック	411-0803	大場402-2	984-4110
12	石井内科	411-0831	東本町2-1-95	975-0448
13	いづの里クリニック	411-0822	松本294-3	984-3222
14	いとうクリニック	411-0835	玉川415-2	973-7800
15	いのうえ内科リウマチ科	411-0821	平田185-31	972-6666
16	井深小児科医院	411-0845	加屋町3-15	972-3006
17	ウィンザークリニッククリゾート	411-0801	谷田570-1	050-3145-1236
18	うめな内科循環器科クリニック	411-0816	梅名388-7	984-3110
19	おおはしこどもクリニック	411-0831	東本町1-2-29	975-0070
20	岡本内科医院	411-0801	谷田小山中島80-2	975-7798
21	おのえクリニック	411-0855	本町1-42	941-9317
22	金木内科消化器科クリニック	411-0022	川原ヶ谷177-1	971-3211
23	川崎内科医院	411-0854	北田町4-14	972-8811
24	川島胃腸科外科クリニック	411-0822	松本4-6	976-2555
25	がくとう整形外科クリニック	411-0842	南町8-8	975-0785
26	かわせみクリニック	411-0024	若松町4380-3	986-7006
27	桐ノ木クリニック	411-0024	若松町4254-1	987-2626
28	北上クリニック	411-0045	萩283-4	989-1334
29	窪田医院	411-0037	泉町1-43	975-7984
30	国東産婦人科内科医院	411-0841	南本町13-36	975-0906
31	小山消化器・内科	411-0824	長伏226-1	977-2121
32	こばやしペインクリニック	411-0036	一番町15-26ミシマスルガービル6F	973-0336
33	後藤医院	411-0816	梅名442-3	977-3115
34	坂本胃腸・内科医院	411-0035	大宮町3-16-5	971-2277
35	齋藤医院	411-0803	大場82-2	977-1413
36	桜井内科クリニック	411-0044	徳倉4-12-1	988-2200
37	さなだ消化器・乳腺クリニック	411-0045	萩259-4	987-6633
38	三愛医院	411-0814	中島67	977-3770
39	芝本町クリニック	411-0857	芝本町11-55	983-4567
40	鈴木整形外科医院	411-0037	泉町12-35	971-3653
41	関野医院	411-0039	寿町9-23	972-5585
42	関眼科胃腸科医院	411-0831	東本町2-4-30	975-2381

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
43	瀬川小児科アレルギー科医院	411-0039	寿町7-31	975-1087
44	高橋内科ハートクリニック	411-0044	徳倉3-14-33	957-8100
45	高野内科循環器科クリニック	411-0824	長伏226-1	977-0030
46	田中産婦人科医院	411-0858	中央町6-23	971-3541
47	田内内科医院	411-0831	東本町1-16-30	972-2625
48	皮フ科玉森クリニック	411-0831	東本町1-2-17	975-3345
49	田中耳鼻咽喉科医院	411-0858	中央町6-24	975-0226
50	たけなか三島東町クリニック	411-0852	東町1-21	955-7701
51	ちゅらゆりクリニック	411-0033	文教町1-2-14いちょうHouse1号室	986-5050
52	辻林内科	411-0034	加茂川町22-14	981-3211
53	塙田医院	411-0037	泉町5-3	975-5609
54	とくら山口医院	411-0044	徳倉2-4-13	986-8690
55	中川内科医院	411-0039	寿町3-53 松井ビル3F	973-1370
56	ながい眼科	411-0033	文教町2-2-14	957-3020
57	中島クリニック	411-0823	御園471-22	977-8822
58	にしわきクリニック	411-0847	西本町11-8	928-7123
59	光ヶ丘小児科	411-0029	光ヶ丘2-19	987-2200
60	広小路クリニック	411-0856	広小路町7-3	972-2231
61	文教町クリニック	411-0033	文教町2-1-29	988-7531
62	小児科別所医院	411-0044	徳倉838-38	987-0003
63	細川耳鼻咽喉科クリニック	411-0852	東町13-20	983-3387
64	本多眼科三島分院	411-0856	広小路町13-6	983-0255
65	マーガレット美容クリニック	411-0856	広小路町8-13章栄ビル5階	973-8110
66	増田形成外科・皮膚科医院	411-0039	西本町2-1	976-1232
67	三島アイクリニック	411-0837	南田町3-13	976-8000
68	三島痛み&リハビリクリニック	411-0856	広小路町9-16クボタビル1階	957-1364
69	三島駅前消化器・肝臓内科クリニック	411-0036	一番町15-21マスタービル3F	981-0012
70	三島えんどうクリニック	411-0025	壱町田7-1	999-0166
71	みしま岡クリニック	411-0036	一番町13-11ヒルトップ壱番町2F	983-6111
72	三島だいば第一クリニック	411-0803	大場830-1	957-1057
73	三島むらまつ眼科医院	411-0036	一番町15-21マスダビル2階	957-9101
74	みしま勝和クリニック	411-0837	南田町4-65	972-7751
75	三島心療内科クリニック	411-0039	寿町3-39田代ビル3F	973-5234
76	三島たるたに内科クリニック	411-0842	南町13-7	955-7755
77	みしま南口クリニック	411-0036	一番町15-19TGビル5階	991-5255
78	三島ゆうレディースクリニック	411-0038	西若町7-45	972-1057
79	三島レディースクリニック	411-0841	南本町15-35	991-0770
80	道上医院	411-0834	新谷30-4	976-8111
81	宮内まこと記念クリニック	411-0037	泉町9-44	975-0675
82	本橋耳鼻咽喉科医院	411-0831	東本町1-16-12	972-1133
83	森皮膚科	411-0855	本町3-29三島本町タワー3階	943-6100
84	谷田池田医院	411-0801	谷田190-1	975-1042
85	山内眼科クリニック	411-0838	中田町9-1	975-8338
86	山口医院	411-0846	栄町1-23	975-0559
87	横浜ゴム健康保険組合三島診療所	411-0832	南二日町8-1	975-0800
88	吉村眼科内科医院	411-0824	長伏224-7	984-1333
89	渡辺整形外科	411-0045	萩188	987-1550

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
90	「ふるさとの丘」診療所	411-0044	徳倉208-1	988-3535
91	玉沢昭寿園医務室	411-0014	玉沢90	975-3766
92	特別養護老人ホーム あかなすの里診療所	411-0835	玉川425-1	981-4816
93	特別養護老人ホーム いづテラス医務室	411-0822	松本292-1	982-5111
94	特別養護老人ホーム 北上の郷診療所	411-0044	徳倉1148-2	980-5040
95	特別養護老人ホーム 玉澍園診療室	411-0014	玉沢80	973-0011
96	特別養護老人ホーム 御寿園医務室	411-0823	御園580	977-6200
97	特別養護老人ホーム 南二日町診療所	411-0832	南二日町5-41	983-1200

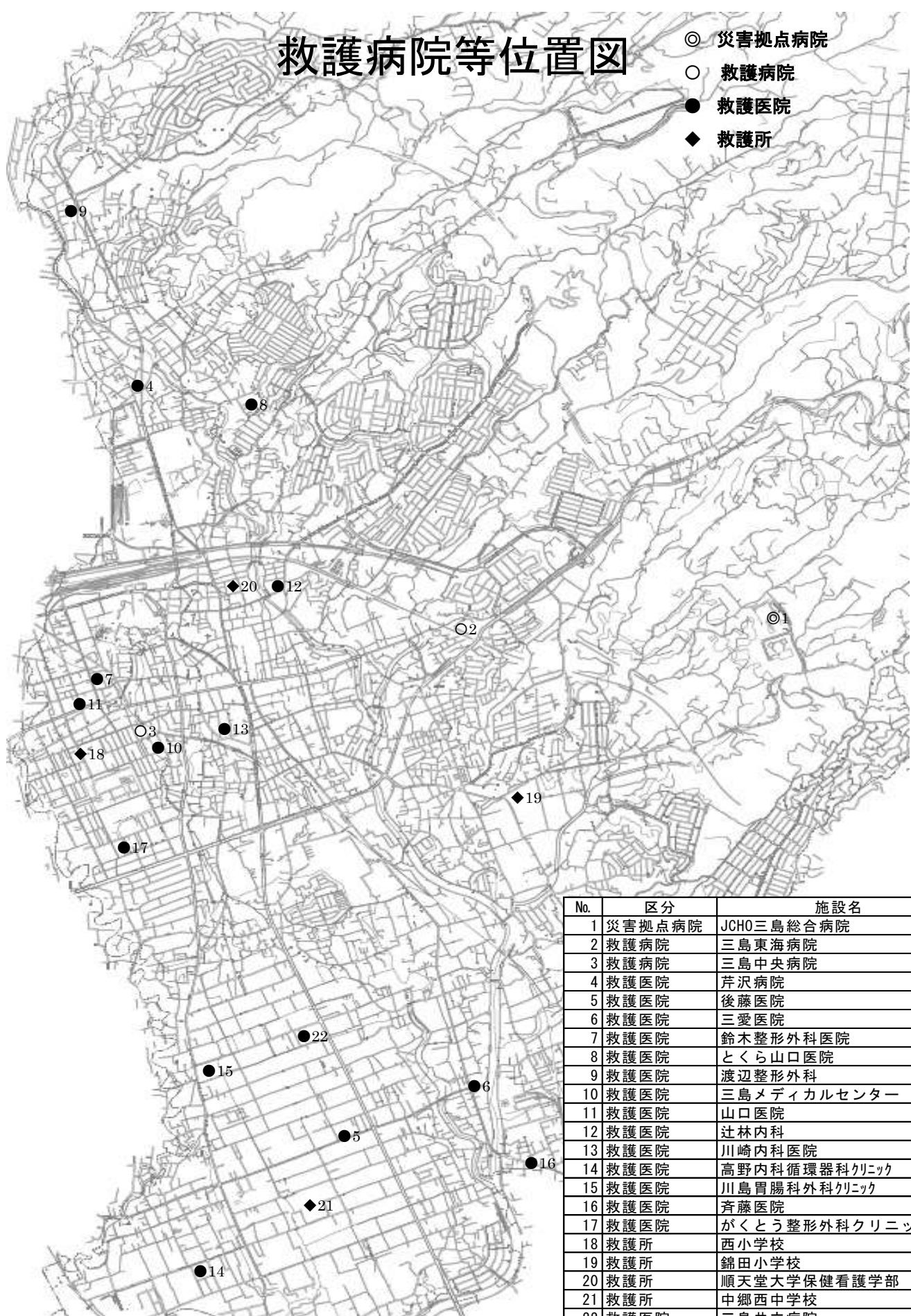
歯科診療所一覧表

令和7年3月1日現在

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
1	医療法人矯仁会 浅井歯科診療所	411-0855	本町2-9	975-0527
2	杉山矯正歯科	411-0856	広小路町13-4キミサワビル3F	973-6480
3	イイヅカ歯科医院	411-0025	壱町田72-7	988-1414
4	アテナ・デンタル・メンテナンス	411-0834	新谷18-4	950-8874
5	SDCさいとう歯科クリニック	411-0801	谷田(夏梅木)664-5	981-2002
6	遠藤歯科医院	411-0047	佐野191	992-1139
7	小野歯科医院	411-0845	加屋町3-15	972-8234
8	かけしま歯科	411-0801	谷田(並木)296-19	971-2881
9	かたの歯科	411-0801	谷田136-29	973-6111
10	かまた歯科クリニック	411-0033	文教町1-1-35	980-5505
11	加茂川歯科医院	411-0034	加茂川町3973-2	972-0522
12	かも歯科クリニック	411-0023	加茂35-11	957-6480
13	菊地歯科	411-0855	本町2-8	981-4090
14	北岡歯科医院	411-0856	広小路町5-9	972-8119
15	栗原歯科医院	411-0858	中央町1-31	975-1078
16	賢歯科医院	411-0816	梅名439-1	984-3115
17	こも池歯科クリニック	411-0035	大宮町3-1-11	975-8214
18	斎藤歯科クリニック	411-0803	大場164-5	977-1110
19	サクラ歯科	411-0853	大社町8-30	975-8868
20	歯科シズオカクリニック	411-0037	泉町1-40	973-0118
21	しんゆう歯科	411-0823	御園480-24	955-7801
22	杉山歯科医院	411-0817	八反畠132-7	971-3230
23	すぎやま歯科クリニック	411-0803	大場575-1	982-0418
24	鈴木歯科医院	411-0858	中央町1-12	975-0023
25	鈴木歯科医院	411-0823	御園77-3	977-6678
26	鈴木歯科クリニック	411-0044	徳倉921-1F 遠藤マンション	987-5798
27	高木歯科医院	411-0824	長伏128-4	977-8880
28	武井歯科	411-0801	谷田(並木)975-9	976-9577
29	竹花歯科医院	411-0831	東本町1-13-23	975-1994
30	田中歯科医院	411-0855	本町8-34	981-0118
31	田村歯科医院	411-0044	徳倉1-12-31	980-1800
32	土と光ともりの歯医者さん	411-0833	中101-1	973-2358
33	ツチヤ歯科クリニック	411-0853	大社町6-2	981-1000
34	友デンタルクリニック	411-0039	寿町5-7 M・F・N Eternity 1F	955-9022
35	鳥居歯科医院	411-0029	光ヶ丘1-49-5	988-3030
36	ないとう歯科医院	411-0044	徳倉876-26	988-9087
37	中郷歯科医院	411-0824	長伏42-7	977-5551

番号	施設名	郵便番号	所在地	電話番号
38	長野歯科医院	411-0857	芝本町5-29	975-2740
39	にしはら歯科	411-0842	南町17-18	971-1177
40	ハートランド歯科クリニック	411-0856	広小路13-42F	941-9477
41	半田歯科医院	411-0803	大場122-4	977-1234
42	日野原歯科クリニック	411-0837	南田町2-14	973-1085
43	平川歯科医院	411-0045	萩320-47	986-3989
44	ヒロ歯科医院	411-0816	梅名516-3	977-8241
45	広小路だいとう歯科	411-0856	広小路町13-10	975-0214
46	芙蓉台デンタルクリニック	411-0044	徳倉838-42	986-4818
47	フレンズ歯科	411-0822	松本268-5 エムエスコ-ホ 1階	982-6600
48	星山歯科医院	411-0831	東本町1-10-31	975-1079
49	細川歯科医院	411-0852	東町13-26	981-3200
50	まつうらデンタルクリニック	411-0853	大社町1-24	983-3871
51	みうら歯科医院	411-0018	初音台25-1	973-1211
52	三島一番町歯科	411-0036	一番町17-56	957-5071
53	三島中央町たきの歯科	411-0858	中央町1-40	957-1718
54	三島歯内治療院	411-0857	芝本町1-43東陽社ビル1F	050-5369-5638
55	みちこデンタルクリニック	411-0036	一番町2-18	983-2339
56	三宅歯科医院	411-0845	加屋町10-20	975-2724
57	山口歯科医院	411-0846	栄町1-24	976-5557
58	山本歯科医院	411-0855	本町5-6	975-0119
59	ヨシダ歯科医院	411-0816	梅名284-12	977-4511
60	吉村歯科医院	411-0854	北田町3-55	972-1188
61	米山デンタルオフィス	411-0025	壱町田51-1	988-0666
62	わたなべ歯科	411-0816	梅名111-1	984-1900
63	渡辺歯科クリニック	411-0045	萩188	980-6655

救護病院等位置図



災害用医療資機材一覧表

○設置場所 全17セット

救護医院(15箇所のうちメディカルセンター、共立病院を除く13箇所)、
救護所(4箇所)

1 感染防止用品

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
非滅菌ディスポガウン	アイソレーションガウン	10枚入り	袋	1	袋	10
非滅菌ディスポマスク	サービカルマスク	50枚入り	箱	0	箱	10
非滅菌・処置用グローブ	プラスチックグローブ	100枚入り	箱	0	箱	10
ペーパータオル(台所用)	ペーパータオル378x240mm	80枚×2本	箱	4	箱	20
非滅菌ディスポシールド	メディカルフェイスシールド		個	0	個	30
手指消毒薬		500ml	個	0	個	5
非接触型体温計			個	0	個	1

2 創傷対応用品

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
創洗浄用生食水	輸液用ソフトパック生食水500ml	500ml×20	箱	1	箱	3
創洗浄用生食水	輸液用ソフトパック生食水100ml	100ml×10	箱	2	箱	6
消毒薬	ステリクリンW液0.5(5%ヒビテン同等品)	500ml	本	1	本	5
消毒薬	ボピヨード液10%	250ml	本	1	本	5
消毒薬	消毒用エタノール	500ml	本	0	本	5
プレス角綿 (消毒用コットン4×4cm)	ベスケア カット綿4号	500g入り	箱	0	箱	3
ディスポ消毒セット	ベスケア消毒セット SV	20セット入り	箱	1	箱	2
非滅菌ガーゼ	ソフキュアガーゼ 30cm×30cm	200枚入り	包	1	包	5
カットバン	バンドエイド(Mサイズ)	100枚入り	箱	2	箱	6
滅菌創傷用パット小	シルキーPOアドレッシング1号	100枚入り	箱	1	箱	3
滅菌創傷用パット中	シルキーPOアドレッシング3号	50枚入り	箱	1	箱	3
滅菌創傷用パット大	シルキーPOアドレッシング5号	20枚入り	箱	1	箱	5
タオル	白綿タオル	5枚入り	包	0	包	10
紙おむつ	リフレテープ止めタイプ S・SS 34枚入り	34枚入り	包	1	包	6
テープ	サービカルテープ(25mm幅)	12巻入り	箱	1	箱	1
紺創膏	シルキーPOアH5号	6巻入り	個	4	個	12
包帯	伸縮包帯(7.5cm幅)	10巻入り	箱	1	箱	2
洗面器	プラスチック洗面器 23型 ブルー		個	0	個	5
ワセリン	プロペト(白色ワセリン)	500g	本	1	本	3
ラップ	サランラップ	30×20cm	本	1	本	5

3 縫合関係

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
麻酔薬	キシロカインゼリー	30ml×5	箱	1	箱	1
麻酔薬	1%局麻用キシロカイン注ポリアンプ1%	10ml×10A	箱	1	箱	2
縫合器	スキンステイプラー(35針)	(6個入り)	個	3	個	9
縫合器	スキンステイプラー・リムーバー	10個入り	個	1	個	4
縫合器	ステリスリップ(6×38mm)	(50包入り)	包	7	包	28
縫合糸	3.0針付きナイロン糸 (針長21mm外科強湾、糸長70cm)	10本入り	箱	1	箱	1
縫合糸	4.0針付きナイロン糸 (針長15mm形成外科強湾、糸長50cm)	10本入り	箱	1	箱	1
滅菌手袋	手術用手袋センシタッチプロ(サイズ6.5)	50双入り	双	0	双	12
	手術用手袋センシタッチプロ(サイズ7.0)	50双入り	双	0	双	12
	手術用手袋センシタッチプロ(サイズ7.5)	50双入り	双	0	双	12
医療用メス	ディスポメス	(20本入り)	本	3	本	10
滅菌布	ディスポ滅菌布(トレーパ穴なし)	10パック入り	個	1	個	2
シーツ	ロールシーツ(37cm幅)	1巻	本	1	本	5
注射針	18G注射針	100本入り	箱	0	箱	1
	23G注射針	100本入り	箱	0	本	50
	26G注射針	100本入り	箱	0	本	50

4 整形外科用品

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
指用副本	アルミスプリント (幅13×長さ200×厚み1.5mmか1.0mm)	10号・11号 24枚入り	枚	6	枚	12
上肢用ソフトシーネ	ソフラットシーネS		本	2	本	6
下肢用ソフトシーネ	ソフラットシーネL		本	2	本	6
バストバンド	バストタイエースM	適応範囲70cm～90cm	本	2	本	6
バストバンド	バストタイエースLL	適応範囲90cm～110cm	本	2	本	6
頸椎カラー	ポリネックソフトL		本	1	本	1
幅弹性包帯	エラスコット3号(7.5cm)	6巻入り	箱	1	箱	3
三角巾	三角巾(スパン三角巾 中)		枚	3	枚	10
湿布薬	ロキソプロフェンNaパップ100mg	7枚入り×10	箱	2	箱	10

5 補液・薬剤及びカテーテル

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
補液	ソリターT1号輸液	500ml×20	箱	0	箱	2
ロキソプロフェンNa錠60mg		100錠1箱	箱	1	箱	3
カロナール錠200mg		100錠1箱	箱	1	箱	3
レバミピド錠100mg		100錠1箱	箱	1	箱	3
レボプロキサシン錠250mg		100錠1箱	箱	1	箱	3
セフジニル細粒小児用10%100mg		120包1箱	箱	1	箱	3
静脈留置針	20Gサーフロー針	(50本入り)	本	5	本	20
静脈留置針	22Gサーフロー針(静脈留置針)	(50本入り)	本	5	本	20
注射針	21G翼付静注針	(50本入り)	本	0	本	20
成人用輸液セット	テルフュージョン	(50本入り)	本	0	本	25
延長チューブ	輸液用延長チューブ(75cm長)	(50本入り)	本	5	本	20
三方活栓	三方活栓	(50本入り)	本	5	本	20
注射器	10ccディスポ注射器	(100本入り)	本	0	本	25
カテーテル	オールシリコン フォーリーカテーテル14Fr	(10セット入り)	本	0	本	3

6 その他診療に必要な物品

科目	品名	仕様規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
舌圧子	ディスポ舌圧子 (軟膏塗布及び内科診察用)	100本入り	箱	1	箱	3
心電図モニター	携帯型心電図モニター		台	0	台	1
輸液スタンド	輸液スタンド		台	0	台	2
	ガムテープ		箱	1	本	5
	ジップロック	30枚入り	箱	1	箱	2
滅菌バッグ	保健センター用		セット	0	セット	2
車いす			台	0	計5台	
防護服	メディカルセンター用	ニトリル製			計450着	

7 歯科医師用セット

科目	品名	規格	各救護医院		各救護所	
			単位	数量	単位	数量
消毒用コットン	ベスケアカット綿4号	4×4cm500g入り	△	△	箱	1
グローブ	CiニトリルグローブFT パウダーフリー(Sサイズ)	100枚入り	△	△	箱	2
グローブ	CiニトリルグローブFT パウダーフリー(Mサイズ)	100枚入り	△	△	箱	2
グローブ	CiニトリルグローブFT パウダーフリー(Lサイズ)	100枚入り	△	△	箱	2
外科用品	持針器	マチューAA(#140)	△	△	本	5
外科用品	針付き縫合糸(13mm)	3/8弱彎曲(10本入り)	△	△	箱	1
外科用品	針付き縫合糸(17mm)	3/8弱彎曲(10本入り)	△	△	箱	1
外科用品	ピンセット有鈎(126mm)	アドソンピンセットAA	△	△	本	10
外科用品	ピンセット無鈎(121mm)	アドソンピンセットAA	△	△	本	5
麻酔薬	ネオザロカインパスター	15gチューブ入り	△	△	本	1
消毒液	歯科用ヨードグリセリン	25ml	△	△	本	1
消毒液	消毒用エタノールS	500ml	△	△	本	1
消毒液	ステリクロン液W液0.05 (ヒビテン5%同成分)	500ml	△	△	本	1
ミラー他	検診用基本セット	ミラー・ピンセット・探針	△	△	セット	50
拡大鏡・ライト	eBite3(拡大鏡・ライト)	1セット	△	△	セット	1

遺体収容所・協力事業者一覧表

1 遺体収容所

名 称	所 在 地	電 話
北上公民館	萩 312	987-5950

2 協力事業者

	名 称	所 在 地	電 話
1	株式会社農協葬祭	清水町伏見 645-1	983-5588
2	株式会社平安	沼津市大岡 2170-1	929-7000
3	有限会社佐藤装具店	西本町 1-27	975-1693
4	合資会社ときかわ	中央町 3-24	975-0182
5	株式会社ベルホール	栄町 10-49	0120-043-444
6	静岡県葬祭業協同組合 株式会社はなぞの	静岡市葵区本通 2-1-4	054-252-2495
7	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区 西新橋 1-18-12	03-3596-0061
8	株式会社ビー・ハウス	東京都立川市 富士見町 6-47-8	042-512-5172
9	株式会社東コーポレーション	三島市栄町 11-30	055-939-8172

ごみ処理施設・災害廃棄物仮置場一覧表

1 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理可能数量(焼却)
三島市清掃センター	賀茂之洞 4703-94	971-8993	180 t / 24 h

2 災害廃棄物仮置場

No.	施 設 名	住 所	面 積	備 考
1	三島市清掃センター内 最終処分場等	賀茂之洞 4703-94	10,000 m ²	第1埋立地アスファルト部分、第2埋立地・隣接地
2	市の山グラウンド	塚原新田 405-1	3,812 m ²	仮設住宅建設予定地と重複
3	北沢公園	北沢 53-1	6,100 m ²	仮設住宅建設予定地と重複
4	長伏公園北側駐車場	長伏 274-3	7,102 m ²	ヘリポート、仮設住宅駐車場と重複
5	長伏グラウンドB	長伏 274-3	5,600 m ²	仮設住宅建設予定地と重複
6	長伏グラウンドC	長伏 274-3	3,000 m ²	仮設住宅建設予定地と重複
7	浄化センター広場	長伏 309	5,014 m ²	仮設沈殿槽の設置及び脱水ケーキ仮置場と重複
合 計			40,628 m ²	

し尿処理施設・処理業者一覧表

1 し尿処理施設

No.	名 称	所 在 地	電 話	処理可能量
1	三島市衛生プラント（し尿）	北沢 48-1	977-1008	73kl/日 (生し尿 22kl/日、 浄化槽汚泥 51kl/日)
2	三島市浄化センター（汚水）	長伏 309	977-4835	30,400 m ³ /日

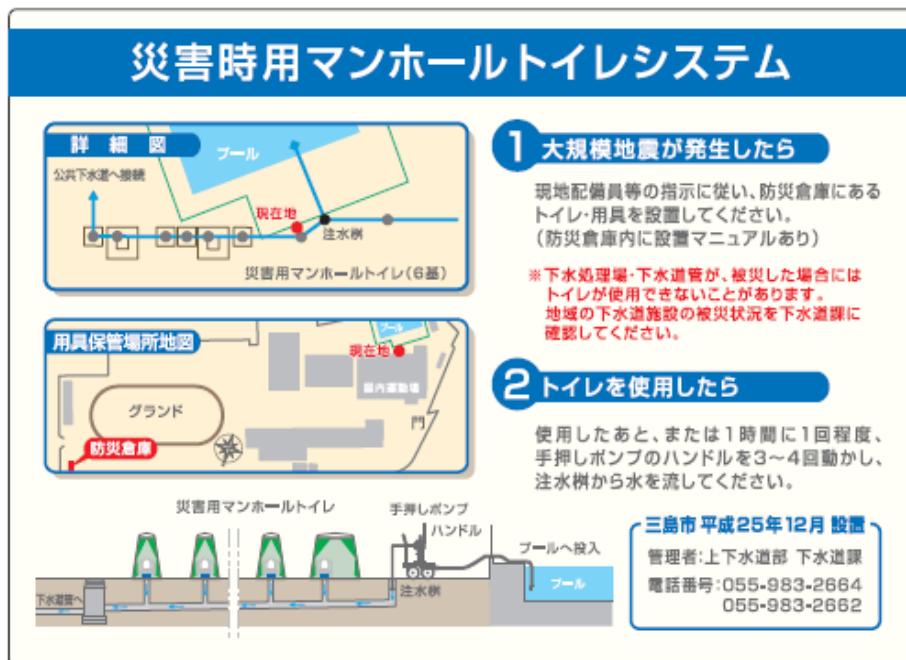
2 処理業者

No.	業 者 名	所 在 地	電 話	車 両 (バキューム車)
1	伊豆総業（株）	八反畠 85-3	975-1269	
2	(有)中央衛生社	谷田（東富士見）1111	975-0590	

マンホールトイレ設置場所一覧表

設置場所(避難所)	設置年度	標準型	車椅子対応型	計
西小学校	R5	8	2	10
南小学校	H25	6	3	9
錦田小学校	R1	7	3	10
長伏小学校	H24	6	3	9
南中学校	H25	6	3	9
中郷中学校	H24	4	2	6
三島北高校 (静岡県整備)	H25	12	0	12
合 計		49	16	65

マンホールトイレ概念図



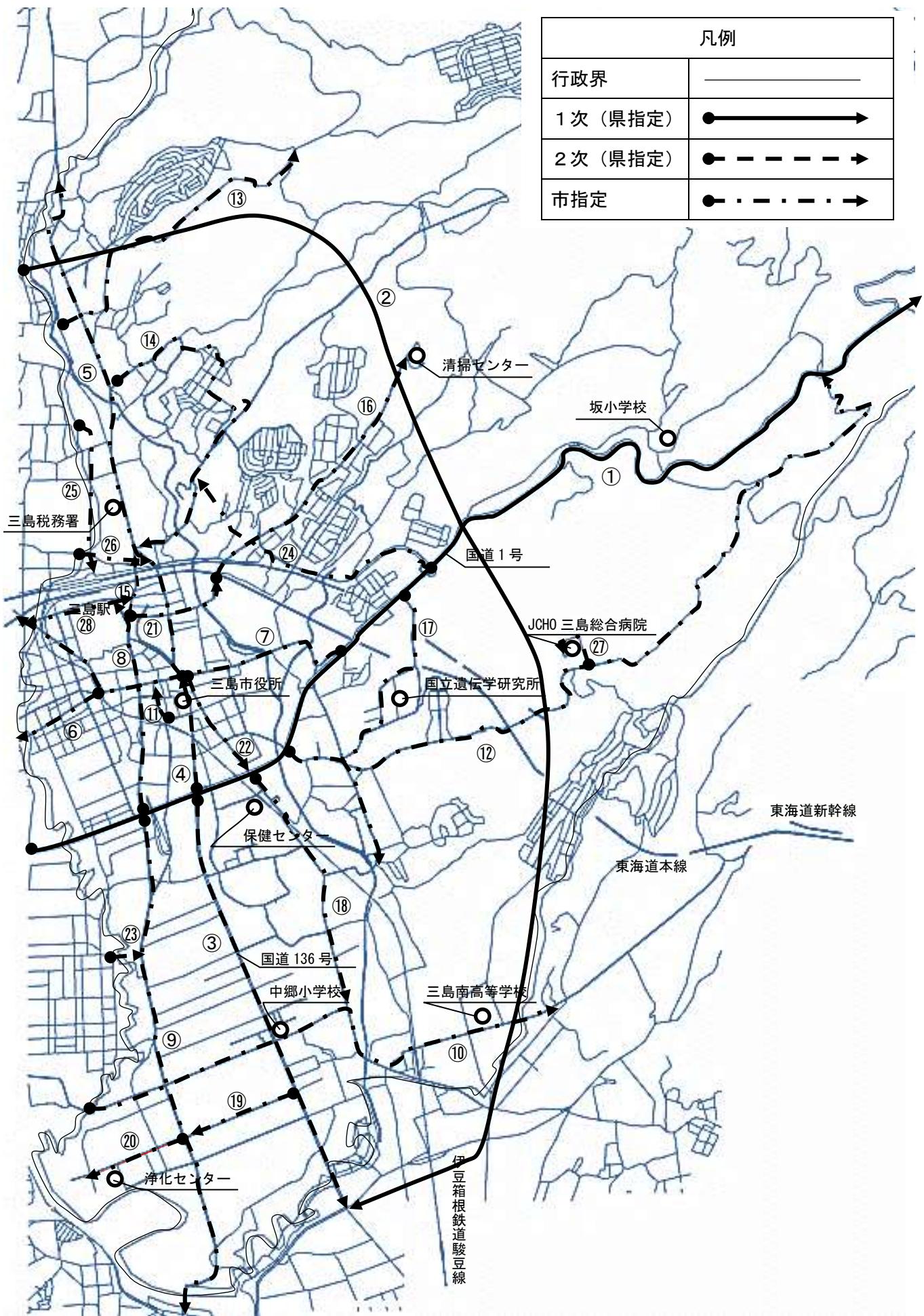
5. 輸送・交通

緊急輸送路一覧表

令和4年2月現在

番号	指定	区分	路線名	
①	県	1次	国道1号	市内
②	"	"	東駿河湾環状道路（伊豆縦貫道）	"
③	"	2次	国道136号	"
④	"	"	主要地方道三島裾野線	東本町2丁目～大社町
⑤	市		主要地方道三島裾野線	大社町～萩
⑥	"		県道沼津三島線	市内
⑦	"		主要地方道三島富士線	"
⑧	"		主要地方道三島停車場線	"
⑨	"		県道三島静浦港線	"
⑩	"		県道清水函南停車場線	"
⑪	"		県道三島田町停車場線	"
⑫	"		県道三ツ谷谷田線	"
⑬	"		市道徳倉末広山線	徳倉
⑭	"		市道徳倉文教線	徳倉1丁目～文教町2丁目
⑮	"		市道鎧坂線	一番町～文教町1丁目
⑯	"		市道祇園原線	加茂川町～字賀茂之洞
⑰	"		市道錦田大場線	谷田
⑱	"		市道南二日町中島線	南二日町～中島
⑲	"		市道梅名下松本線	梅名～松本
⑳	"		市道松本長伏公園線	松本～長伏
㉑	"		市道愛染院祇園線	一番町～加茂川町
㉒	"		市道大社前南二日町線	大社町～南二日町
㉓	"		市道平田新谷線	平田
㉔	"		市道谷田幸原線 (都市計画道路谷田幸原線)	初音台～壱町田
㉕	"		市道三島駅徳倉線 (都市計画道路三島駅北口線)	文教町1丁目～幸原町2丁目
㉖	"		市道文教町1丁目2号線 (都市計画道路下土狩文教線)	文教町1丁目
㉗	"		市道谷田168号線	谷田
㉘	"		市道小山三軒家線	寿町～大宮町3丁目

緊急輸送路図



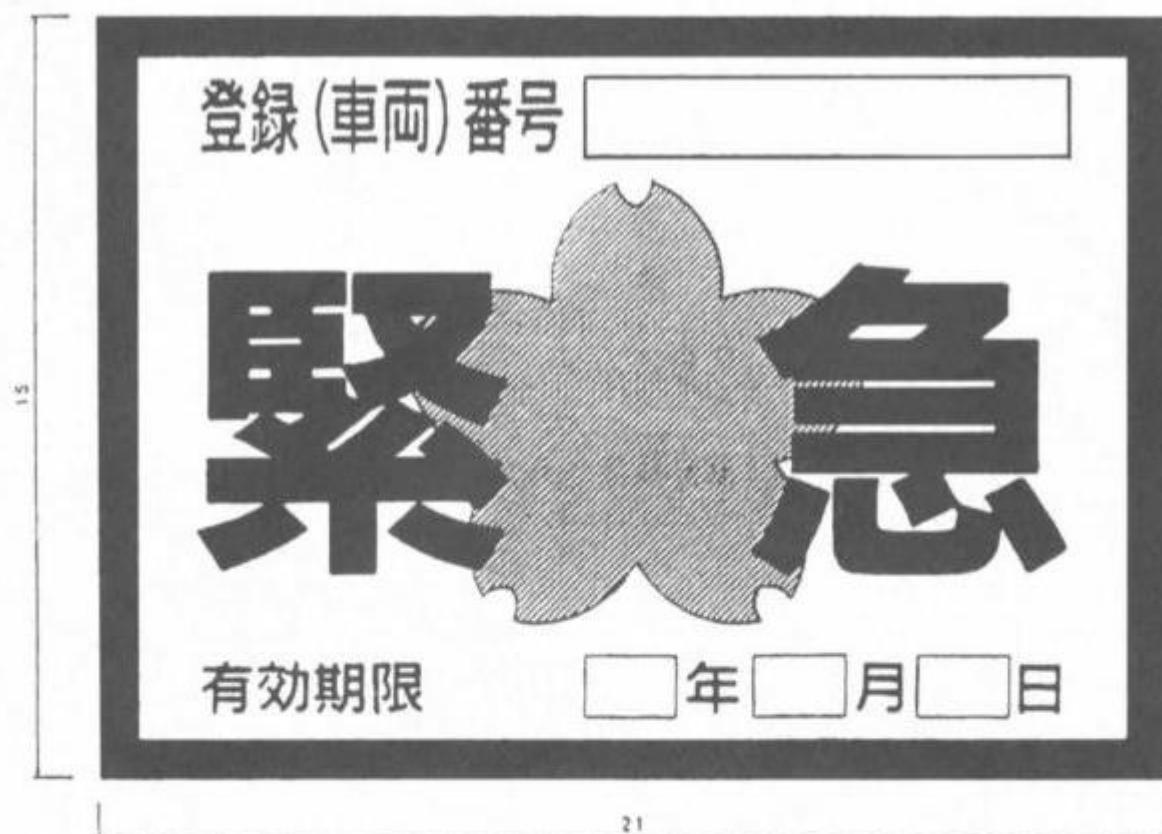
別記様式第3(第6条関係)

年 月 日																								
静岡県公安委員会 殿																								
緊急通行車両確認申出書																								
申出者 住 所																								
氏 名																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">番号標に表示されている番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 活動地域 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom;">車両の使用者</td> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: bottom;">緊急連絡先</td> <td style="width: 15%;">住 所</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 備 考 </td> </tr> </table>			番号標に表示されている番号			車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			活動地域			車両の使用者	住 所	電話	氏名又は名称		緊急連絡先	住 所	電話	氏 名		備 考		
番号標に表示されている番号																								
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）																								
活動地域																								
車両の使用者	住 所	電話																						
	氏名又は名称																							
緊急連絡先	住 所	電話																						
	氏 名																							
備 考																								

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第3

第 号	年 月 日	
緊急通行車両確認証明書 静岡県公安委員会印 静岡県公安委員会		
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品 名)		
使 用 者	住所	□ () -
	氏名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目的 地
備 考		



21

- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両一覧表

令和7年4月現在

No.	所 属	車両番号	種別	車両名称
1	環境政策課	伊豆480あ	128	軽貨物 ダイハツキャブオーバー
2	廃棄物対策課	伊豆500さ	424	小型乗用 ホンダステップワゴン
3	廃棄物対策課	伊豆800さ	28	普通貨物 日野タンク車
4	廃棄物対策課	伊豆100さ	14	普通貨物 ミツビシトラック(キャブオーバー)
5	廃棄物対策課	伊豆100さ	15	普通貨物 ミツビシトラック(キャブオーバー)
6	廃棄物対策課	伊豆100さ	17	普通貨物 ミツビシダンプ
7	廃棄物対策課	伊豆400さ	35	小型貨物 マツダボンゴトラック
8	廃棄物対策課	伊豆480う	934	軽貨物 ダイハツハイゼット(キャブオーバー)
9	廃棄物対策課	伊豆800さ	1607	普通特殊 日野
10	廃棄物対策課	伊豆800さ	1809	普通特殊 日野塵芥車
11	廃棄物対策課	伊豆800さ	2169	普通特殊 日野塵芥車
12	生涯学習課	伊豆580あ	327	軽乗用 ホンダバモス
13	廃棄物対策課	伊豆400さ	7778	小型貨物 いすゞエルフ
14	廃棄物対策課	伊豆580あ	324	軽乗用 ニッサンモコ
15	廃棄物対策課	伊豆100さ	3068	普通貨物 いすゞ
16	廃棄物対策課	伊豆400す	723	小型貨物 トヨタ
17	廃棄物対策課	三島市ひ	1572	原付 ホンダベンリィ
18	廃棄物対策課	伊豆400す	3024	小型貨物 イスズダンプ
19	地域協働・安全課	伊豆580す	3446	軽乗用 スズキワゴンR
20	健康づくり課	伊豆480さ	170	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
21	健康づくり課	伊豆580あ	259	軽乗用 ダイハツミラ
22	健康づくり課	伊豆480あ	3609	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
23	健康づくり課	伊豆480あ	4758	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ (寄贈)
24	健康づくり課	伊豆400す	2241	小型貨物 トヨタプロボックス
25	健康づくり課	伊豆580て	9514	軽乗用 ダイハツミライース
26	スポーツまちづくり課	伊豆480う	5839	軽貨物 スズキ
27	スポーツまちづくり課	伊豆400さ	7222	小型貨物 トヨタタウンエースバン (リース車)
28	介護保険課	伊豆580あ	326	軽乗用 ダイハツムーブ
29	廃棄物対策課	伊豆400さ	7975	小型貨物 トヨタタウンエース
30	福祉総務課	伊豆400さ	41	小型貨物 ホンダパートナーバン
31	福祉総務課	伊豆580あ	261	軽乗用 ダイハツムーブスローハイ (寄贈)
32	福祉総務課	伊豆500ち	5503	小型乗用 ニッサン
33	福祉総務課	三島市ひ	1564	原付 ホンダティーカー
34	教育総務課	三島市ひ	1396	原付 ホンダトウディ
35	教育総務課	三島市ひ	1577	原付 ホンダベッソリ 北中学校
36	こども保育課	三島市ひ	1328	原付 ホンダタクト 南幼稚園
37	こども保育課	三島市ひ	1326	原付 ホンダタクト 沢地幼稚園
38	こども保育課	三島市ひ	1369	原付 ホンダスマートデイカブ 徳倉幼稚園
39	こども保育課	三島市ひ	1377	原付 ホンダスマートデイカブ 八反畑幼稚園
40	こども保育課	三島市ひ	1383	原付 ホンダスープーカブ みかど幼稚園
41	こども保育課	三島市ひ	1565	原付 ホンダスープーカブ みかど幼稚園
42	こども保育課	三島市ひ	1563	原付 ホンダタクト 旭ヶ丘幼稚園
43	障がい福祉課	伊豆200さ	31	普通乗合 ミツビシキャブオーバー

No.	所 属	車両番号	種別	車両名称
44	障がい福祉課	伊豆500さ	356	小型乗用 トヨタラム特別仕様車
45	障がい福祉課	伊豆480か	3227	軽貨物 ニッサンクリッパーNV
46	障がい福祉課	伊豆500な	7375	小型乗用 トヨタ
47	発達支援課	伊豆580き	8851	軽乗用 スズキワゴンR
48	発達支援課	伊豆580あ	323	軽乗用 ダイハツミラ
49	公共財産保全課	伊豆200は	10	普通乗合 チュウガタバス(ミツビシエアロミティ-)
50	公共財産保全課	伊豆580あ	7455	軽乗用 スズキワゴンR
51	公共財産保全課	伊豆580あ	7536	軽乗用 スズキワゴンR
52	公共財産保全課	伊豆580あ	7537	軽乗用 スズキワゴンR
53	公共財産保全課	伊豆480い	5764	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
54	公共財産保全課	伊豆580え	7736	軽乗用 スズキワゴンR
55	公共財産保全課	伊豆580か	7250	軽乗用 ミツビシekワゴン
56	公共財産保全課	伊豆580か	7251	軽乗用 ミツビシekワゴン
57	公共財産保全課	伊豆580か	7252	軽乗用 ミツビシekワゴン
58	公共財産保全課	伊豆480い	9778	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
59	公共財産保全課	伊豆480う	5127	軽貨物 スズキエブリワゴン
60	公共財産保全課	伊豆480う	5840	軽貨物 スズキエブリワゴン
61	公共財産保全課	伊豆580く	7974	軽乗用 スズキ
62	公共財産保全課	伊豆480か	5516	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
63	公共財産保全課	伊豆480か	5517	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
64	公共財産保全課	伊豆480か	5518	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
65	公共財産保全課	伊豆300と	1648	普通乗用 トヨタノアX
66	公共財産保全課	伊豆400す	2098	小型貨物 トヨタプロボックス
67	公共財産保全課	伊豆400す	2099	小型貨物 トヨタプロボックス
68	公共財産保全課	伊豆400す	2100	小型貨物 トヨタプロボックス
69	公共財産保全課	伊豆400す	2101	小型貨物 トヨタプロボックス
70	公共財産保全課	伊豆580と	200	軽乗用 スズキワゴンR FX
71	公共財産保全課	伊豆580と	201	軽乗用 スズキワゴンR FX
72	公共財産保全課	伊豆400す	2792	小型貨物 トヨタプロボックスG
73	公共財産保全課	伊豆400す	2793	小型貨物 トヨタプロボックスG
74	公共財産保全課	伊豆400す	2794	小型貨物 トヨタプロボックスG
75	公共財産保全課	伊豆300と	7220	普通乗用 トヨタノアX
76	公共財産保全課	伊豆480く	56	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
77	公共財産保全課	伊豆400す	3060	小型貨物 トヨタプロボックスバン
78	公共財産保全課	伊豆400す	3061	小型貨物 ニッサンキャラバン
79	公共財産保全課	伊豆480く	55	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
80	公共財産保全課	伊豆480く	54	軽貨物 ダイハツハイゼットカーゴ
81	公共財産保全課	伊豆580な	2434	軽乗用 スズキワゴンR
82	公共財産保全課	伊豆480く	2637	軽貨物 スズキエブリイ
83	公共財産保全課	伊豆480く	2638	軽貨物 スズキエブリイ
84	公共財産保全課	伊豆500ぬ	1304	小型乗用 日産セレナ
85	秘書課	伊豆300と	6692	普通乗用 日産リーフ
86	環境政策課	伊豆580え	7737	軽乗用 スズキワゴンR
87	危機管理課	三島市ひ	950	原付 ホンダゲンツキバーカー
88	危機管理課	1伊豆あ	250	軽2輪 ヤマハセロー225 オフロードバイク隊

No.	所 属	車両番号	種別	車両名称
89	危機管理課	1伊豆あ	251	軽2輪
90	危機管理課	1伊豆あ	248	軽2輪
91	危機管理課	1伊豆あ	252	軽2輪
92	危機管理課	1伊豆あ	253	軽2輪
93	危機管理課	1伊豆あ	254	軽2輪
94	危機管理課	1伊豆あ	255	軽2輪
95	危機管理課	1伊豆あ	256	軽2輪
96	危機管理課	1伊豆あ	257	軽2輪
97	危機管理課	1伊豆あ	258	軽2輪
98	危機管理課	1伊豆あ	259	軽2輪
99	危機管理課	1伊豆あ	260	軽2輪
100	危機管理課	伊豆800さ	3552	普通特殊
101	危機管理課	伊豆800さ	23	普通特殊
102	危機管理課	伊豆800さ	19	普通特殊
103	危機管理課	伊豆800さ	20	普通特殊
104	危機管理課	伊豆800そ	8	普通特殊
105	危機管理課	伊豆830さ	12	普通特殊
106	危機管理課	伊豆830さ	14	普通特殊
107	危機管理課	伊豆830さ	324	普通特殊
108	危機管理課	伊豆800と	7	普通特殊
109	危機管理課	伊豆830た	9	普通特殊
110	危機管理課	伊豆880あ	360	軽特殊
111	危機管理課	伊豆830さ	36	普通特殊
112	危機管理課	伊豆800さ	1930	普通特殊
113	危機管理課	伊豆300た	6243	普通乗用
114	危機管理課	伊豆800さ	2211	普通特殊
115	危機管理課	伊豆800さ	2212	普通特殊
116	危機管理課	伊豆800さ	2641	普通特殊
117	危機管理課	伊豆801た	1	普通特殊
118	危機管理課	伊豆830に	2	普通特殊
119	危機管理課	伊豆830ね	17	普通特殊
120	危機管理課	伊豆800さ	3052	普通特殊
121	危機管理課	伊豆830や	3	普通特殊
122	危機管理課	伊豆830に	5	普通特殊
123	農と食のまちづくり課	伊豆480あ	130	軽貨物
124	楽寿園	伊豆100さ	19	普通貨物
125	楽寿園	伊豆480き	8456	軽貨物
126	楽寿園	伊豆100さ	20	普通貨物
127	楽寿園	伊豆480あ	183	軽貨物
128	楽寿園	伊豆400さ	4411	小型貨物
129	みどりと水のまちづくり課	伊豆800さ	43	普通特殊
130	みどりと水のまちづくり課	伊豆400さ	67	小型貨物
131	みどりと水のまちづくり課	伊豆480あ	186	軽貨物
132	みどりと水のまちづくり課	伊豆400さ	3671	小型貨物
133	みどりと水のまちづくり課	伊豆400さ	5148	小型貨物

No.	所 属	車両番号	種別	車両名称	
134	みどりと水のまちづくり課	伊豆480う	6889	軽貨物	スズキ
135	みどりと水のまちづくり課	伊豆480え	9483	軽貨物	ホンダキャブオーバー(寄付)
136	みどりと水のまちづくり課	伊豆400す	1937	小型貨物	いすゞダブルキャブダンプ
137	土木課	伊豆800さ	39	普通乗用	ニッサンエクストレイル
138	土木課	伊豆800さ	3323	普通特殊	トヨタダイナ
139	土木課	伊豆800さ	40	小型特種	ホンダHR-V(公共応急作業車)
140	土木課	伊豆300せ	6845	普通乗用	トヨタRAV4エスクード
141	土木課	伊豆480え	239	軽貨物	スズキキャブオーバー
142	土木課	伊豆800さ	3071	普通特種	三菱KK-FK61FK 排水ポンプ車
143	土木課	伊豆800さ	3121	普通特種	三菱KK-FK61FK 排水ポンプ車
144	土木課	伊豆100さ	3178	普通貨物	トヨタダイナ
145	下水道課	伊豆480あ	171	軽貨物	ダイハツハイゼットカーゴ
146	下水道課	伊豆400す	1608	小型貨物	トヨタプロボックス
147	下水道課	伊豆480き	2834	軽貨物	ダイハツハイゼットカーゴ
148	下水道課	伊豆400す	2102	小型貨物	トヨタプロボックス
149	教育総務課	伊豆300さ	4661	普通乗用	トヨタリウス(旧副市長車)
150	教育総務課	三島市ひ	927	原付	ホンダスーパーカブ 南中
151	教育総務課	三島市ひ	981	原付	ホンダスマートデイオ 沢地小
152	教育総務課	三島市ひ	1562	原付	ホンダデイオチェスト 北中
153	教育総務課	三島市ひ	1308	原付	ホンダタクト 山田中
154	教育総務課	三島市ひ	1327	原付	ホンダタクト 北上中
155	教育総務課	三島市ひ	1325	原付	ホンダタクト 西小
156	教育総務課	三島市ひ	1360	原付	ホンダスマートデイオ 錦田小
157	教育総務課	三島市ひ	1363	原付	ホンダスーパーカブ 北上小
158	教育総務課	三島市ひ	1364	原付	ホンダカブ 南小
159	教育総務課	三島市ひ	1371	原付	ホンダスマートデイオ 山田小
160	教育総務課	三島市ひ	1372	原付	ホンダスマートデイオ 中郷中
161	教育総務課	三島市ひ	1370	原付	ホンダライブデュオ 佐野小
162	教育総務課	三島市ひ	1373	原付	ホンダスーパーカブ SDT 徳倉小
163	教育総務課	三島市ひ	1379	原付	ホンダカブ 東小
164	教育総務課	三島市ひ	1384	原付	ホンダスマートデイオ 中郷小
165	教育総務課	三島市ひ	1385	原付	ホンダスーパーカブ 向山小
166	教育総務課	三島市ひ	1387	原付	ホンダスマートデイオ 北小
167	教育総務課	伊豆480え	390	軽貨物	スズキエブリイ
168	教育総務課	三島市ひ	1306	原付	ホンダディオ 南中
169	教育総務課	三島市ひ	1307	原付	ホンダディオ 錦田中
170	教育総務課	三島市ひ	1398	原付	ホンダディオ 長伏小
171	生涯学習課	伊豆500さ	421	小型乗用	トヨタランドクルーザー
172	生涯学習課	伊豆400さ	77	小型貨物	マツダボンゴ トラック
173	生涯学習課	伊豆400さ	62	小型貨物	トヨタタウンエースバン
174	生涯学習課	伊豆500さ	357	小型乗用	ノア
175	生涯学習課	伊豆480あ	168	軽貨物	ミニキャブバン
176	生涯学習課	伊豆480ひ	7894	軽貨物	スズキエブリイPA4ATリミテッド
177	図書館	伊豆480あ	188	軽貨物	ミツビシシンガタミニキャブ
178	図書館	伊豆800さ	1328	普通特殊	ジンタ号

No.	所 属	車両番号		種別	車両名称
179	文化財課	伊豆580あ	322	軽乗用	スズキkei
180	文化財課	伊豆480え	269	軽貨物	スズキエブリィ
181	議会事務局	伊豆300そ	8576	普通乗用	トヨタプリウス
182	議会事務局	伊豆300そ	8864	普通乗用	トヨタステーションワゴン
183	広報広聴課	伊豆580と	5161	乗用	ニッサンサクラ

水道課車両は別に記載（資料 5－5）

水道課緊急車両一覧表

令和 6 年 2 月現在

種 別	車両番号	無線 番号	放送施設 の有無	配備用途	
				総務・給水 班	施設・管路復旧班
1 給水車	伊豆 830 さ 3404	1	有	○	
2 軽貨物車	伊豆 480 あ・2766	2	有		○
3 軽貨物車	伊豆 480 か 2751	3	有		○
4 トラック 1.5t	伊豆 400 さ 8660	5	無	○	
5 軽貨物車	伊豆 480 う 9996	6	有		○
6 小型特殊	伊豆 800 さ 3375	7	有	○	
7 ダンプ トラック 2t	伊豆 400 さ・29	9	有	○	
8 軽貨物車	伊豆 480 か 2752	10	有		○

ヘリポート基地予定場所一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号	面 積	機種別
日本大学三島高等学校グラウンド	文教町 2-31-145	980-0805	12, 197 m ²	中型
日本大学御園グラウンド	御園 569-3	980-0805	10, 904 m ²	中型
静岡県健康福祉交流プラザ広場	谷田 2276	054-221-2438	4, 500 m ²	小型
長伏グラウンド（北側駐車場）	長伏 274-3 (近隣住所)	977-3800	9, 258 m ²	大型
長伏グラウンドA	長伏 274-3 (近隣住所)	977-3800	13, 200 m ²	中型

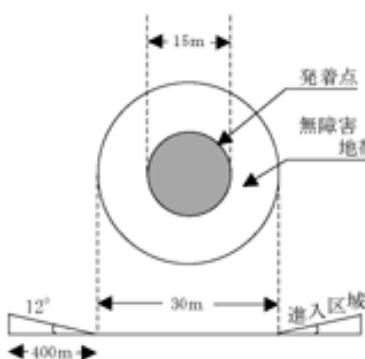
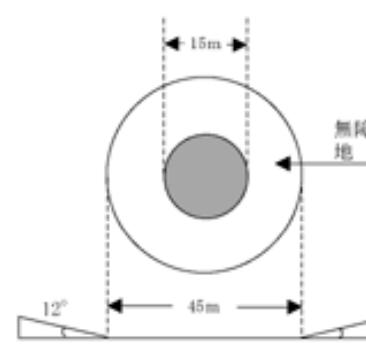
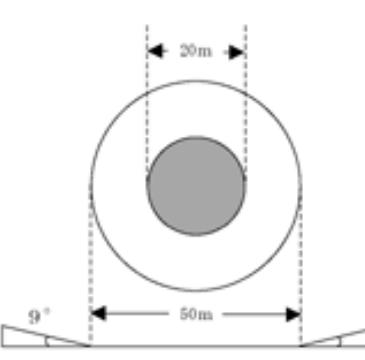
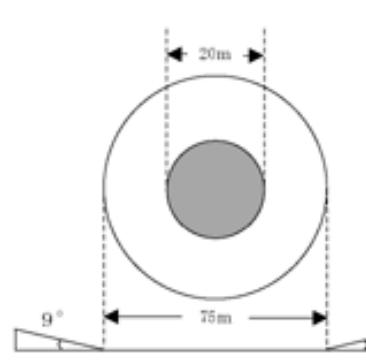
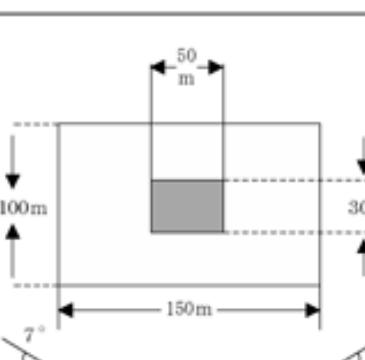
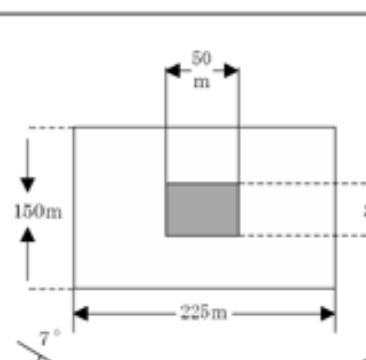
※必要に応じて東京電力ヘリの発着場として使用する（平成26年3月要望に対する許可）

自衛隊集結地

名 称	所 在 地
南二日町広場	南二日町 22-10

ヘリポートの具備すべき条件

1. 離着陸（発着）のため必要最小限の地積

項目	区分	昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6 J 小 型 m 〔全長 9.30 全巾 8.05〕		
	UH-1 H 中 型 m 〔全長 17.40 全巾 14.64〕		
	CH-47 J 大 型 m 〔全長 30.18 全巾 16.26〕		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ 500 メートル、進入表面のこう配 8 分の 1 (7°) を最低限確保する必要がある。

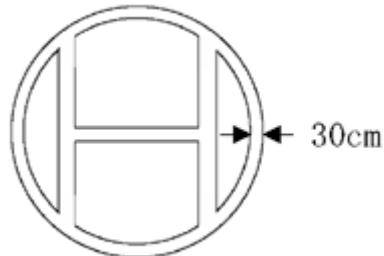
ただし、捜査又は救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(1) 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）。
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着陸点

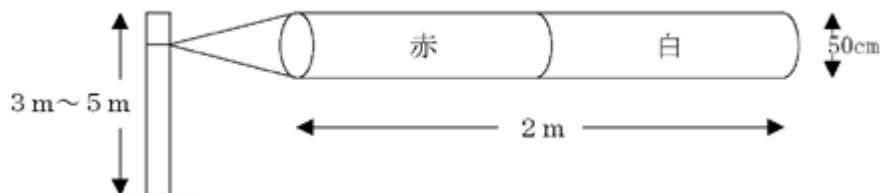
着陸点（直径 30 メートル）のほぼ中央に石灰等で直径 10 メートルの正円を書き、中央に H と記す。



3. 着地帯付近（着地点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹流し、または旗をたてる。

(1) 布 製

(2) 風速 25m／秒程度に耐えられる強度



4. 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。

5. 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6. 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特にヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。